

1 子育て支援施策の充実・強化について

【提案・要望事項】

我が国の少子化は深刻さを増しており、2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題であり、「こども大綱」や「こども未来戦略」に沿って地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいる。

本県においても、少子化局面の打開に向けた取組みを進めてきた結果、令和6年の出生数の減少幅がここ数年と比較し鈍化するなど、一定改善の兆しが見られるところであるが、こうした流れを確実なものとし、少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していく必要がある。

ついては、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。

① こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

こども未来戦略の「加速化プラン」を着実に実施するとともに、地方自治体の子育て支援施策を安定的に行えるよう十分な財政措置を行うこと。

② 地域の少子化対策への財政支援

結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金を拡充するとともに、長期的な視点を持った事業の継続実施が可能な財政的支援を行うこと。

③ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

本県を含む多くの自治体では、治療を希望する方が経済的な理由から治療をあきらめることがないよう、不妊治療への保険適用後においても、自己負担額を軽減するための独自の助成を行うことで多くの方々に利用されているが、一方で財政負担が増加しており、国において自治体への財政的支援を講じること。

④ 妊婦のための支援給付の支給方法について

子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から制度化された妊婦のための支援給付金は、原則、現金支給によることとなったが、令和6年度において、国の推奨により子ども・子育て支援に資するようクーポン等による現物支給を行った自治体では、クーポン等の有効期限によっては令和8年度まで支払いが生じるため、出産・子育て応援交付金（経過措置）を令和8年度まで延長すること。

また、妊婦のための支援給付金をクーポン等で支給する場合の経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

⑤ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進

妊娠・出産や育児等と仕事との両立などを可能とする短時間正社員制度について、事業所での導入が進むよう、国の「キャリアアップ助成金」において、新規採用等の場合も助成対象とするなど、支援制度の拡充を図ること。

また、国では、令和7年4月から出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当に引き上げたが、男性の育児休業取得を促進するには、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げとなるよう制度の拡充を行うこと。

⑥ 子ども医療費助成の国における制度化

国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

⑦ 保育人材等の確保

保育所等や放課後児童クラブについては、配置基準改善や「こども誰でも通園制度」等への対応やこども1人1人に十分に関わるための人材確保が必要である。

特に、保育士の人件費については、令和6年度に10.7%のベースアップが図られ、令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査における15大産業の平均の賃上げ(4.1%)を上回る改善が見られるが、令和6年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額(23.7万円・勤続8.5年)は全産業平均(32.7万円・勤続13.1年)に比べ約9万円低いことから、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善を行うこと。

また、国において、保育の現場や保育士等の仕事の魅力についてより一層積極的に発信するとともに、地域における保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実すること。

⑧ 学校給食費の無償化

「給食無償化」に関する課題の整理を踏まえ、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

⑨ 高等教育の修学支援新制度の拡充

大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準の緩和を図るとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。

⑩ 企業主導型保育事業に対する監査の重複の解消

企業主導型保育事業については、自治体による認可外保育施設としての監査と国による企業主導型保育事業の監査の対応が負担となっており、保育の質の確保や保育士等の負担軽減の観点から重複を解消すること。

【現状・課題】

① こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

- 令和5年12月に、こども政策の基本的な方針等を定める「こども大綱」や、今後の具体的な施策を定める「こども未来戦略」が決定され、少子化対策及び子ども・子育て政策の大きな道筋が示されたところであり、「こどもまんなか」の理念のもと、これらに示された施策を着実に実行していく局面です。
- こども未来戦略「加速化プラン」では、子育てにかかる経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、3年間で集中的に少子化対策に取り組むとされており、これらの施策を着実に実施するとともに、地方自治体が子ども・子育て支援施策を推進するにあたって、事業が安定的に行えるように、十分な財政措置が行われる必要があります。

② 地域の少子化対策への財政支援

- 結婚支援などの少子化対策の強化に向けて、「地域少子化対策重点推進交付金」等による支援制度がありますが、十分な予算を確保するとともに、長期的な視点を持った事業の継続実施が可能な財政的支援が必要です。

③ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

- 不妊治療は個々の状況を踏まえて治療法が選択されていますが、保険適用により選択の幅が狭まってしまうことや、助成廃止により自己負担額が増えるケースが生じることのないように、本県では、保険適用と先進医療を併用する場合の自己負担や、保険適用による3割負担が、助成制度時の負担を上回る場合に、自己負担額を軽減する制度を市町と協調して創設・実施し、多くの方が利用をしています。こうした自治体独自の助成制度を継続して実施していくための財政的支援が必要です。

④ 妊婦のための支援給付の支給方法について

- 本県では、出産・子育て応援交付金について、国の推奨を踏まえ、すべての市町と連携して、電子カタログギフト（地域通貨を含む）での支給システムを構築し、令和6年4月から運用していますが、令和6年度のシステムでは、有効期限を1年半としており、令和8年度にも支払いが生じるため、出産・子育て応援交付金（経過措置）を令和8年度まで延長することが必要です。また、令和7年度以降の妊婦のための支援給付の支給方法については、制度上現金を基本とし、個人の希望に応じてクーポン等での支給を可能とする運用となりましたが、これまで国の推奨を踏まえクーポン等での支給にかかるシステムを構築してきた自治体では、システムの維持や運用が困難となっているため、国として、本来の目的に資する形での支給を続けるために、必要な経費について財政的

支援が必要です。

⑤ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進

- 出産・育児のために離職する者は減少してきていますが、育児と仕事の両立に不安を感じ離職する者を更に減らしていくためには、多様な働き方を可能とする環境づくりを促進していく必要があります。短時間正社員制度は、賃金などの待遇がフルタイム正社員と同様であること等から、仕事と子育ての両立に不安を感じる子育て世代の支援には有効な制度ですが、制度を導入している事業所数は低調な状況です。
- このため、本県では、今年度から、独自に県内事業所が短時間正社員を新たに雇用、またはフルタイム正社員を短時間正社員に転換する場合に助成するなど、導入の支援を行っていますが、育児による離職を防ぎ、育児と両立しながら働くことを支援するためには、国においても短時間正社員制度を導入する事業所を増やしていくための統一的な取り組みが必要です。
- 厚生労働省においては、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の中で、短時間正社員等の多様な正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者を当該雇用区分に転換等をした場合に助成金の加算がなされていますが、「新規の採用」や「現在雇用中のフルタイム正社員の雇用形態変更」については、助成対象となっておらず、支援制度の拡充が必要です。
- また、出生率の低下の要因は、子ども一人の家庭が増えているためとの指摘があります。その背景は、仕事と子育ての両立が難しく、育児が母親任せで父親の育児参加が期待できない、「共働き・共育てモデル」が確立されていない状況があると考えられます。また、育児休業中の手取り収入が大幅に減少するという経済的な問題が育休取得を阻害する一因になっているとの声も聞きます。
- 男性の育児参加を促進し、「共働き・共育てモデル」を確立するためには、男性が育児休業取得をしやすい仕組みが必要です。国においては、令和7年4月から、出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当へと引き上げたことから、一定程度は取得促進につながるものと考えます。
しかしながら、育児の実感を得るには3か月程度は育休を取得することが望ましいと考えることから、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引上げとなるよう制度の拡充を行う必要があります。

⑥ 子ども医療費助成の国における制度化

- 本県では、独自の子ども医療費助成制度を設けて市町への補助を行い、市町との協調により、令和5年8月から、県内すべての市町において、所得制限や自己負担なく高校卒業までの医療費無償化を行っています。国においても、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設する必要があります。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

⑦ 保育人材等の確保

- 令和6年度から行われた3歳児、4・5歳児の保育士配置基準改善や、令和7年度からの1歳児の配置改善加算、また、令和8年度から本格的に実施される「こども誰でも通園制度」への対応など、保育人材が必要とされる制度改正が続いています。

また、待機児童数が減少してきている保育施設に比べて、放課後児童クラブでは、利用ニーズの高まりから、待機児童数が高止まりしている状況にあります。

- そのようななか、障害やアレルギーを持つ子ども等、特別な配慮が必要な子どもへの対応など保育士等に求められる役割は増加しており、現場の職員への負担が増えています。

子どもたちの保育施設等での生活は、子どもの心の成長の基盤になるものであり、一人一人への関わりが重要であるにも関わらず、人手不足から十分に向き合えない状況も生まれています。

- 本県では、保育士人材バンクや保育学生修学資金貸付等の事業を行い、保育士等の確保に努めているところですが、近年、保育士養成校への進学者が減少し、また、保育士養成校を卒業しても保育施設等に就職しない学生が増加しています。潜在保育士についても、求人を行っても応募が少なく、保育人材の確保に苦慮する保育施設が増えています。放課後児童クラブにおいても同様に、放課後児童支援員の確保が困難な状況にあり、子どもの育ちに関わる人材確保のための取組は急務です。

- そのため、保育の現場や仕事の魅力発信を国として積極的に行うとともに、保育士の人件費について、令和6年度には大幅な改善が見られたところではありますが、令和6年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額が全産業平均に比べ約9万円低く、年間賞与等も低いことから、待遇面においても魅力のある職となるよう、公定価格の抜本的な見直しを行うよう要望します。また、保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実するよう要望します。

⑧ 学校給食費の無償化

- 多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、本県においては、令和6年1月から、すべての市町において第3子以降の学校給食費の無償化を実施しています。
- 少子化の進展等の社会情勢が変化するなか、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費の保護者負担の軽減を図る必要があります。そのため、学校給食費の無償化については、国において全国一律の制度化が必要であると考えます。
- 国の「こども未来戦略会議」において、無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査を行った上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされ、令和6年12月27日に、初等中等教育局健康教育・食育課から「給食無償化」に関する課題が整理されたところであります。
- 具体的な検討に当たっては、整理された課題を踏まえ、各自治体の状況も把握したうえで制度設計を行うとともに、新たな制度設計にかかる人的・財政的費用負担が生じることがないように要望します。

⑨ 高等教育の修学支援新制度の拡充

- 本県では、県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高い大学生等が経済的理由により修学が困難とならないよう奨学金を貸し付けることにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりを進めているところですが、高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減については、県民や県内市町から強い要望があるところです。
- 令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現していますが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減免額や給付額が減額されており、大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のためには、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図る必要があります。
- こうしたなか、国においては、「高等教育の修学支援新制度」について、令和7年度から多子世帯の学生等に対しては、所得制限なく、大学等の授業料、入学金を一定額まで減額、免除することとされましたが、安心して子どもを生み育てられるための制度となるよう支援対象の拡大や所得基準の緩和、減免額、給付額の引き上げなどのさらなる支

援を行うよう要望します。

⑩ 企業主導型保育事業に対する監査の重複の解消

- 保育の受け皿の一つを担う企業主導型保育事業については、児童福祉法に基づき自治体を実施する認可外保育施設としての監査と、こども家庭庁が実施する企業主導型保育事業の監査を重複して受けることとされており、人材確保に苦慮するなか、その対応が負担となっているため、重複の解消が必要であると考えます。

【所管府省】こども家庭庁（長官官房、成育局）、文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）
厚生労働省（職業安定局、雇用環境・均等局）

【県関係課】子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課、保健体育課、政策課、
労働政策課

1 子育て支援施策の充実・強化について

提案・要望事項

所管府省

こども家庭庁(長官官房、成育局)、
文部科学省(初等中等教育局、高等教育局)
厚生労働省(職業安定局、雇用環境・均等局)

県関係課

子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課
保健体育課、政策課、労働政策課

- こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施
- 地域の少子化対策への財政支援
- 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療への財政支援
- 妊婦のための支援給付の支給方法について
- 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進
- 子ども医療費助成の国における制度化
- 保育人材等の確保
- 学校給食費の無償化
- 高等教育の修学支援新制度の拡充
- 企業主導型保育事業に対する監査の重複の解消

・ 現状と課題

- 子育て支援の質・量の拡充を図るためには、財源の確保が必要である
- 国の支援制度の変更に伴い、事業の継続実施が困難となるおそれがある
- 子どもの医療費や給食費の無償化等は、自治体によりばらつきがある

・ 本県の取組

少子化対策局面打開パッケージ

夢と仲間を持つ子育ての実現

経済的
負担
の軽減

子育て
拠点
の充実

みんなが
子育て

地域の実情に応じた施策の予算を十分確保できる、国の持続可能な制度設計

子どもの医療費や給食費の無償化等は全国一律の制度の創設

国の責務において高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減

短時間正社員制度導入企業への支援拡充と育児休業給付金の制度拡充

・ 国への提案・要望の実現

「子育て県かがわ」の実現

結婚の希望をかなえ、
誰もが**夢と仲間**をもって、
次代を担う子どもたちを
安心して生み、健やかに
育てることができる

2 地方財政の充実・強化について

(1) 一般財源総額の確保・充実等

【提案・要望事項】

① 一般財源総額の確保・充実等

喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化や防災・減災対策に加え、地域産業を支える担い手の確保・人手不足対策、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素・地球温暖化対策、デジタル化の推進や公共施設の老朽化対応など、新たに重点的に取り組むべき課題についても、国と地方の適切な役割分担のもと、地方が積極的に施策を実施できるよう、地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。

また、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

② 年収103万円の壁の見直しやトリガー条項の凍結解除に対する適切な財政措置

令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除などの非課税枠、いわゆる「年収103万円の壁」が見直され、住民税においても給与所得控除最低保障額が10万円引き上げられた。また、いわゆるガソリン税のトリガー条項の凍結解除についても国で議論されており、発動された場合には地方揮発油税や軽油引取税が減収となる。

こうした地方税収の減につながる制度改正に対しては、確実な補填措置を講じること。

③ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が新たに生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。

また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要となる地方財政措置を引き続き講じること。

加えて、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に新たな財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。

④ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

令和7年度の地方財政計画においては、制度創設以来、はじめて新規発行額がゼロとなったものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、今後も臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

【現状・課題】

① 一般財源総額の確保・充実等

- エネルギー価格や物価の高騰などが地域経済にも大きな影響を及ぼしており、税収等の減収など地方財政への影響が懸念されるなか、こども・子育て政策の強化や防災・減災対策に加え、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、教育、福祉などの新たな課題に対応するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が、令和8年度以降も引き続き確保されることが必要です。
- また、令和7年度が終期となっている防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、脱炭素化推進事業債の対象は現在、「公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業」とされていますが、脱炭素化への取組をより一層加速させるために、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等、国の補助金を活用した事業における地方負担分（補助裏）についても対象とすることが必要です。
- 歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要ですが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。

② 年収103万円の壁の見直しやトリガー条項の凍結解除に対する適切な財政措置

- 令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除などの非課税枠、いわゆる「年収103万円の壁」が見直され、個人住民税においても給与所得控除最低保障額が10万円引き上げられたことに加え、現在、国においては、いわゆるガソリン税のトリガー条項の凍結解除についても議論されています。
- 本県で試算したところ、住民税の給与所得控除最低保障額が引き上げられたことによる本県への影響額は、個人住民税は約2.3億円、またトリガー条項が発動された場合には、軽油引取税約48.5億円、地方揮発油譲与税約2億円が減収となります。
- このほか、所得税の非課税枠の引き上げは、地方交付税財源の減収に直結します。
- こうした税制改正については、将来的な景気引き上げ効果が期待できる一方で、短期的には地方税収に大きな影響を及ぼすことから、確実な補填措置を講じる必要があります。

③ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

- 令和５年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げについて、制度移行期における新規採用の平準化に伴い、一時的に人件費が増加する場合等も含め、地方に新たな財政負担が生じないよう適切な地方財政措置が必要です。

また、令和２年度から導入された会計年度任用職員制度についても、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じることが必要です。

加えて、今年度から実施されることとなった教職調整額の引き上げについても、地方に新たな財政負担が生じないよう、制度完成の令和１２年度まで確実に必要な財政措置が必要です。

④ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

- 令和７年度の地方財政計画において、臨時財政対策債については、制度創設以来、はじめて新規発行額がゼロとなったものの、本県の既往債の残高は県債残高全体の約４割を占めるなど、財政健全化の足かせとなっているため、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革が必要です。

【所管府省】総務省（自治財政局）、財務省（主計局）

【県関係課】予算課

2 地方財政の充実・強化について

(1) 一般財源総額の確保・充実等

提案・要望事項 所管府省 総務省(自治財政局)、財務省(主計局)

県関係課

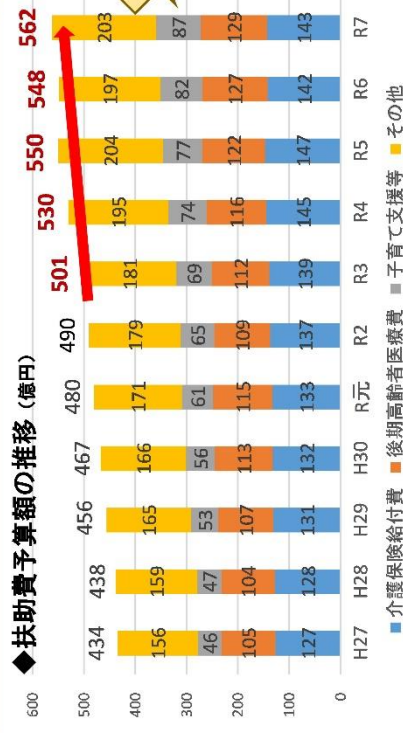
予算課

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- 年収103万円の壁の見直しやトリガ一条項の凍結解除に対する適切な財政措置 (税制改正による税の減収に対しては確実に補填すること！)
- 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置 (人事制度の改正等に伴う適切な財政措置をすること！)
- 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保 (今後臨時財政対策債に頼らないよう、必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること！)

現状と課題

人口減少対策や防災・減災対策等に加え、脱炭素やデジタル化など課題が山積

少子・高齢化の進行に伴い増える社会保障関係費



新たに重点的に取り組むべき行政課題への対応

予算額	R5	R6	R7
少子化対策局面打開パッケージ	1,837	2,395	2,743
担い手確保・人手不足への対応	1,811	1,944	1,995
脱炭素・地球温暖化対策	1,097	1,523	3,244
デジタル化の推進	2,634	3,176	6,170
合計(百万円)	7,379	9,038	14,152

防災・減災対策が急務
南海トラフ地震は今後30年以内の
発生確率が80%

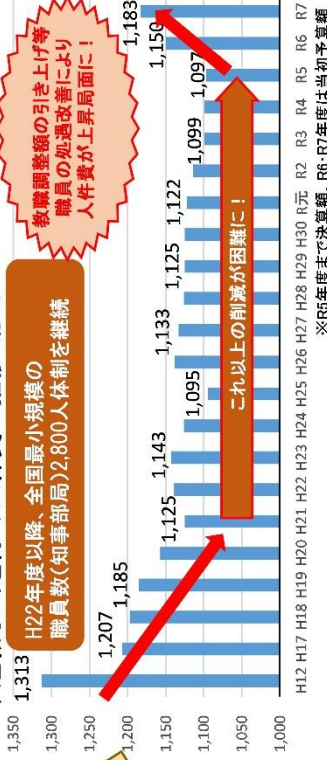
財政需要が増大

山積する諸課題に
地方が責任を持って
主体的に対応できるよう
一般財源総額の
確保・充実、
適切な財源措置
が必要！

財政需要が増大

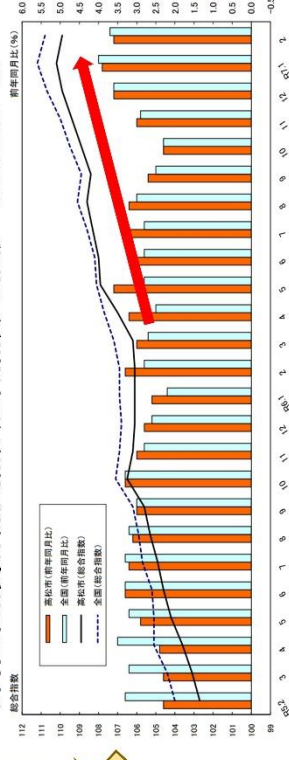
給与関係経費の削減努力も限界、処遇改善による上昇局面に

◆ 退職手当を除く人件費の推移 (億円)



エネルギー価格や物価の高騰

◆ 高松市消費者物価指数(総合指数)の推移

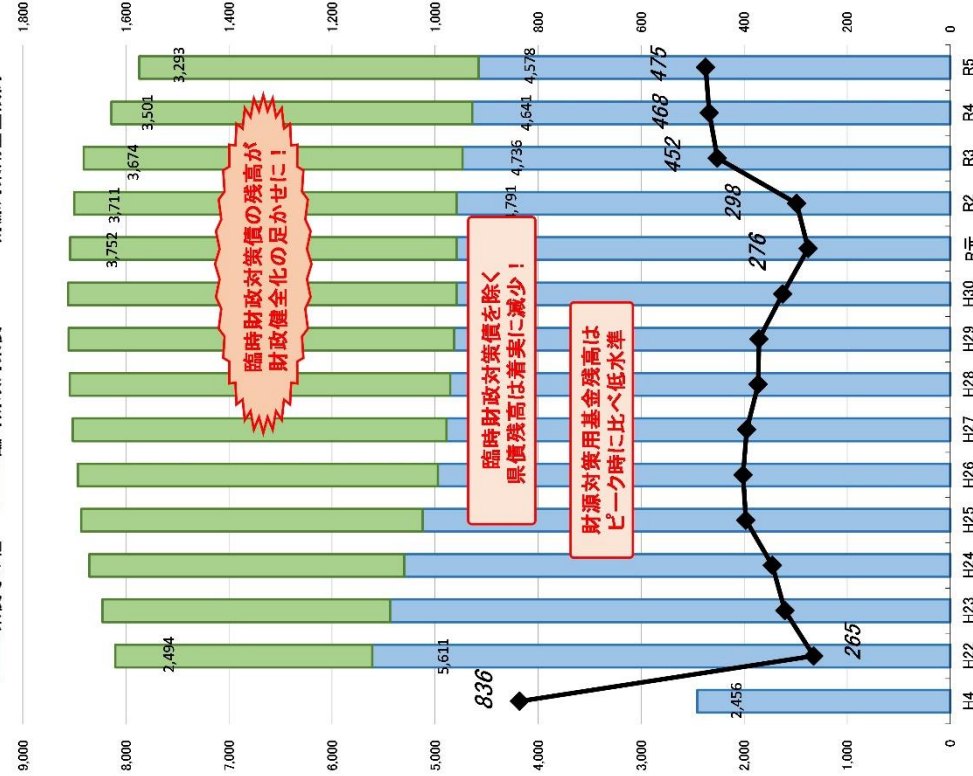


人口減少対策や防災・減災対策等に加え、脱炭素やデジタル化など課題が山積

◆県債残高と財源対策用基金残高の推移（億円）

◆県債残高と財源対策用基金残高の推移（億円）

実質的な一般財源総額に



臨時財政対策債の残高が

財政政策を除外し、賃金は着実に減少

財源対策用基金残高は
ピーク時に比べ低水準

○新たな重点課題も
含めた
適切な財政措置

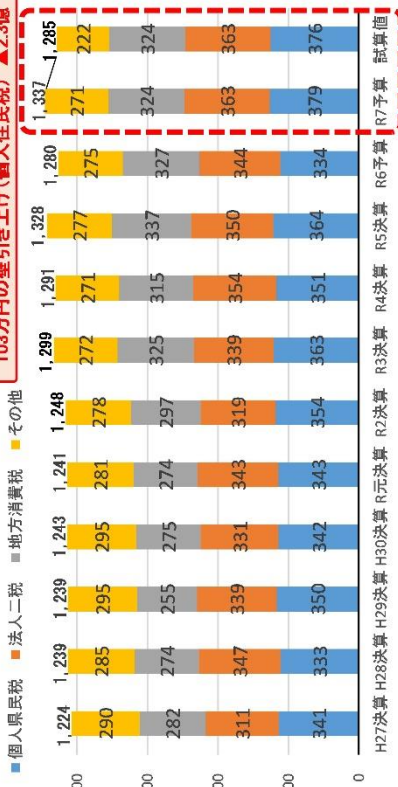
○税制改正による減収に対する確実な補填

○人事制度の改正等に伴う適切な財政措置

が必要！！

地方の頑張りを支援！

◆県税収入の推移（億円）

トリカ・一条凍結解除(軽油引取税) ▲48.5億
103万円の壁引き上げ(個人住民税) ▲2.3億

(2) 公営企業に対する財政支援

【提案・要望事項】

① 地域医療体制の充実・確保を支えるために必要な財政措置の充実

地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。
- (2) また、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。
- (3) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。

② 水道事業の防災対策を強化するための地方財政措置の拡充

能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設（導水管、送水管）や重要施設に接続する水道管路（配水本管、配水支管）の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

- (1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げること。
- (2) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。
- (3) ① 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準（通常の耐震化事業に上積みして実施するものの1/4）について、水道広域化に対する基準（水道広域化施設に係る建設改良費の1/3）と同等程度まで拡充すること。
② 繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の1/2を普通交付税措置）について、水道広域化事業（元利償還金の60%を普通交付税措置）と同等程度まで拡充すること。

【現状・課題】

① 地域医療体制の充実・確保を支えるために必要な財政措置の充実

- 政策的医療について、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、その経費の所要財源については地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は

特別交付税を通じて財源措置が行われています。

また、この経費負担の区分ルールは、総務省繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

- 本県の県立病院においても他県の公立病院同様、昨今の物価高騰や人件費の上昇等の影響から、経営状況が急速に悪化しており、これまでの繰出金の水準では病院経営を支えられない状況となっていることから、令和7年度当初予算では繰出金を大幅に増額しました。

これまでも、一般会計繰出金に対して交付税措置額が少なく乖離がありましたが、今後さらに乖離が拡大する見込みとなっています。

このため、地域医療における最後の砦としての機能を維持するためにも、診療報酬の引き上げとともに、県立病院事業会計への繰出金に対する地方財政措置の充実が必要です。

- また、現在の繰出基準では、近年の制度変更による人件費の増加や、現下の物価高騰などの社会経済情勢の急速な変化に、迅速かつ適切に対応することは困難です。

このため、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療においても、総務省繰出基準に、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を加え、経営強化や医療体制の整備に対する一般会計から病院事業会計への財政的な支援を拡充するとともに、支援に対する地方交付税措置が必要です。

- 加えて、県民医療の充実のため、県民への高度医療・先進的医療の一層の提供が課題となっており、県立病院では医療の先進性を確保していくため、適時、医療器械の更新等を行い、県民に最適・最善・最新の医療を安定的に提供する必要があります。

こうしたなか、医療器械の購入については、病院事業債元利償還金の25%が普通交付税に算定されており、一定財政措置されている一方で、リース分については病床割に含まれていることから、リース料の多寡が反映されず、リースによる整備をためらう状況となっております。リース分についても単年度で実際に必要となるリース料を算定根拠とするなど、購入と同様に地方交付税の対象として明確に算定していただくことが必要です。

② 水道事業の防災対策を強化するための地方財政措置の拡充

- 今後、高い確率で発生が見込まれている南海トラフ地震等に備えるため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震対策が喫緊の課題ですが、本県の重要施設に接続する水道管路の耐震適合率は、令和5年度末で30%であり、全国平均の39%と比べて低い状況にあります。

こうしたなか、本県では、平成29年11月、全国に先駆け、「県内一水道」（岡山県から受水している直島町は除く）となる「香川県広域水道企業団」を設立し、平成30年4月から事業を行っているところですが、今般策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、緊急度や優先度の高いものから順次、耐震化を図っていくこととしております。

生活に不可欠な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、今後も必要な予算

を確保していただくとともに、防災・安全交付金の交付率（１／３）を下水道事業と同程度（１／２）まで引き上げるなど、耐震対策に係る支援の拡充を要望します。

- さらに、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業を活用し、耐震対策を加速化できるよう、耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に、元利償還金に対しての普通交付税措置の創設を要望します。

- また、水道事業については、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、その経営基盤を強化するため、地方財政計画において、公営企業繰出金を計上することとしており、その考え方については、地方公営企業繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

今年度、繰出基準が見直されていることは承知していますが、現在の繰出基準では、迅速かつ適切に対応することは困難であり、耐震化を加速化するには、国、地方公共団体及び水道事業者がより連携して取り組むことが必要です。

そこで、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する繰出基準及びそれに伴う地方財政措置について、水道広域化に対する基準と同等程度までに拡充することを要望します。

【所管府省】総務省（自治財政局）、財務省（主計局）

【県関係課】予算課、県立病院課、水資源対策課

2 地方財政の充実・強化について (2) 公営企業に対する財政支援

提案・要望事項

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)

県関係課

予算課、水資源対策課、県立病院課

① 地域医療体制の充実・確保を支えるために必要な財政措置の充実

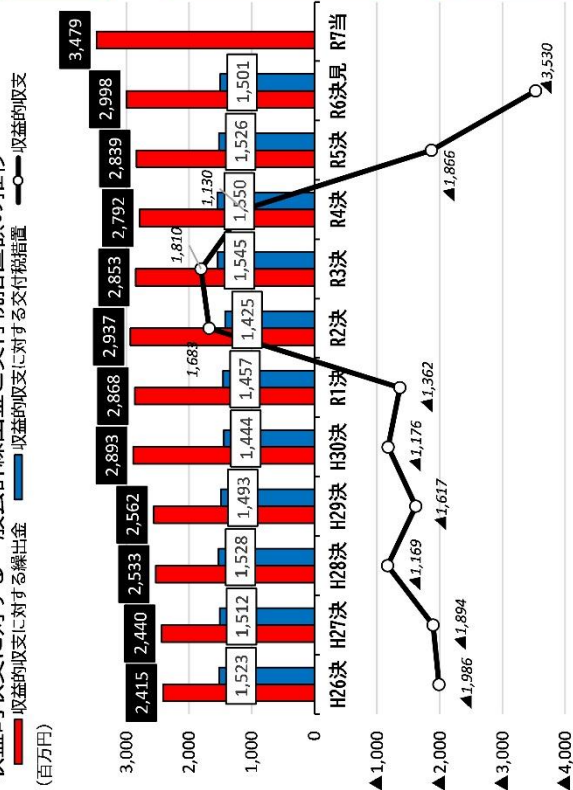
地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人員費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。
- (2) また、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続く中、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医療収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。
- (3) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。

現状と課題

極めて厳しい県立病院の経営に対して、繰出基準の見直しや財政措置の充実による支援が必要

収益的収支に対する一般会計繰出金と交付税措置額の推移



医療収支の年度間比較 ※非現金支出費用の減価償却費を除く			
	R1	R5	増減率
医療収益	22,115	23,073	4.3%増
医療費用	24,629	26,388	7.1%増
給与費	13,777	14,427	4.7%増
薬品費	3,790	4,257	12.3%増
診療材料費	3,378	3,690	9.2%増
光熱水費	416	562	35.1%増
委託料	2,073	2,387	15.1%増
医療収支	▲2,514	▲3,315	31.9%悪化

一般会計繰出金と地方交付税措置額の比較

	R5決算における 一床あたり積算単価	一般会計 繰出金	交付税 (措置額)	乖離額
	[中央病院]一般病床/床	2,465	720(普)	▲1,745
	[中央病院]救急病床/床	10,625	9,937(普)	▲688
	[中央病院]感染症病床/床	7,211	4,251(特)	▲2,960
	[丸亀病院]精神病床/床	2,806	2,243(普)	▲563
	[白鳥病院]救急病床/床	12,810	10,642(普)	▲2,168
	R5決算における 繰出金と交付税措置額	2,839 百万円	1,526 百万円	▲1,313 百万円

物価高騰や人員費増により
医療収益の増以上に
医療費用が増加

病院運営に係る
コスト増を踏まえた、
適切な財政措置が
必要！

病院経営の悪化に対して、
一般会計繰出金は増加傾向で
ある一方、地方交付税措置額
は実際の費用を下回っており、
横ばい

※交付税措置額には、病院事業の元利償還金が含まれている。(元金償還金を含む。)
※収益的収支については、減価償却費等非現金支出も含む。

2 地方財政の充実・強化について

(2) 公営企業に対する財政支援

提案・要望事項

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)

県関係課

予算課、水資源対策課、県立病院課

② 水道事業の防災対策を強化するための地方財政措置の拡充

能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設(導水管、送水管)や重要施設に接続する水道管路(配水管、配水支管)の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

- (1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率(1/3)を下水道事業と同程度(1/2)まで引き上げること。
- (2) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。
- (3) ①急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準(通常の耐震化事業に上積みして実施するもの)1/4について、水道広域化に対する基準(水道広域化施設に係る建設改良費の1/3)と同等程度まで拡充すること。
- ②繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置(元利償還金の1/2を普通交付税措置)について、水道広域化事業(元利償還金の60%を普通交付税措置)と同等程度まで拡充すること。

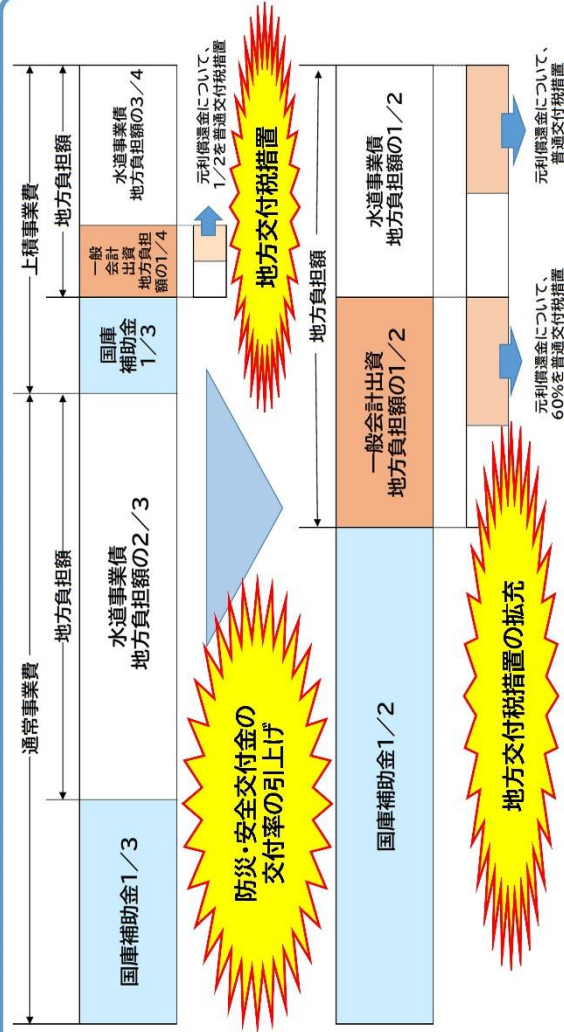
現状と課題

南海トラフ地震に備えた急所施設(導水管、送水管)や重要施設に接続する水道管路(配水管、配水支管)の耐震化が急務

本県における水道施設の耐震化の状況

	取水施設	導水管	浄水施設	送水管	配水池	重要施設に接続する管路
全国平均	46%	34%	43%	47%	67%	39%
香川県	68%	34%	61%	40%	61%	30%

全国平均に比べて、耐震化率が低い



(3) 地方創生関連予算の確保・充実等

【提案・要望事項】

① 地方創生関連予算の十分な確保・充実

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、引き続き「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等の地方創生関連予算の十分な確保及び充実を図ること。

② 地方創生交付金の積極的な採択及び交付要件の緩和

地方創生交付金については、既存施設のリニューアルを含む拠点整備事業やインフラ整備事業についても積極的に交付対象事業として採択するとともに、試作・実証経費等の交付対象経費についても交付要件の緩和を図ること。

【現状・課題】

① 地方創生関連予算の十分な確保・充実

- 地方移住への関心の高まり等の好機を捉え、「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を主体的に進めていけるよう、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。
- 特に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、令和6年度補正予算において、従来の地方創生推進交付金（平成28年～令和4年）・デジタル田園都市国家構想交付金（令和5年～令和6年）に代わり新たに創設され、令和7年度当初政府予算においては、過去最大となる2,000億円の予算が確保（令和6年度補正と合わせて3,000億円）されたほか、地方のインフラ整備を支援するための制度改正もなされたところ、地方創生交付金は、地方における地方創生関連事業の推進のために必要不可欠な財源となっていることから、引き続き、地方独自の取組を後押しするための予算の確保及び充実が必要です。

② 地方創生交付金の積極的な採択及び交付要件の緩和

- 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、令和6年度補正予算分、令和7年度当初予算分を合わせて、全国で2,185億円（5,376件、令和7年4月9日内閣府公表）が採択されたところ、本県においても、24事業・11.6億円（計画提出：28事業、24.9億円）が採択されていますが、一方で、4事業が不採択（ソフト1件、拠点整備1件、インフラ整備2件、いずれも新規事業）となったほか、採択となった事業についても交付対象外経費として一部の経費が減額となり、単独県費により実施せざるを得ない状況となっています。
- 不採択となった事業についても、本県における地方創生を推進するための重要な事

業と位置づけ、令和7年度当初予算に計上したのですが、次のような実施内容等に係る解釈の相違により、交付対象外経費とみなされ、不採択となっています。

(1)拠点整備事業（インフラ整備事業とのパッケージ）において、交付対象経費となる、園芸センターや公園施設の性能向上であるにもかかわらず、「全国的に広く普及した施設の定期的な修繕・設備更新等」または「既存設備の更新のみを目的とする事業」とみなされ、不採択となったもの。

(2)ソフト事業において、実装を見越した飲食店設置の実証やクルーズ船の運航シミュレーションであるにもかかわらず、実装する時期が明らかでないとみなされ、交付対象外経費となったもの。

- 国においては、交付金の不採択等により地方創生の取り組みが停滞することがないよう、地域の自主性を最大限に尊重し、地方が自らの創意工夫により取り組む事業については積極的に採択するよう努めるとともに、事業実施に必要な経費が現在の交付要件で交付対象外経費となる場合は、交付要件の緩和等の必要な措置を講じる必要があります。

【所管府省】内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）、財務省（主計局）

【県関係課】予算課

2 地方創生関連予算について

(3) 地方創生関連予算の確保・充実等

提案・要望事項

所管府省

内閣官房(新しい地方経済・生活環境創生本部事務局)、内閣府(地方創生推進事務局)、財務省(主計局)

関係係課

予算課

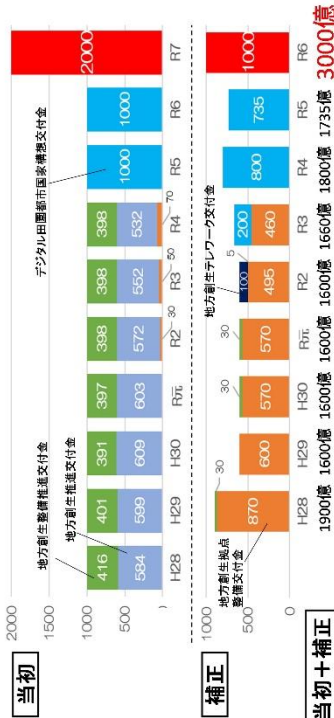
- 地方創生関連予算の十分な確保・充実(地方が特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方創生関連予算の確保・充実を！)
- 地方創生交付金の積極的な採択及び交付要件の緩和(積極的な支援により、地方の創意工夫で取り組み事業への強力な後押しを！)

現状と課題

地方において人口減少が進むなか、地方創生関連事業の推進が急務であり、財源確保が課題

地方創生交付金(政府予算)の状況

◆ 地方創生関連交付金の政府予算額の推移(億円)



◆ 地方創生関連交付金事業の申請額の推移(百万円)



・政府においては、過去最大となる

3,000億円の政府予算を確保



・幅広いインフラ整備も支援対象とする第2世代交付金を創設



・香川県においても地方創生推進のための28事業の実施計画を策定

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」香川県の採択状況(R7当初・R6補正)

タイプ	計画	採択	事業費(百万円)	申請額(A)	採択額(B)	採択率(B/A)
第2世代交付金(ソフト事業)	17	16	2,878	1,309	979	74.8%
第2世代交付金(拠点整備事業)	2	1	183	92	46	50.0%
第2世代交付金(インフラ整備事業)	4	2	1,953	979	22	※2.2%
デジタル実装型	4	4	109	54	54	100.0%
緊急防災整備型	1	1	110	55	55	100.0%
合計	28	24	5,233	2,489	1,156	46.4%

※内閣府交付決定額であり、採択となった2事業に係る各県交付分を含んでいない

地方創生推進のための財源が不足

事業の不採択により地方創生の推進が停滞

地域の自主性と創意工夫を尊重し、地方創生を強力に後押しするため
地方創生予算の確保・充実、積極的な事業採択が必要

3 防災庁（地方支分部局）の設置について

【提案・要望事項】

国においては、令和８年度の防災庁設置に向けて検討を進めているが、本県は四国を管轄する国の出先機関が集約されており、南海トラフ地震発生時に四国の防災拠点となりうることから、本県に地方支分部局を設置すること。

【現状・課題】

- 現在、国においては、令和８年度の防災庁設置に向け、本年１月から「防災庁設置準備アドバイザー会議」を開催し検討が進められているところであり、また、そのバックアップ機能を確保するため、昨年１２月には地方支分部局の設置も検討すると石破首相が発言されています。
- 本県は、自然災害が少なく、本年３月に公表された南海トラフ地震発生時の被害想定においても、四国の他地域と比較して想定死者数等の被害が少ない状況です。
また、本県は、国の出先機関が集約されており、地方支分部局が設置されれば災害時の情報収集や省庁間の連携、国と地方公共団体との連携がしやすく、四国における防災拠点となりうる基礎的な部分が既にベースとして存在しています。
- このほか、本県では、県内の自主防災組織で構成された かがわ自主ぼう連絡協議会や、香川県防災士会と連携し、県民の防災意識の普及・啓発活動や地域の防災訓練のフォローアップ等を行っているほか、香川大学では「四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構」が設置され、行政職員を対象とした研修や教育委員会と連携した防災教育等が実施されています。
これらの取組との連携により、防災庁に期待されている「防災業務の企画立案機能の強化」にもつながります。
- つきましては、本県は四国を管轄する国の出先機関が集約されており、南海トラフ地震発生時に四国の防災拠点となりうることから、本県に地方支分部局を設置していただくようお願いします。

【所管府省】 内閣官房（防災庁設置準備室）

【県関係課】 政策課、危機管理課

4 県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について

【提案・要望事項】

地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。
- (2) また、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。
- (3) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。

県立病院職員の給与等は、人事委員会勧告を考慮せざるを得ないが、現行のベースアップ評価料は対象職員の給与改定額に対して不足しているうえ、対象外とされる医師等の賃上げに資する入院基本料等の増加分は、物価高騰に伴い、医師等のベースアップの財源としても不足していることから、自治体病院に対して令和7年度補正予算における補助金による機動的な対応など緊急的な財政支援を講じること。

【現状・課題】

- 本県は県立3病院を有しており、それぞれが、地域に不可欠な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関では提供することが難しい医療を公立病院として提供しています。
 - ① 三次救急医療として高度急性期医療における県の基幹病院である中央病院
 - ② 精神科救急の最終的な受入先となるなど精神医療の基幹病院である丸亀病院
 - ③ 二次救急医療だけでなく地域包括ケアやへき地医療も担う地域の中核病院である白鳥病院
- 政策的医療について、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、その経費の所要財源については地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交

付税を通じて財源措置が行われています。

また、この経費負担の区分ルールは、総務省繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

- 本県の県立病院においても他県の公立病院同様、昨今の物価高騰や人件費の上昇等の影響から、経営状況が急速に悪化しており、これまでの繰出金の水準では病院経営を支えられない状況となっていることから、令和7年度当初予算では繰出金を大幅に増額しました。

これまでも、一般会計繰出金に対して交付税措置額が少なく乖離がありましたが、今後さらに乖離が拡大する見込みとなっています。

このため、地域医療における最後の砦としての機能を維持するためにも、診療報酬の引き上げとともに、県立病院事業会計への繰出金に対する地方財政措置の充実が必要です。

- また、現在の繰出基準では、近年の制度変更による人件費の増加や、現下の物価高騰などの社会経済情勢の急速な変化に、迅速かつ適切に対応することは困難です。

このため、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療においても、総務省繰出基準に、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を加え、経営強化や医療体制の整備に対する一般会計から病院事業会計への財政的な支援を拡充するとともに、支援に対する地方交付税措置が必要です。

- 加えて、県民医療の充実のため、県民への高度医療・先進的医療の一層の提供が課題となっており、県立病院では医療の先進性を確保していくため、適時、医療器械の更新等を行い、県民に最適・最善・最新の医療を安定的に提供する必要があります。

こうしたなか、医療器械の購入については、病院事業債元利償還金の25%が普通交付税に算定されており、一定財政措置されている一方で、リース分については病床割に含まれていることから、リース料の多寡が反映されず、リースによる整備をためらう状況となっております。リース分についても単年度で実際に必要となるリース料を算定根拠とするなど、購入と同様に地方交付税の対象として明確に算定していただくことが必要です。

- さらに、香川県立病院は、県病院局として地方公営企業法の全部を適用しているため、その職員の給与等は、人事委員会勧告の対象外ではありますが、県病院局は、県の病院事業を担う一部門でありますことから、職員の給与等については、人事委員会勧告や知事部局との均衡などを考慮する必要があります。

県病院局では、令和6年度から、人材確保や常勤職員との権衡の観点から、知事部局と同様に、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しています。また、令和6年度の職員給与等につきましても、知事部局と均衡を図りながら、増額改定したところです。

- 令和6年度の診療報酬改定においては、ベースアップ評価料が設けられておりますが、ベースアップ評価料は、医師や歯科医師、事務職員が対象外とされているうえ、対象職員の給与改定額に対しても不足しています。

そのうえ、入院基本料等の増加分は、物価高騰に伴い、委託料等の経費も大きく増加していることから、ベースアップ評価料の対象外である医師等のベースアップの財源として不足しており、自治体病院の経営は極めて厳しい状況にあります。

地域医療提供体制を確保するためには、自治体病院に対して、補助金による機動的な対応などの緊急的な財政支援を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）、総務省（自治財政局）

【県関係課】県立病院課、予算課

4 県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について

提案・要望事項

所管府省

厚生労働省(医政局)、総務省(自治財政局)

県関係課

県立病院課、予算課

- 自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価の引き上げを！
- 社会情勢の急激な変化に対して迅速かつ適切に対応できるよう繰出基準の見直し及び財政的な支援の拡充！
- 医療器械の更新等について繰出基準を見直すとともに適切な地方財政措置を！
- 自治体病院が持続的に医療サービスを提供できるよう令和7年度補正予算による緊急的な対策を！

現状と課題

物価高騰等による医療費用の急激な増加を公定価格である医療収益に転嫁できず、県立病院の収支状況が大幅に悪化

・令和元年度～令和6年度にかけ、高度・先進的医療の推進により医療収益は+1,268百万円(+5.7%)
一方で医療費用は+2,536百万円(+10.3%)と**医療収支が▲1,268百万円(▲50.4%)悪化。ベースアップ評価料等は給与費等の増加の財源として不足(▲356百万円)**

・リースによる調達は、最新の医療器械を調達するのに適しているが、調達した際の地財措置がなく、病院負担が大きくなることからリースによる調達が困難

地域に不可欠な政策医療の
提供が困難になる恐れ

(単位:百万円)

医療収支 内訳			増減率
令和元年度	令和6年度見込		
医療収益	22,115	23,383	5.7%増
医療費用	24,629	27,165	10.3%増
給与費	13,777	14,948	8.5%増
薬品費	3,790	4,263	12.5%増
診療材料費	3,378	3,816	13.0%増
光熱水費	416	543	30.5%増
委託料	2,073	2,454	18.4%増
医療収支	▲ 2,514	▲ 3,782	50.4%悪化

※非現金支出費用の減価償却費を除く

【総務省繰出基準】

項目	概要
(1)建設改良費	病院の建設改良費及び企業債元償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができる額
(2)へき地医療	へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができる額
(3)不採算地区病院	不採算地区病院(中略)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができる額
(4)救急医療	救急告示病院、救命救急センターにおける医師等の待機及び空床の確保等に必要経費に相当する額
(5)附属診療所	～(13)経営基盤強化対策(省略)

追加

近年の制度変更による人件費の増加や、現下の物価高騰などの社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医療収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

項目	影響額(千円)
ベースアップ評価料	155,827
入院基本料増額分	75,959
給与費(増加分)	520,827
委託料(増加分)	66,489
差(病院の負担増)	▲ 355,530

※費用はR6年度決算見込のR5年度実績額との比較

国への提案・要望の実現

- ・社会情勢の急激な変化に迅速かつ適切に対応できるよう繰出基準に項目を追加するとともに、財政的な支援も拡充！
- ・医療器械をリース等購入以外の手法で調達した場合にも地方財政措置を！
- ・人事委員会勧告等による人件費の上昇に対する国の支援が不足している状況を踏まえ、令和7年度補正予算による補助金などの緊急的な対策を！

5 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

【提案・要望事項】

① 地方における外国人材の受入れ促進について

- ・ 地方自治体による県内企業等の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。
- ・ 新たに創設された「育成就労制度」について、混乱なく円滑に進められるよう、国において、地方自治体や関係団体等に対し、周知啓発を図るとともに、これに併せて既存の制度についても適宜必要な見直しを行うこと。
- ・ 本県の代表的な地場産業の一つである手袋産業は、縫製作業が中心となる産業であることから、現在「特定技能制度」につながる「技能実習制度」の対象職種として「婦人子供服製造」や「紳士服製造」など多くの縫製業務が認められていることを考慮すると、「手袋製造業」も同様に対象職種として認められることが合理的であると考え。ついては、人手不足となっている手袋産業において、外国人材の積極的な活用が進むよう、「技能実習制度」から移行する予定である「育成就労制度」の対象職種として「手袋製造業」を追加すること。
- ・ 「特定技能制度」について、地方の人手不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数の増を図ること。
- ・ 「特定技能制度」や「育成就労制度」については、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的な発展につながるものとなるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や関係団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。
- ・ 「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
(例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事可能とすることで、多様な業務に対応できる能力を養い、広い視野を持つ人材への育成を促すなど、人手不足の解消に加え、業務の効率化や生産性の向上にもつながる)
- ・ 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。
(例えば、詳細な業務内容や雇用の必要性の説明等を任意様式ではなく申請様式の項目に加えるなど)

② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- ・ 外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継

続的な財政支援を講じること。

③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- ・ 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒はこの 10 年間で倍増しており、また、その母語も多様化している中、現在の日本語指導教員数では十分な日本語指導を行うことが難しいことから、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準である 18 人につき 1 人の基準の引き下げを行うこと。
- ・ 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。
- ・ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。

【現状・課題】

① 地方における外国人材の受入れ促進について

- 本県においては、少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、生産年齢人口が減少するなか、有効求人倍率は、平成 23 年 8 月以降、1 倍を超えており、人手不足となっている県内企業が多い状況です。

一方で、本県の外国人労働者数は、昨年 10 月末現在で 14,428 人と、5 年前と比較して約 1.4 倍となっており、本県経済の持続的発展に必要不可欠な人材となっています。

- こうしたなか、本県では、県独自の取組として、外国人材を雇用する場合の在留資格や、労働条件等に関する相談を総合的に受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」を平成 31 年 4 月に開設し、専任職員を配置して対応しています。また、県内企業と留学生を対象とした交流会・企業説明会や、企業等を対象とした外国人材の適正な受入れや定着、活躍にかかる講義等を行うセミナーの開催、企業等が実施する外国人材の日本語能力向上のための取組への支援など、県内企業等の外国人材の受入れ等を積極的に支援しています。

これらの取組を効果的かつ継続的に実施し、外国人材の雇用の円滑化を推進していくためには、外国人受入環境整備交付金の拡充はもとより、外国人材の受入支援などの県独自の取組に対して、継続的に、十分な財源が措置される必要があります。

- 新たに創設された「育成就労制度」については、本年 3 月に基本方針等が閣議決定されましたが、制度内容など国において、地方自治体や関係団体等への周知啓発を図るとともに、既存の制度についても適宜必要な見直しを行う必要があります。
- 本県の代表的な地場産業の一つである手袋産業においても、人手不足は深刻な状況ですが、同産業は「技能実習制度」の対象職種に含まれておらず、このままでは令和 9 年度から施行予定の「育成就労制度」の職種にも該当しないこととなり、外国人材

の積極的な活用が進まず、産業の継続に影響を与えるおそれがあります。

手袋産業は縫製作業が中心となる産業であることから、現在「特定技能制度」につながる「技能実習制度」の対象職種として「婦人子供服製造」や「紳士服製造」など多くの縫製業務が認められていることを考慮すると、「手袋製造業」も同様に対象職種として認められることが合理的であると考えます。

については、他県の地場産業においては、同様の事情により、「技能実習制度」の対象職種への当該産業の追加に向けて、各関係省庁と手続きを進めていることも踏まえ、本県としても、手袋産業において、専門性の高い技術の継承、将来的な産業の成長・発展に向け、外国人材の積極的な活用が進むよう、「育成就労制度」の対象職種として「手袋製造業」を追加することが必要です。

- 「特定技能制度」については、平成 31 年 4 月に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるために創設され、昨年 3 月には、令和 6 年度からの 5 年間の受入れ見込み数を全国で 82 万人として設定することが閣議決定されましたが、昨年 10 月末時点の特定技能外国人数は、全国で 275,120 人にとどまり、本県においては 3,470 人となっています。

このため、「特定技能制度」による外国人材の受入れが円滑に進み、地方の人手不足の解消に寄与するよう、国において、一元的な情報発信等による制度の浸透のほか、企業等の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加、試験会場を設ける国の数や地方での試験の開催を含めた試験回数の増加などの対策を講じていくことが必要です。

また、「特定技能制度」や「育成就労制度」については、外国人材が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することなく、地方の人手不足の解消につながるよう、実効性のあるものとしていくことが必要です。

- 外国人材の在留資格の取得や変更手続については、監理団体や登録支援機関等の関係機関から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」等の意見が多くあることから、申請・届出手続の一層の簡素化が求められています。

また、多くの事業者等において、あらゆる業種や職種における人手不足が顕著となっている実情があることから、外国人材が従事可能な業務について、緩和等を行うなど柔軟に対応していただく必要があります。

例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事可能とすることで、多様な業務に対応できる能力を養い、広い視野を持つ人材への育成を促すなど、人手不足の解消に加え、業務の効率化や生産性の向上にもつながると考えています。

② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- 本県で働き、生活する外国人が増加するなかで、外国人住民と日本人住民が、互い

の文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりの取組が一層重要であり、本県では、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、「かがわ外国人相談支援センター」を平成 31 年 4 月に開設し、外国人にかかる生活全般の相談に多言語で対応できる体制を整備したほか、国際化推進会議による市町等との連携体制の強化、市町における多文化共生のまちづくりに向けた取組の支援など、多文化共生の地域づくりを一層推進していくこととしており、外国人受入環境整備交付金の継続をはじめ、十分な財源が措置される必要があります。

③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

○ 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を 11 名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18 人に 1 人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、義務標準法における配置基準の見直しが必要です。

○ 一方、県内には、1～2 名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うことができるよう、令和 7 年度は、延べ 44 名の日本語指導員を派遣しています。また、本年度は、日本語指導員の年間派遣時間を、一人あたり 20 時間程度から 35 時間程度に拡充しておりますが、週当たり 1 時間程度の派遣では、十分とは言えない状況にあります。

オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進するためには、国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。

○ また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、教科書の本文を多様な母語へ翻訳したり、視覚的理解を促す動画を再生したりできるデジタル教材の開発が必要です。さらに、外国人児童生徒が散在する地域においては、遠隔による授業を行うことも有効であり、その体制整備のための支援も必要です。

【所管府省】法務省（出入国在留管理庁）、文部科学省（総合教育政策局）、

厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）、経済産業省（製造産業局）

【県関係課】労働政策課、国際課、義務教育課

5 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

所管府省 法務省(出入国在留管理庁)、文部科学省(総合教育政策局)、厚生労働省(職業安定局、人材開発統括官)、経済産業省(製造産業局)

県関係課

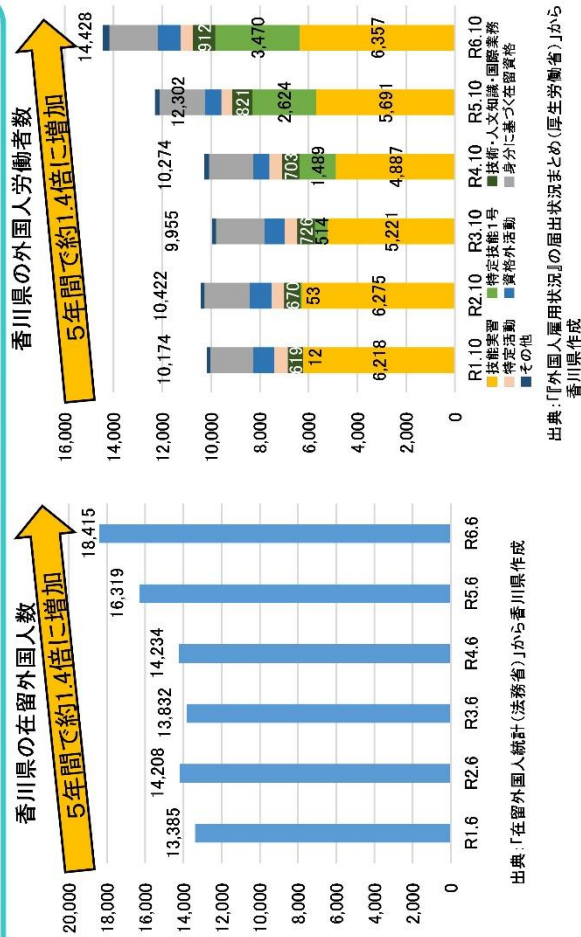
労働政策課、国際課、義務教育課

提案・要望事項

- 外国人材の受入れ促進や多文化共生社会の実現、外国人児童生徒の円滑な学校生活及び学習活動等に係る地方公共団体の取組に対し、財政支援の継続・拡充を講じること。
- 新たに創設された「育成就労制度」について、地方自治体や関係団体等に周知啓発を図るとともに、既存の制度についても適宜必要な見直しを行うこと。
- 現在「技能実習制度」の対象職種として多くの縫製業が認められていることを考慮すると、縫製作業が中心となる「手袋製造業」が対象職種として認められることは合理的と考えられる。このため、本県の代表的な地場産業の一つである手袋製造業において外国人の積極的な活用が進むよう、育成就労制度の対象職種として「手袋製造業」を追加すること。
- 「特定技能制度」や「育成就労制度」について、外国人材が、地方の人手不足の解消に寄与するよう、実効性のある施策を実施すること。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの外国人材が、日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
- 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、一層の簡素化を図ること。
- 日本語指導を行う教員の配置基準の見直し、指導環境整備のための財政支援の拡充、教員等の研修の充実、デジタル教材の開発等を行うこと。

現状と課題

- 外国人材の在留資格の手続については、監理団体や登録支援機関等から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」との意見が多くある。
(R4.12月 JITCO「技能実習・特定技能制度の見直しに関するアンケート」、本県事業者等へのヒアリング)
- 多くの事業者等において人手不足が課題である状況の中、「技術・人文知識・国際業務」など専門的・技術的な分野の在留資格を有する高度人材は、幅広い業務への従事を可能とすることで、広い視野を持つ人材へ育成することが可能となり、人手不足の解消だけでなく、業務の効率化や生産性の向上につながる。(事業者等へのヒアリング)
- 本県の代表的な地場産業の一つである手袋製造業でも人手不足は深刻だが、技能実習制度の対象職種に「手袋製造」がなく、外国人材を受入れできない状況。他県の地場産業では、職種追加に向け先行して動いている事例あり。(日本手袋工業組合等へのヒアリング)
- 多文化共生の社会づくりを推進するため、市町等との連携を強化するとともに、地域住民の多文化共生に関する理解を深め、地域における多文化共生の取組を促進させる環境づくりが必要である。
- オンラインを活用して近隣の小中学校の外国人児童生徒に対する効果的な指導を実施する学校がある一方で、指導できる教員不足や、ICT環境が整っていないために、十分な指導ができないケースもある。教員配置等の指導体制の整備・強化や、個に応じた指導等を行うことができる学習環境づくりが必要である。



6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

(1) 教員を支える体制の強化・充実

【提案・要望事項】

- ① 本県では、令和4年度以降、香川型指導体制として、県内の小中学校、全学年において35人学級を実施しており、また、高等学校においても、専門高校を中心に1学級40人を下回る生徒数をベースに教職員を配置し、多様な教育内容や少人数によるきめ細やかな指導の充実を図っている。このため、国においては、高等学校においても1学級35人をベースにした教職員定数の大幅な増員を図ること。加えて、小学校においては教科担任制の更なる拡充を図るなど、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。
- ② 学級担任や教科指導・生徒指導を担っている教員がそれらの業務に注力できるよう、養護教諭が児童生徒の心身の不調に対する対応や感染症対策などの業務を十分に担えるように、また、栄養教諭が各学校・各学級において食に関する指導や食物アレルギーに対応した給食の提供にきめ細かく対応できるように、算定基準を見直すこと。加えて、国が進める共同学校事務室は学校事務職員が教員を効果的に支えられる体制であるので、共同学校事務室の定数の見直しを図ること。
- ③ 教員の業務をサポートする教員業務支援員や特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールロイヤーなどの支援スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等に必要な財源を確保すること。
- ④ 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員の処遇改善やイメージアップの取組を行うこと。
- ⑤ 各都道府県における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や新たな教育課題を踏まえた適切な試験問題の実施の観点から、国において教員採用選考試験における1次試験の共通化を早期に図ること。
- ⑥ 教員を確保するための施策として、正規教員経験者が講師採用となった場合の免許外教科担任の許可ができるよう教育職員免許法の見直しを図ること。

【現状・課題】

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しているところです。

- 学校における働き方改革を推進し、各都道府県及び各市町村の教育委員会が定めた「時間外在校等時間」の上限に関する規則等を遵守し、心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と児童・生徒の豊かな成長を実現するためには、教職員定数の改善などにより働き方改革をより一層推進する必要があります。
- 中学校の学級編制の標準については、令和8年度から3年間をかけて学年進行で35人に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。
- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。国においては、令和4年度から、小学校における教科担任制の導入に当たり、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換の促進によって実施すべきということも示されていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換だけでは学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年での交換授業が実施できないことなどから、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。
- 学級担任や教科指導・生徒指導を担っている教員がそれらの業務に注力できるようにするためには、その他の教職員が専門性を生かして支援できる連携体制の整備も重要です。心身に不調や不安を訴える児童生徒は増加しており、不登校児童生徒の数についても依然、増加している状況にあります。そのような児童生徒の教育相談体制には、スクールカウンセラーは一定の役割を果たしますが、日常的には学級担任や常勤である養護教諭が児童生徒の訴えの窓口となっています。教員の負担を軽減するためにも、保健室等の落ち着いた環境で、児童生徒に寄り添いながら声を聞くことができる養護教諭は不可欠な存在となっています。
- また、新たな感染症の流行は落ち着いたものの、感染症対策は今後も学校の大きな課題といえます。そのためにも、教職員を含め児童生徒への衛生教育や、自身の健康維持に関する教育は引き続き必要とされています。さらには、近年、医療ケア等の健康面で特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあります。
- 養護教諭が担うべき業務は多岐にわたり、義務標準法で定められる養護教諭の定数で

は、対応しきれていない学校も多く見られます。学校教育における安心安全を保障するために、平成 13 年以降、見直しが図られていない義務標準法の基準の大幅な引き下げが必要です。

- 栄養教諭も教員の業務負担を軽減する存在です。平成 17 年の栄養教諭制度の創設時から、栄養教諭の職務には、児童生徒に対する食に関する指導が位置付けられており、さらに、近年、食物アレルギー等個別の課題を有する児童生徒が急速に増加し、栄養教諭は、食物アレルギー対応の基本方針等に基づいた食品選定や献立作成、給食の各段階におけるチェック機能の強化、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 栄養教諭が担うべき業務が従来に比べて大幅に増加し、多様化する一方で、本県では市町において調理施設の老朽化や給食提供の合理化の観点から共同調理場が新設・統合により、義務標準法で定められる栄養教諭等定数が急激に減少しています。令和元年度には、3 市町が連携し、中規模の調理場を統合し大規模の共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が 5 人から 2 人に減少し、19 校 215 学級 4,500 人の児童生徒に対して定数 2 人となった地域があり、今後も、他の市町においても共同調理場への移行による定数の減少が見込まれています。
- その結果、共同調理場に配置する定数は、食数によって算定されるため、一人の栄養教諭が受け持つ学級数が増え、各学級での食に関する指導が十分に行えず、学級担任や専科指導の教員がその代わりを担ったり、食物アレルギー等の個別の課題に対応した給食の提供ができなかったりする状況が生じており、それが教員の業務負担になっているケースも散見されます。現在の義務標準法の基準は、食の指導が求められる栄養教諭の制度創設前の平成 13 年に見直された後、変更されておらず、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るために、義務標準法の栄養教諭等の定数について、共同調理場においても学級数を基礎とした算定基準とするなど、新たな視点による算定基準の設定が行われるよう要望します。
- 現在、学校の働き方改革として、教員が担う業務の負担軽減は喫緊の課題となっており、業務の役割分担・適正化のさらなる推進が必要です。その取組のなかで、教員から事務職員への業務移行や学級担任が行う学級事務の支援など、教員と事務職員の連携・協力が図られており、事務職員の担う業務の幅が広がっています。
- また、学校が抱える教育課題を解決するためには、様々な専門性を持った教職員が連

携・協働する「チーム学校」を作り上げることが必要であり、学校事務職員は、総務・財務等に通じる専門職として、学校内で行われる様々な意思決定場面において専門的な情報を提供するなど、より主体的・積極的に学校運営に参画することが求められています。

- そのようななか、これまで学校事務の定数は見直しが図られず、多くの小中学校の事務職員が単数配置のままとなっています。こうした状況に対し、国は国庫補助の加配により体制の強化を図っていますが、国が推し進める共同学校事務室の設置が効果的と考えられるため、今後は、その設置も制度に組み込んだ新たな配置基準の設定を要望します。
- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、教員業務支援員、特別支援教育にかかる支援員、情報通信技術支援員、部活動指導員及びスクールロイヤーなど、教員の負担軽減と教育活動の充実の両立を目指した、教員を支える体制の強化・充実のための支援スタッフをより一層拡充する必要があります。そのため、国においては、補助率・補助単価の引き上げなど、十分な財源措置を確保することが不可欠です。また、市区町村が実施主体となる間接補助事業で、仮に県と市区町村が事業費を折半する場合、国の負担は総事業費の6分の1、県が実施主体となる直接補助事業の場合は総事業費の3分の1と国の負担割合が異なっていることから、実施主体に関わらず、総事業費に対する国の負担を一定の割合とすることが適切であると考えます。
- 一方で、多忙化等による教職に対するマイナスイメージが、近年の教職を志す人材の減少や離職による教員不足の要因となっています。その状況は全国と同様に本県においても危機的な状況であることから、職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、少なくとも、いわゆる「人材確保法」による給与改善後の教員の優遇分の水準を図るなど、国において教員の給与体系の見直しを含む処遇改善や福利厚生面の充実を図る取組を進めることが必要です。今国会に提出されている「給特法」の一部を改正する法律案では、教育職員の処遇の改善のため、教職調整額を給料月額の10%まで段階的に引き上げることや、教育委員会に対して、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための計画の策定、実施状況の公表の義務付け等が盛り込まれています。また、中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取り組む等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保することが必要です。
- 民間企業等の就職活動が早期化するなか、優秀な人材を確保するため、国からは選考

時期の前倒しを積極的に進めるよう働きかけがありますが、試験問題の作成等には、相当の時間と労力を費やしており、国が進める早期化に合わせるためには、さらに作成の時期を早めるか、時期を短くする必要があり、実施が難しい状況にあります。

- 国においては、小学校教員資格認定試験問題を自治体に提供するなど、早期化に伴って生じる自治体の負担軽減に努めているものの、現行のやり方では、各自治体が改めて試験問題を決定する必要があり、同様の負担がかかっています。

小学校のみならず、中学校及び高等学校を含めた1次選考試験の共同実施が実現すれば、負担軽減が図られ、各自治体が、2次試験での人物重視の選考に注力できることで、優秀な人材の確保がより可能となることから、1次試験の共同実施の早期の整備が必要です。

- 中学校では、特に美術や技術・家庭などの技能教科において教員不足であることに加え、小規模校の割合が高くなってきている地方においては、全教科を担当できる教員数を配置できない状況が生じています。非常勤講師を派遣する等の工夫をしているものの、離島や山間部にある小規模校については、通勤に時間を要するため、人材はいても講師を引き受ける方が少ない状況となっています。

- 今後、このような状況はさらに進むと予想されることから、学校現場の人材を維持するためには、正規教員から定年等により退職した正規職員を再び学校現場で任用し、活躍していただくことも考えられます。その一つとして、正規教員経験者を臨時的任用等、講師として任用する場合において、免許外の教科を担当することができるよう、教育職員免許法の見直しやより弾力的な運用の検討が必要です。

【所管府省】 文部科学省（総合教育政策局、初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実にについて

(1) 教員を支える体制の強化・充実

所管府省

文部科学省(総合教育政策局、初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁)

県関係課

教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

教職員定数の一層の見直し

・高等学校における35人学級の早期実現

40人学級→35人学級
 によるきめ細かな指導体制の整備が必要

	月 火 水 木 金											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
高等学級												
中学校												
小学校												
令和3～7年度												
令和8～10年度												
未定												

※香川県は香川県推進体制により令和4年から小中学校の全学級で35人学級を実施

・小学校教科担任制の実施における専科教員の拡充
 学級担任がゆとりを持って指導の充実に図るには空きコマの確保が必要

・養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の定数改善に向けた義務標準法の見直し
 ■は空きコマに

養護教諭 複数配置基準の引き下げを
 栄養教諭 共同調理場の場合も、食数ではなく学校数で算定を
 学校事務職員 共同学校事務室の定数の見直しを

教職の魅力化推進のための財源確保

・教員を支える体制強化のための支援スタッフの拡充

- ① 国庫補助率や補助単価の引上げが必要なもの
 スクールカウンセラー
 スクールソーシャルワーカー
 中学校部活動指導員
 教員業務支援員
 副校長・教頭マネジメント支援員
- ② 地方財政措置の拡充が必要なもの
 医療的ケア看護職員
 学校司書・ICT支援員
 特別支援教育支援員
 高等学級部活動指導員
- ③ 国庫補助の創設が必要なもの
 スクールロイヤー

ゆとりをもって子どもにも向き合える。
 本来の業務に専念できる。

優秀な教員、人材確保のための取組の推進

・給与上の処遇改善や福利厚生面の充実

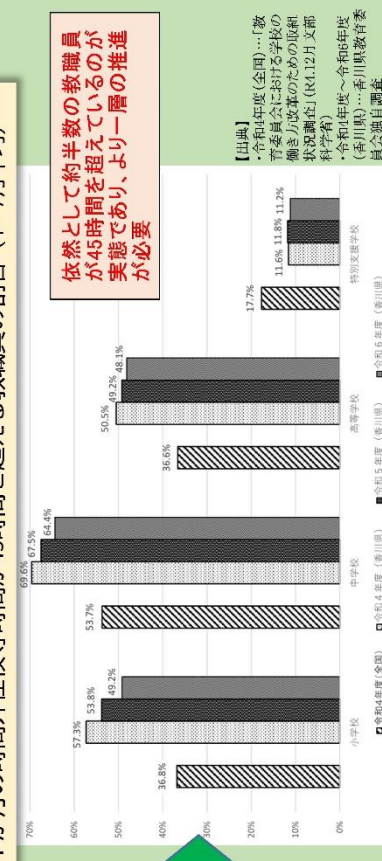
多忙化等による教職に対するマイナスイメージが、近年の教職を志す人材の減少や離職による教員不足の要因となっている

職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、国において教員の給与体系の見直しを含む処遇改善や福利厚生面の充実を図る取組を進めること

・教職のイメージアップ広報活動
 中高生のキャリア教育に組み込むような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取り組むこと

教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進

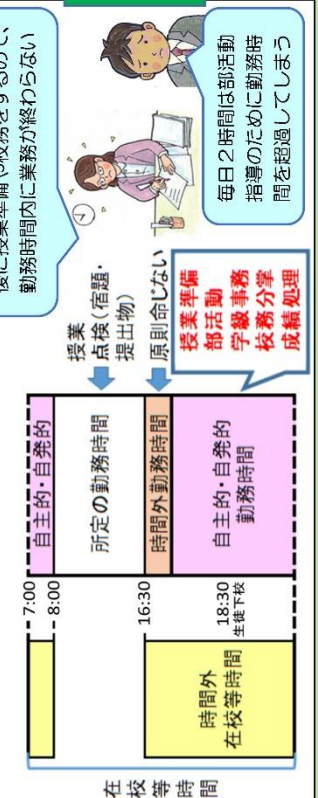
1 か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合 (4～7月平均)



依然として約半数の教職員が45時間を超えているのが実態であり、より一層の推進が必要

現状と課題

「在校等時間」の構成と教員の業務の現状



(2) 持続可能な部活動の運営確立

【提案・要望事項】

- ① 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図ること。
- ② 国において、部活動改革の必要性や目的、スケジュール等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じて部活動改革が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って取り組んできた市町において、改革に向けた意識や取組が後退することが決してないよう、国の方針を着実に実行すること。保護者や市町の費用負担は必須となり、その負担を軽減するために国の制度改正も含め対応すること。
- ③ 家庭の状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開に伴い、新たに生じる保護者等の費用負担を軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政支援を講じること。

【現状・課題】

- 少子化が進むなか、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が危惧される状況にあります。
- 子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するとともに、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善等が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図る必要があります。
- 保護者や地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる方々から、部活動の地域展開に関してその目的や意義について、不安に感じているとの意見が多く聞かれます。そのため、国において、地域展開の必要性や部活動の教育的意義と地域展開との関係性等について十分な広報を行う必要があります。

○ また、部活動の地域展開の取組については、地域によって進捗の格差が生じていることから、地域の実情に応じて部活動の地域展開が円滑に進むよう、継続的な財政支援に加え、部活動改革のゴール像を明確に示す必要があります。

○ 保護者や市町の費用負担を軽減するため、現在、部活動に従事する教職員に支払われている特殊勤務手当などの財源を活用できるよう、国において制度改革を行い、これまで国の方針に沿って取り組んできた団体等において、改革に向けた意識や取組が後退することがないように、また、円滑に地域展開を推進する必要があります。

○ 部活動の地域展開に伴い、家庭の経済状況によって活動の機会に差が生じるのではないかと不安の声が聞かれます。

家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、特に、経済的に困窮する家庭に対して支援する等、国の責任において必要な財政支援を講じる必要があります。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局）

【県関係課】 保健体育課、生涯学習・文化財課

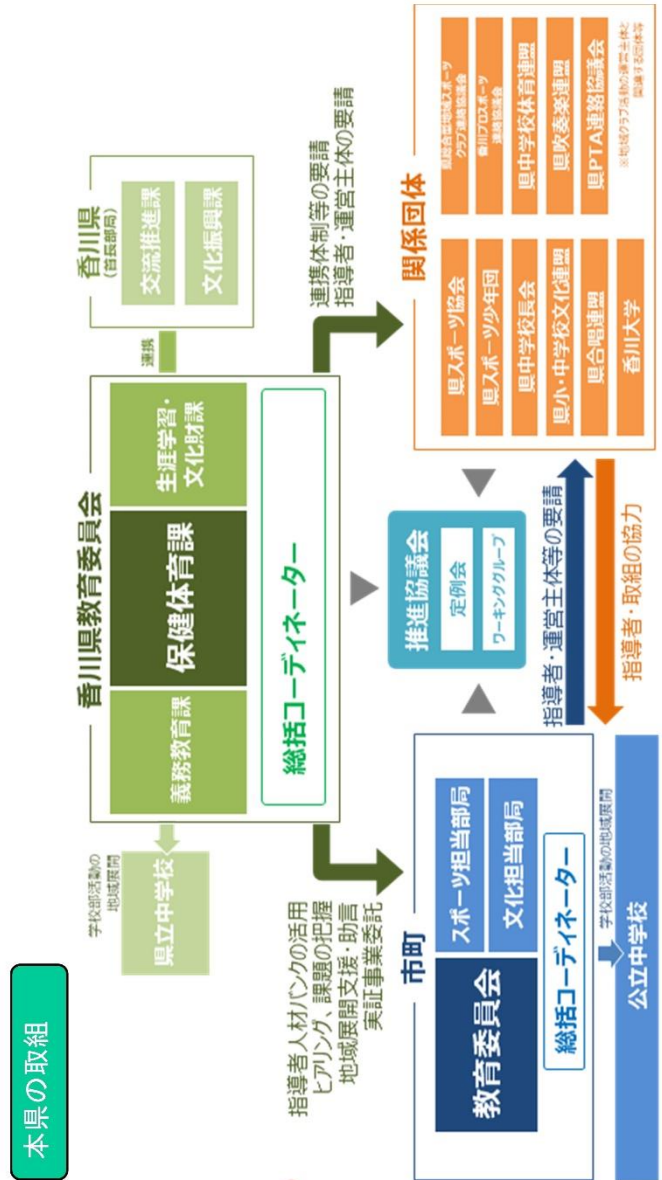
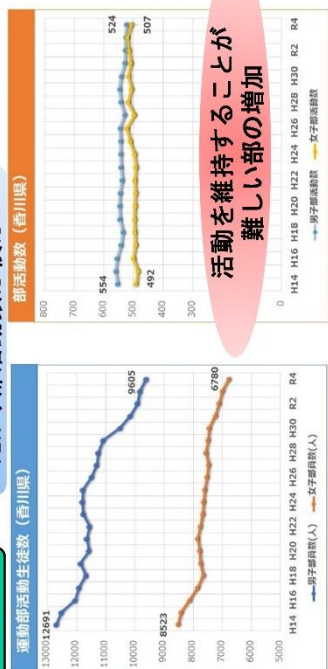
6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実にについて
(2) 持続可能な部活動の運営確立

保健体育課・生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、部活動改革への取組に必要な財政支援を講じること。
- 国において、地域展開の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域展開との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じて部活動の地域展開が円滑に進むよう、より実効性のある施策を講じること。

本県の取組



6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

(3) 子どもの安全・安心な環境等の実現

【提案・要望事項】

- ① 公立学校施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改修事業や大規模改修事業などに、計画的に対応し、また、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、可能な限り当初予算において必要な予算額を計上するとともに、十分な財源を確保すること。また、各自治体が、非構造部材の専門的な点検を適切に実施できるよう、専門的な点検実施の経費にかかる補助制度を創設すること。
- ② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないように、学校施設環境改善交付金の制度を引き続き拡充すること。
- ③ 高等学校施設の長寿命化、体育館への空調設備の設置及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設・設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。また、「緊急防災・減災事業債」については、令和7年度までの時限措置であるため、恒常的な措置とするとともに、避難所に指定されていない高等学校についても、災害時における生徒や学校職員の安全を確保するために必要な防災機能設備等の整備を対象とすること。
- ④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を早急に解消するための財政支援を拡充するとともに、児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運行経費にかかる財政支援の拡充を図ること。
- ⑤ 下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備等に対する財政支援を行うこと。
- ⑥ 夜間中学校の継続的な運営にかかる財政支援制度等を充実するとともに、学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度を創設すること。
- ⑦ 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒が登校したくともできない状況にあるものもあることから、原級留置（留年）により就学支援金支援対象期間（全日制にあつては36月、定時制・通信制にあつては48月）を超過した生徒に対しても、再入学や編入学により当該期間を超過した生徒に対する学び直し支援と同様に、就学支援金相当額を支給する支援制度を創設すること。

【現状・課題】

① 公立学校施設整備における当初予算額の確保等

- 小中学校等における施設整備は、設置者負担の原則のもと、小中学校や特別支援学

校の小中学部の校舎、体育館、寄宿舍の新增築事業には国庫負担金制度が、また、耐震化や老朽化対策、その他教育環境整備事業については交付金制度が国において設けられており、各市町等では、これらの制度も活用しながら施設整備を進めています。

- このようななか、公立学校では、建築後 40 年を超える施設が増加傾向にあり、近年、校舎の天井裏や体育館の外壁などの非構造部材から、モルタル片が落下する事案が発生しているとともに、教育環境の変化等に伴うバリアフリー化等の改装の必要性も増大しており、児童生徒が安全かつ安心して学校施設を利用するための対策が急務となっています。
- 一方、公立学校施設整備にかかる国の予算額は、平成 24 年度以降減少傾向が続いており、令和 3 年度当初予算においては、令和 2 年度当初予算と比較して 470 億円以上減少し、令和 7 年度当初予算においても同水準となっています。何らかの新たな措置がない場合、今後はさらに厳しいものとなることが予想されます。また、依然として、補助単価と実勢価格には大幅な乖離が生じています。
- 今後、施設の老朽化対策や耐震化、学校統廃合等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、新增築事業はもとより、改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、給食施設整備等について、補助率・補助単価の引き上げを行うとともに、非構造部材の専門的な点検実施に係る国庫補助制度を創設し、各自治体が計画するすべての事業が年度の早期から確実に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保されることを要望します。

② 小中学校の体育館への空調整備における財政支援の拡充

- 体育館については、近年、夏場の記録的な猛暑が続いているなかで、体育の授業や部活動中に熱中症となり救急搬送される事案なども発生しており、児童生徒の健康を最優先に考え、安全に体育館を利用するためには、エアコン等の空調設備を体育館に整備することが急務となっています。
- また、体育館は、豪雨や地震等による災害発生時の避難所に指定されている施設が多く、発災の季節によっては、熱中症や低体温症の発症などが懸念されていることから、エアコン等の空調設備の整備が不可欠です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備は十分に進んでおらず、令和 6 年 9 月 1 日

時点において、本県の体育館への空調設備の設置率は 12.5%であり、全国平均 18.9%を下回っている状況です。

- 小中学校の体育館への空調設備の整備については、令和 6 年度に「空調設備整備臨時特例交付金」が創設され、補助単価の増額がなされたものの、依然として、補助単価と実勢単価には乖離が生じており、また、自治体の空調整備に要する事業費は、補助上限額を大きく上回っていることから、整備する自治体が学校の体育館への空調整備を計画的に行えるよう、補助単価及び補助上限額の引き上げを要望します。

③ 高等学校の施設整備における財政支援の拡充

- 高等学校においては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、令和 2 年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修・改築等に取り組むこととしていますが、小中学校に比べ校舎等の規模も大きく、多額の負担が必要となってきます。
- 公立高等学校の体育館への空調設置率については 78.3%であり、全国平均の 14.0%を上回っていますが、本県の場合、全てスポットクーラーであるため、正式な空調設備ではない状況です。
- こうしたなか、生徒の多様化、脱炭素社会の実現、猛暑に起因する健康被害の防止など新しい時代に対応した特色・魅力ある高等学校づくりのための教育を施設面で支えることが重要であり、これら高等学校における校舎等の改修・改築、体育館への空調設備設置及び産業教育等のための施設・設備整備に対する財政支援の拡充を図ることを要望します。
- また、緊急防災・減災事業債については、教育活動中に大災害が発生すれば、避難所に指定されていない高等学校についても、生徒や学校職員の安全を確保する必要があり、生徒等の安全な帰宅が見通せるまでは、体育館等の学校施設を避難所として利用することが求められることから、指定避難所でなくとも防災機能設備等の整備が急務となっており、財源の確保が必要です。

④ 特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入・運行経費にかかる財政支援の拡充

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、在籍者数の増加に伴い教室不足が生じており、令和 3 年 9 月に制定された「特別支援学校設置基準」を踏まえ、教室不足の解消を進めていくため、令和 9 年度までの時限的な措置と

されている補助率の引き上げを恒常的な措置とするとともに、施設の新增改築等の補助単価の引き上げを要望します。

- また、児童生徒の通学範囲の広い特別支援学校において、スクールバスは通学を保障するために必要不可欠ですが、近年、児童生徒の増加に伴い、スクールバス利用希望者も増加しています。このため、一部の児童生徒にスクールバスの利用日の調整などをお願いせざるを得ないほか、車内が過密になる状況が生じています。引き続き、置去防止など安全管理の徹底も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心な通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入経費及び運行委託費を含む運行経費にかかる財政支援の拡充を図ることが必要です。

⑤ 通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財政支援

- 通学路や校内における児童の安全確保に向け、各学校において安全指導・安全管理を行うとともに、警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等と連携した取組を実施しているが、人的配置や資材の整備等に限界があり、「警戒の空白」が生じていることから、人的確保や環境整備に向けた財政支援を要望します。

⑥ 夜間中学校の設置運営に伴う支援

- 夜間中学の設置運営は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、現在の定数措置では安定的な運営が難しく、教職員の定数措置や支援スタッフの増員などの財政支援の拡充と「夜間中学新設準備・運営補助」の補助期間の緩和や、補助率のかさ上げなどを要望します。
- より多くの生徒の学習を保障するため、生徒が経済的な理由で就学をあきらめることのないよう、就学援助制度の創設を要望します。

⑦ 修業年限超過者に対する財政支援

- これまで家庭の教育費の負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金制度により、高等学校の授業料に充てるための財政支援が行われており、さらに令和7年度からは、所得制限の事実上の撤廃がなされ、全世帯での教育無償化が図られました。
- また、高等学校を退学したことがある者が再入学や編入学したことにより、高等学校修学支援金の支給対象となる学校の標準的な修業年限の期間（全日制にあっては36月、定時制・通信制にあっては48月）を経過した後も、高等学校等学び直し支援金制度により、全日制にあっては12月、定時制・通信制にあっては24月までの授業料の支援が行われています。

- しかしながら、再入学や編入学によるものではなく原級留置（留年）により支援金の支給対象となる期間を経過した生徒に対しては国からの財政支援がなく、本県単独で、県立高校では修業年限超過者修学支援金制度を、私立高校では特定私立高等学校生就学補助金制度を創設し、財政支援を行っている状況です。
- 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒が登校したくともできない状況にあるものもあることから、再入学や編入学により標準的な修業年限を超過した生徒と同様に財政支援を行う必要があると考えますので、当該生徒に対する財政支援制度の創設を要望します。

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局）
総務省（自治財政局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、
総務学事課

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

(3) 子どもの安全・安心な環境等の実現

所管府省

文部科学省(大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局)、
総務省(自治財政局)

県関係課

教務総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、
総務学事課

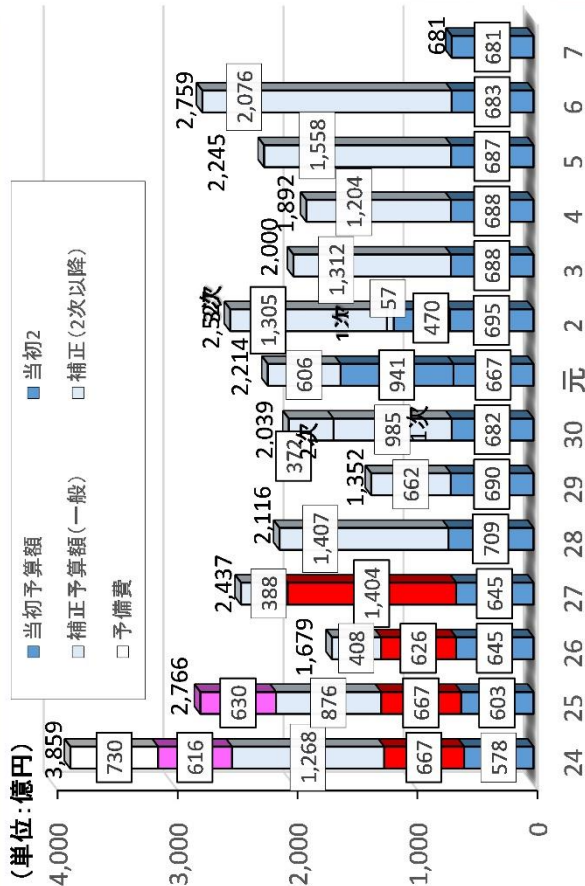
提案・要望事項

- ① 公立学校施設整備における当初予算額の確保等
- ② 小中学校の体育館への空調整備における財政支援の拡充
- ③ 高等学校の施設整備における財政支援の拡充
- ④ 特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入
運行経費にかかる財政支援の拡充

- ⑤ 通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財政支援
- ⑥ 夜間中学校の設置運営に伴う支援
- ⑦ 修業年限超過者に対する財政支援

現状と課題

公立学校施設整備予算額の推移(平成24年度～令和7年度当初予算)



※出典:「令和7年度予算案及び令和6年度補正予算案等について」(R7.1月文部科学省)

空調設備設置状況(小中学校・体育館)

小中学校 令和6年9月1日現在

設置者	保有室数	設置室数	設置率	協定等を含む確保室数(※)	確保率	断熱室数	断熱室率
香川県	266	33	12.5%	58	22.1%	25	9.5%
全国	32,616	6,150	18.9%	9,472	29.0%	6,143	18.8%

※「協定等を含む確保室数」は、設置室数と、未設置の室のうち災害時の調達協定等により緊急時には外部より空調(冷房)設備を確保可能としている室数を合計したもの。
※出典:「公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査」(R6.9月文部科学省)

県立特別支援学校(全9校)の教室不足状況

- ・教室不足数66教室(前回(R3)調査時:40教室)
- ・国の設置基準上の必要面積を満たす学校数:校舎5校(55.6%)、運動場3校(33.3%)

※出典:「令和5年度公立特別支援学校における教室不足調査」(R6.3月文部科学省)

夜間中学にかかる財政支援の必要性

- ・夜間中学は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、職員の定数措置や支援スタッフの増員などの財政支援の拡充が必要。
- ・生徒が経済的な理由で就学を諦めることのないよう、就学援助制度の創設が必要。

修業年限超過者に対する財政支援

- ・原級留置(留年)により修学支援金の支給対象期間を経過した生徒に対しても、学び直しの生徒と同様に財政支援が必要。
【H26～R5実績】学び直し:公立351名、私立511名 修業年限超過者(県単独):県立115名、私立106名

7 四国遍路の世界遺産登録について

【提案・要望事項】

- ・ 四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること。
- ・ 札所寺院等の文化財調査等の取組に対する財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 四国遍路は、阿波・土佐・伊予・讃岐からなる四国に点在する弘法大師修行の聖地の霊場を廻る巡礼です。巡礼者は、「同行二人」という弘法大師を身近に意識しながら大師修行の追体験として円環状の遍路道を巡り、地域社会は巡礼者を弘法大師に見立て、無償の支援の「お接待」で迎え入れるなど、近世社会の成熟に随伴して日本各地で生じた多様な個人を宗教・宗派や貧富を問わず受け入れた「救済の場」として機能しました。構成資産の札所寺院や遍路道は、これらのユニークな信仰を示す唯一無二の物証であり、四国遍路は世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を有しています。
- 四国遍路は、平成 19 年の四国 4 県及び関係市町村による提案を行い、平成 20 年の文化審議会の審査結果では国内暫定一覧表の次点候補としての評価を受け、平成 22 年 3 月に産学民官による「世界遺産登録推進協議会」を設立し、課題解決に向けた取組を積み重ねてきました。
- 「普遍的価値の証明」については海外の専門家より高評価を得るなど検討が進んでおり、「資産の保護措置の充実」についても、近年、史跡指定による札所寺院や遍路道の保護が進捗をみせております。
- 加えて、遍路道については、4 県と関係市町が連携して、景観法や文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定による保護の取組を進めております。
- 「地域コミュニティの積極的な参画」については、遍路道の点検・清掃の活動に一万人を超える参加がみられるなど、保存・継承に対する機運が高まっています。
- 今後とも、四国 4 県をはじめ関係団体が一丸となって構成資産の調査・保全に積極的に取り組むとともに、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともにある持続可能な文化遺産を目指してまいります。
- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、世界遺産暫定一覧表へ記載することや、文化財調査等の世界遺産登録の取組に対する財政支援を要望します。

【所管府省】文部科学省（文化庁）

【県関係課】文化振興課

7 四国遍路の世界遺産登録について

県関係課

文化振興課

提案・要望事項

- 四国遍路を世界遺産国内暫定一覽表に追加すること
- 札所寺院等の文化財調査等の取組に対する財政支援を行うこと

- ### 四国遍路の顕著な普遍的価値
- ①信仰の形（弘法大師と共に歩く同行二人）
 - ②社会的インフラ（地域のお接待）
 - ③社会的弱者への救済システム（セーフティネット）

●世界遺産登録の道程と課題

世界遺産登録 → **国内暫定一覧表** → **「四国遍路」**

文化庁からの課題

- ① 資産の保護措置の充実
- ② 顕著な普遍的価値の証明
- ③ 地域コミュニティの積極的な参画

課題解決に向けた取り組み

「四国遍路」

生きていく伝統を表す資産として高い評価を受けている

「資産の保護措置」 部会
礼拝堂・地蔵堂の修復や文庫、文化財等類などの文化財指定に向けた取り組みを進める。

「普遍的価値の証明」 部会
四国への回廊道程と社会科学研究、医療、言語形成などについての研究を行う。

「受入態勢の整備」 部会
礼拝堂・地蔵堂などの回廊の保全、整備、管理形成などを地域とともに進めるための取組を行う。

「普及啓発」 部会
四国への回廊道程の歴史教育や、世界遺産登録に向けた地域住民の理解のための啓発を行う。

四国遍路世界遺産登録推進協議会（四国4県、58市町村、国の機関、大学、経済団体、NPO等民間団体）

★課題解決の取組強化

●資産の保護措置1 中跡指定等の加速化



★課題解決の取組強化

- 地域コミュニティの積極的な参画 機運の醸成
・一日一斉おもてなし遍路ウォーク(主催:NPO法人) 遍路道の点検・清掃活動
参加 10015人(※72 主催:NPO法人) ※※6 7,524人

8 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 全国においても、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

【現状・課題】

- 世界保健機関（WHO）は、平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム行動症」を追加しました。また、厚生労働省の研究事業として（独）国立病院機構久里浜医療センターが令和3年2月に公表した10代から70代を対象とした実態調査では、ゲームの使用状況、ゲーム利用時間及びゲームによる影響が示され、ゲーム利用時間が長い人ほど成績低下や仕事に悪影響が出やすい傾向にあることが判明しました。さらに、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。
- 本県においても、令和2年度、3年度、4年度、6年度に小中高生を抽出し実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などからは、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒が一定割合（令和6年度調査：小学生（4～6年）：3.2%、中学生：5.4%、高校生：6.7%）は存在することが明らかとなり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に

向けて、フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員の派遣などを行ってきたところです。

- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じることが必要です。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、これまでの取組に加え、他の依存症対策と同様にネット・ゲーム依存症のための法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしがなく、本県においてもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が不足しており、県内で中心的にネット・ゲーム依存症の治療を行っている医療機関では、初診まで約1か月半待ちの状況があります。拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築を図るとともに、小児科医と精神科医との連携などによる早期発見・早期治療に取り組む必要があります。
- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必

要があります。

- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては、令和2年3月に「日本のeスポーツの発展に向けて～更なる市場成長、社会的意義の観点から～」を公表したのをはじめ、令和2年7月にeスポーツ競技大会のルール形成戦略にかかる報告書を取りまとめたほか、令和3年度に「Z世代におけるeスポーツ及びゲーム空間における広告価値の検証事業」に関する報告書を公表するなど、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めていると承知していますが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代に愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（成育局）、
文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

8 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省

厚生労働省(社会・援護局)、こども家庭庁(成育局)、
文部科学省(総合教育政策局)

県関係課

子ども政策課、障害福祉課、教養総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講ずること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他の必要な施策を講ずること。

現状と課題

- WHOが改訂版国際疾病分類において「ゲーム行動症」を追加
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
 - ・ 子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
 - ・ 乳幼児期の子どもの保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
 - ・ ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながるような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

今後の取組

国による総合的な 対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
 - ・ 拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医などの連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
 - ・ 対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
 - ・ 医療、教育従事者向け研修体制の構築
 - ・ 専門家の派遣

9 医師確保対策について

【提案・要望事項】

- ① 国は、医師偏在指標が上位 1 / 3 の都道府県を医師が多数・過剰とみなし、医師確保・偏在是正の施策を実施しているが、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員を削減することは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されていない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続を強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

【現状・課題】

- 令和 6 年 3 月に公表された令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、本県の医療施設に従事する人口 10 万人対医師数は、290.5 人と全国平均 262.1 人を上回るものの、県内の二次医療圏で全国平均を上回っているのは東部保健医療圏のみであり、特に小豆保健医療圏においては、163.9 人と全国平均を大きく下回っています。
- さらに、二次医療圏よりも小さな圏域である、東部保健医療圏内の大川圏域と西部保健医療圏内の三豊圏域における人口 10 万人対医師数は、それぞれ 172.0 人、214.1 人と、全国平均を大きく下回っています。このため、令和 6 年 3 月に策定した香川県医師確保計画において、小豆保健医療圏を医師少数区域に、大川圏域を構成するさぬき市、東かがわ市、三豊圏域を構成する観音寺市、三豊市を医師少数スポットとして定めるとともに、これら医師不足地域等に所在する医療機関を地域枠の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を本県の大きな課題である地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けています。
- また、令和 5 年 10 月 1 日時点の人口により計算した本県の令和 6 年度における人口 10 万人当たりの専攻医採用数は 5.08 人で、全国平均の 7.60 人を大きく下回っているほか、令和 6 年 3 月に公表された令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の 45 歳未満の医師数は、全体の 34.5%で全国平均の 40.3%を大きく下回っており、若手医師の確保は喫緊の課題となっています。
- こうしたなか、令和 7 年度医学部臨時定員については、医師多数県の臨時定員を 2 割削減し、医師少数県へ配分されることとなり、本県の臨時定員は 14 名から 11 名に減員

となりました。国の検討会においては、令和8年度医学部臨時定員についても、令和6年度の医学部総定員数を上限とするものの、令和7年度と同様に医師多数県の臨時定員を2割削減する方針が示されています。

- つきましては、医師偏在指標の多寡のみによらず、地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を強く要望します。
- 一方、医師の働き方改革については、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月から、医師に対する時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置に関する枠組みが適用されています。
- 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、特に医師不足に悩む地域の医療機関からは、将来的に、夜間救急や周産期医療等の医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないかと、大学病院等による派遣医師の引き揚げにより現在の医療提供体制が維持できないのではないかとといった懸念が寄せられています。
- この問題の根本的な解決のためには、医師の絶対数を増加させるとともに、医師不足地域の医療機関において医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保することが不可欠であることから、国として、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な財政的支援等を含めた対策を一体的に講じることを要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医療政策課

9 医師確保対策について

所管府省

厚生労働省(医政局)

県関係課

医療政策課

提案・要望事項

- ① 国は、医師偏在指標が上位1/3の都道府県を医師が多数・過剰とみなし、医師確保・偏在是正の施策を実施しているが、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員を削減することは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されていない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続を強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

・ 現状と課題

① 地域枠医師の臨時定員

- ・ 本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は全国平均を上回っているが、小豆保健医療圏をはじめ、大川圏域、三豊圏域が全国平均を大きく下回っている。
- ・ 本県では、小豆/大川/三豊といった医師不足地域に所在する医療機関を地域枠医師の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けている。
- ・ 本県の人口10万人当たりの専攻医採用者数、45歳未満の医師数は全国平均を大きく下回っている。

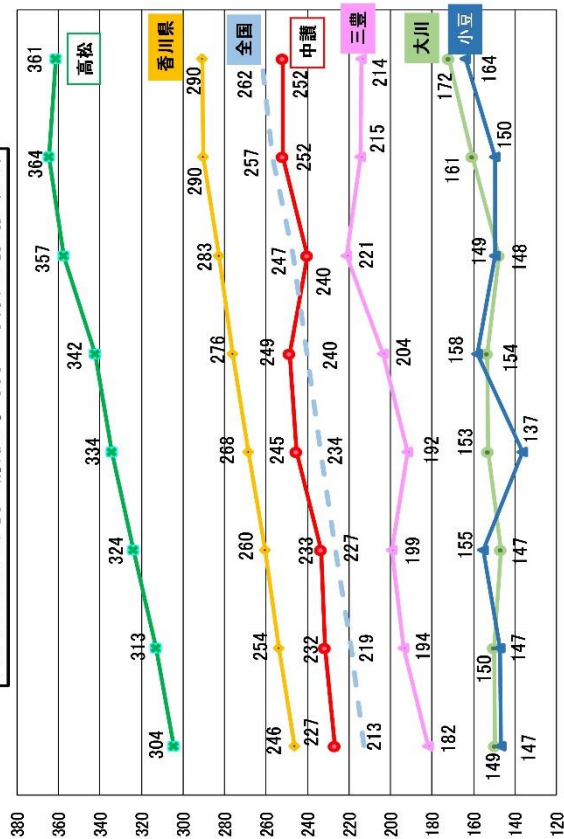
⇒**地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続を求める！**

② 医師の働き方改革

- ・ 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、夜間救急や周産期医療等これまで医師の時間外労働によって支えられてきた医療が縮小に向かうのではないかと懸念されている。

⇒**医師の絶対数を増加させ、医師不足地域の医療提供体制を維持するのに必要な医師数を確保するため、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な対策を国として一体的に講じることを求める！**

人口10万人対医療従事者医師数の推移(人)

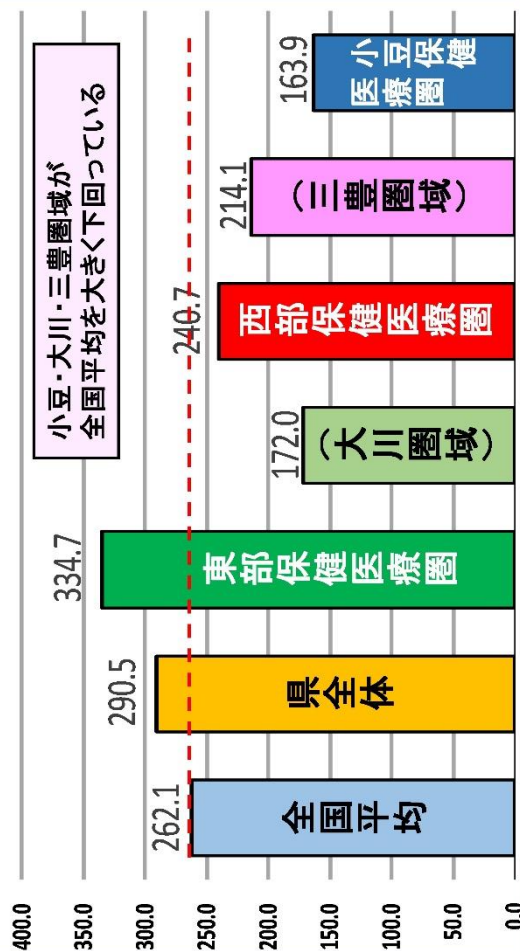


平成20年 平成22年 平成24年 平成26年 平成28年 平成30年 令和2年 令和4年
出展: 医師・歯科医師・薬剤師統計

地域偏在の顕在

(資料)医師・歯科医師・薬剤師統計(令和4年末現在)

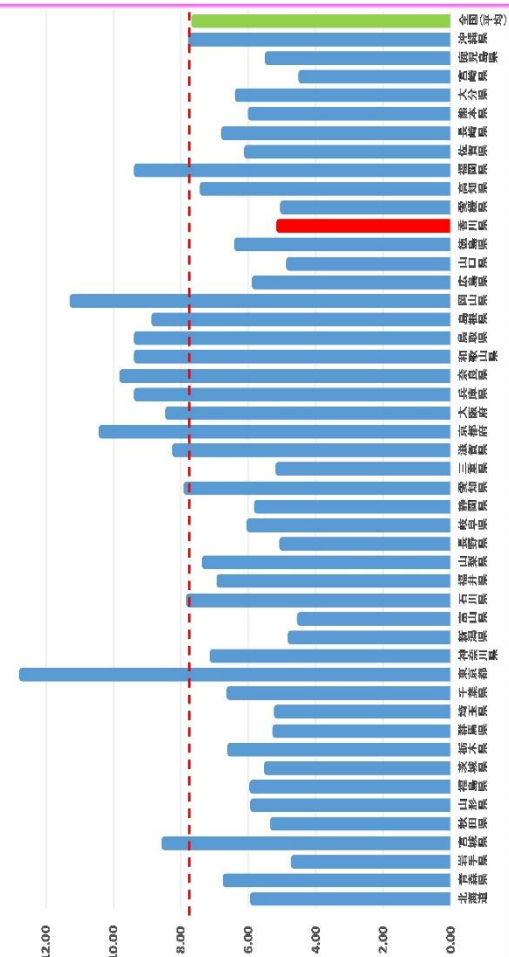
医療施設に従事する人口10万人対医師数



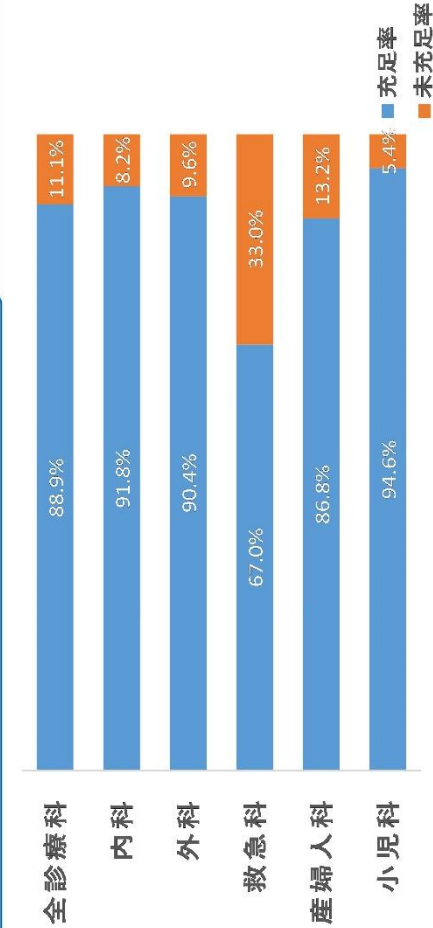
専攻医の不足(R6年度人口10万人対専攻医採用数)

令和6年度 都道府県別人口10万人対専攻医採用者数

※令和5年10月1日時点の人口により計算

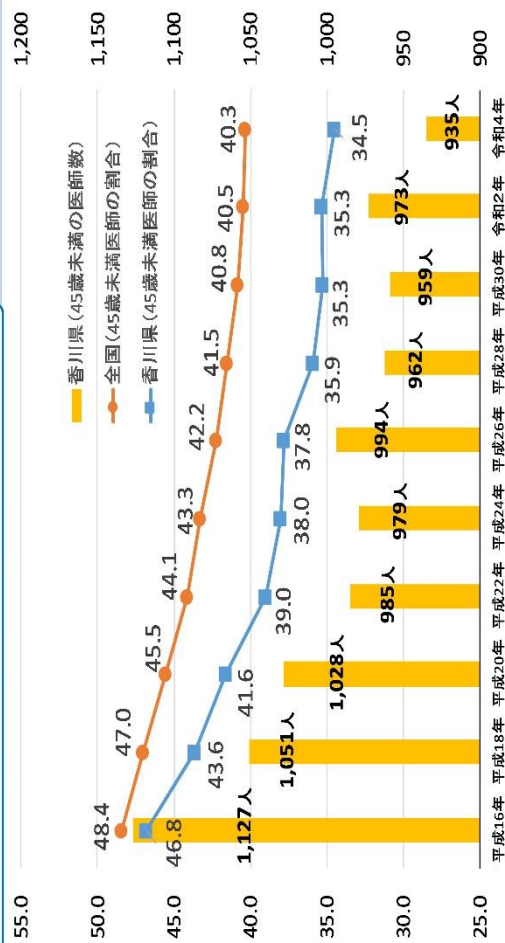


県内の主な医療機関における医師充足状況



「医師の充足状況等実態調査」(令和5年4月実施)
 ※調査対象: 地域協医師を配置する指定医療機関に加え、若手医師を積極的に育成している臨床研修・専門研修の基幹施設、地域医療を支えるべき地医療拠点施設等27医療機関

45歳未満の医師従事者数の推移



10 社会福祉法人や医療機関等への支援の拡充について

【提案・要望事項】

- 昨今の物価高騰や人件費上昇に伴う社会福祉法人や医療機関等における収益悪化の状況、さらには他産業の賃上げ状況に比べ報酬改定による人件費への措置が不足している状況を踏まえ、安全・安心な福祉・医療サービスの提供体制の維持・確保を図るため、活動経費の増大や安定的な人員の確保に資する公的価格等の見直しを行うほか、国の責任において必要な対策を講じること。
- 国の補正予算等で適時の財政補てんを行う場合には、各自治体の判断に委ねることなく国の責任において適切な対策を講じること。

【現状・課題】

- 社会福祉法人や医療機関等は、国の定める公的価格等により経営するものであり、原油価格や物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、各施設において収益増加の取組を行った場合においても容易に収益増加に繋がらず、経営状況は悪化しています。
- この状況が長期化すれば、社会福祉法人や医療機関等の将来的な経営にも甚大な影響が生じ、これまでの安全・安心で質の高い福祉・医療サービスの提供が継続できなくなることが危惧されます。
- 社会福祉施設等については、物価高騰による光熱水費や燃料費、食材費等の負担が上昇し、令和6年8月に全国老人福祉施設協議会など介護関連9団体が実施した調査では、令和2年と比べて令和6年の1施設あたりの電気代は155%、給食用材料費・給食委託費は156%に上がっており、年額換算で約1,800万円増額となっています。このため、令和6年8月から居住費が引き上げられましたが、介護施設の増収効果は+0.45%相当にとどまっており、また、食費分については令和3年以降据え置かれたままです。（電気代が350万円、給食費が1,440万円上昇している一方で、例えば入所者70名の施設では、光熱水費分としての収入増加分は153.3万円のみ（居住費引上げ60円/日））
- さらに、人件費についても、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等の報酬については原則2年または3年ごとの改定によるため、昨今の急激な社会情勢の変化には対応できず、令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、15大産業では、令和6年度には単年度で4.1%の賃上げが図られているなか、令和6年度の報酬改定では、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにとどまっており、他産業と差があります。本県においても、令和6年賃金構造基本統計調査によると、介護職員の給与月額が全産業平均に比べ5万円以上低く、年間賞与等も低いことなどから、差が拡大する傾向にあり、早急な対策が必要です。

- 本県でも関係団体への聴き取り調査において、「介護人材が定着せず慢性的に人手不足である」、「ハローワークで求人しても採用できない」、「必要な人材確保のためにやむをえず紹介会社を利用するが、紹介料が年々高額になっている」「人件費は処遇改善加算等で一定の措置がなされても、事務費や事業費の増加分は3年に一度の介護報酬改定では十分に反映されないので運営が苦しいままである」「配置基準どおりの職員配置で子どもを見ることは無理である」といった様々な声を受けています。
- 本県の社会福祉法人の経営状況をみると、経常増減差額率はコロナ禍前の令和元年度に2.5%であったものが、令和5年度には0.8%に低下しているとともに、赤字法人の割合も令和元年度に30.8%であったものが令和5年度には46.4%になっており、厳しさを増している状況となっています。
- また、医療機関等については、日本病院会などの関係6団体が実施した、令和6年診療報酬改定後の病院の経営状況に関する調査では、医業利益の赤字病院割合が69%、経常利益の赤字病院割合は61%まで増加する結果となっており、当該団体からは、病院経営は危機的状況であり、診療報酬において物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みが必要との要望がなされています。
- 物価高騰については、これまでも重点支援地方交付金による支援が行われましたが、地方交付金の活用が各自治体の判断とされたことや配分額が十分でなかったことから、支援対象やその規模に格差が生じています。
- ついては、社会福祉法人や医療機関等の経営が安定し、引き続き安全・安心で質の高い福祉・医療サービスの提供が実施できるよう、公的価格等の見直しといった恒久的な対策とともに、急激な社会情勢の変化に対応するための適時・適切な対策を講じていただくよう要望します。なお、介護・障害福祉サービス等の公的価格の見直しを行うにあたっては、処遇改善加算等を介護報酬等の基本部分に組み込み、恒久的な制度として確立することを強く要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局、社会・援護局、老健局）、こども家庭庁（成育局、支援局）

【県関係課】保健福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、子ども政策課、子ども家庭課

10 社会福祉法人や医療機関等への支援の拡充について

所管府省

厚生労働省(医政局、社会・援護局、こども家庭庁(成育局、支援局))

関係係課

保健福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、子ども政策課、子ども家庭課

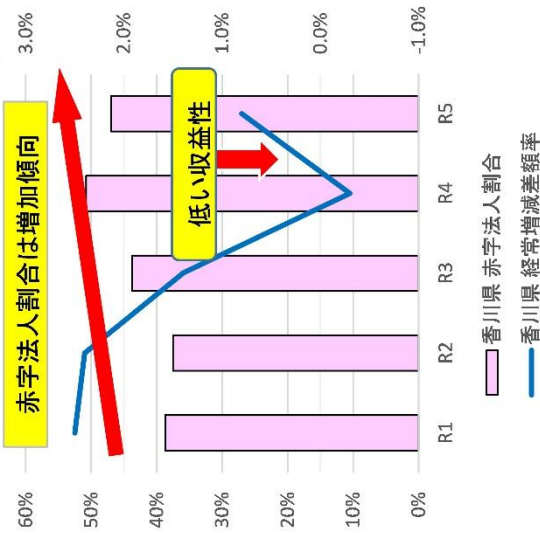
提案・要望事項

- 社会福祉法人や医療機関等の経営安定化に向けて、また他産業と比べて遜色ない賃上げを実現できるよう、公的価格等の見直しなど、必要な措置を実施すること
- 適時の財政補てんを行う場合には、各自治体の判断に委ねることなく、国の責任において適切な対策を講じること

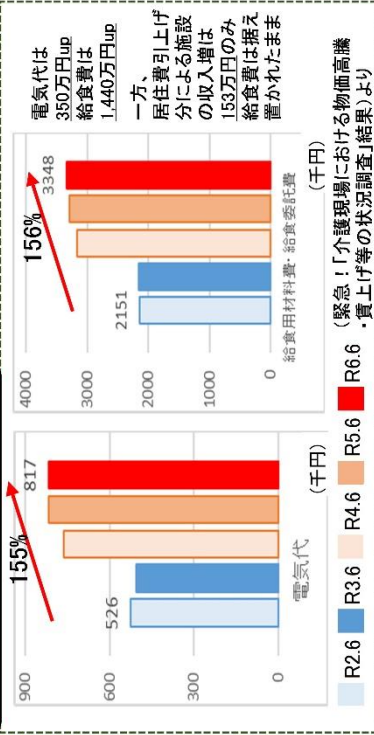
現状と課題

- 国の定める公的価格等により経営を行っているが、物価高騰や人材不足・人件費上昇の影響により経営状況が悪化。
- 特に、診療・介護・介護・障害福祉サービス等の報酬は原則2年または3年ごとの改定によるため、急激な社会情勢の変化に対応できず、他産業と差が拡大する傾向。
- これまでの重点支援地方交付金を活用した物価高騰等に対する支援では、各自治体により支援対象や規模に格差が生じている。

本県の社会福祉法人の経営状況



光熱水費等の状況



現場の声

- 物価高騰
 - ・ 事務費や事業費の高騰に対し、介護報酬改定が3年毎のため、変化に追いつかず、運営は苦しいまま。
- 処遇改善
 - ・ 加算ではなく、報酬本体での措置が必要。
- 地域貢献
 - ・ 社会福祉法人等が行っている地域貢献は、本業の安定があつてこそ。
- 人材不足
 - ・ ハローワークで求人しても人は来ない。
 - ・ 派遣会社・紹介会社は手数料を上げてきている。
 - ・ 外国人職員への教育や生活の世話を考えると、今の人員配置での受入れは難しい。
- 配置基準
 - ・ 配置基準どおりの職員配置で子どもを見ることが無理である。

人件費の状況

1人平均賃金の改定率(R5 15大産業分)	3.2%	報酬改定(うちR6ベースアップ分)	2.5%
1人平均賃金の改定率(R6 15大産業分)	4.1%	報酬改定(うちR7ベースアップ分)	2.0%

公的価格等の見直しや社会情勢の変化に対応するための適時・適切な対策を！

11 生産性を高める農業基盤の整備について

(1) 農業農村整備事業関連予算の確保

【提案・要望事項】

農業農村整備事業は、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、国土強靱化、多面的機能の発揮の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。

【現状・課題】

- 農業農村整備事業は、ほ場・水利施設の整備などにより、良好な営農条件を整備し、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展を図るほか、農村の生活環境整備や多面的機能の発揮による地域の振興、ため池の防災対策による国土強靱化の観点からも重要な事業です。
- とりわけ、ほ場整備関連事業については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加していることに加え、継続地区においても、必要予算を確保できずに事業工期が延伸している状況です。また、農業用排水路についても、築造後、相当年数が経過しており、ライフサイクルコストを低減する観点から、早急に老朽化対策を講じる必要が生じています。
- さらに、近年の農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能が低下しているため、引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進する必要があります。
- このため、農村地域の要望にこたえた事業推進には、農山漁村地域整備交付金や非公共事業を含めた農業農村整備事業関連予算については、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も考慮のうえ、令和7年度補正以降の予算について、要望に見合った十分な予算確保を要望します。
- また、農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化の進行等により、受益農家数が減少し、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担が増加していることから、受益者負担の軽減を図るための新たな制度の創設が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

11 生産性を高める農業基盤の整備について (1)農業農村整備事業関連予算の確保

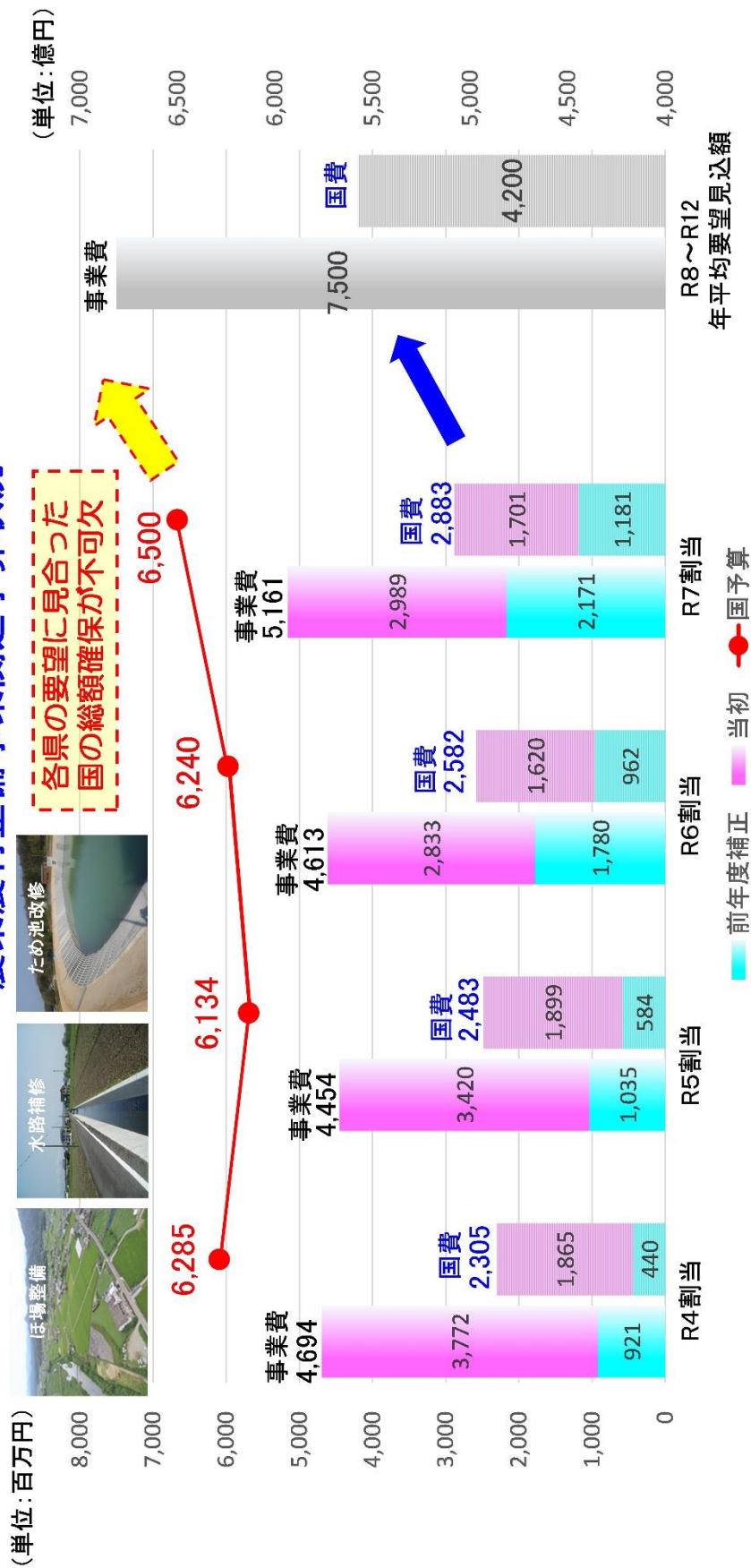
所管府省 農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

県関係課 土地改良課、農村整備課

提案・要望事項

農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに事業実施に伴う農家負担の軽減を図ること。**

農業農村整備事業関連予算状況



ほ場整備事業・ため池等整備事業の事業効果について

果営経営体育成基盤整備事業

(羽床・上東)

ほ場整備による生産額の増加 (高収益作物導入)



(羽床下)

ほ場整備による営農作業の省力化・効率化

●センチピードグラスの法面吹付けによる草刈り回数の軽減



●大区画化・集約化により、ドローン導入農地の増加で農薬散布時間の減



県営農村地域防災減災事業

ため池改修による地震・集中豪雨災害の未然防止

(松ヶ浦池)



被害想定区域

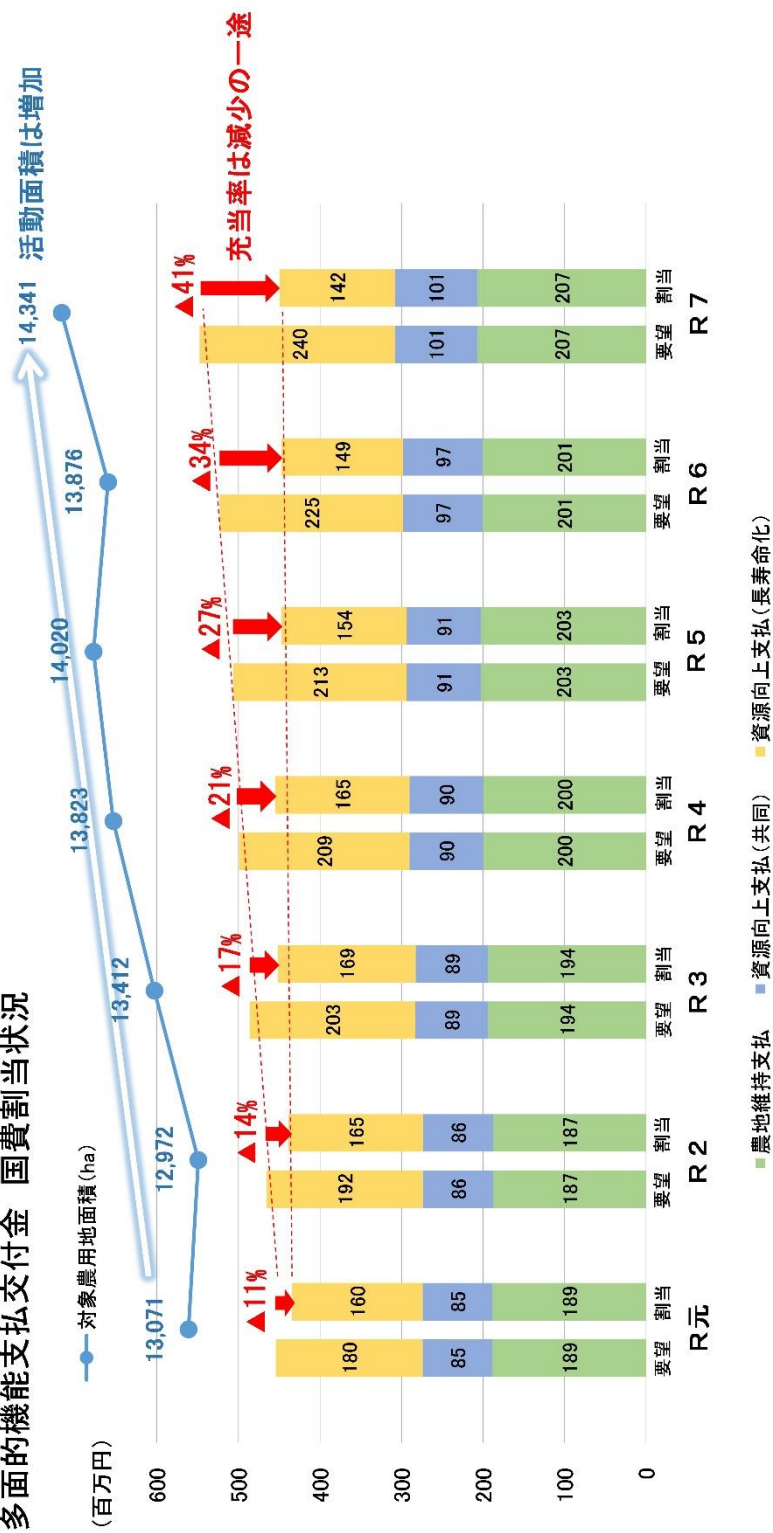


多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の予算確保

要望

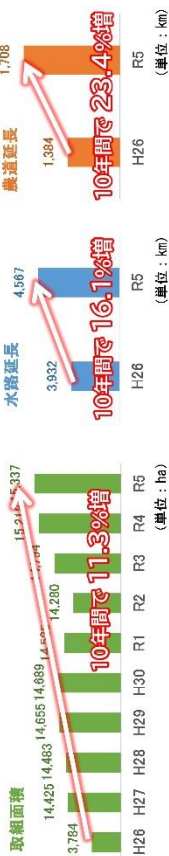
- 近年の農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能が低下しているため、引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進する必要があることから、**要望に見合った十分な予算を確保**すること。

多面的機能支払交付金 国費割当状況



多面的機能支払交付金の事業効果について

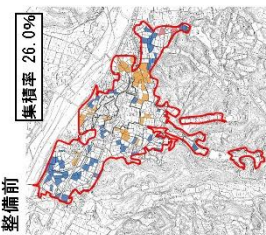
事業の実施状況



- 取組面積は10年間で1,553ha (11.3%) 増
- 令和5年度末時点では本県農振農用地の60%をカバー
- 10年間で保全管理に取り組み水路延長は635km (16.1%) 増、農道延長は324km (23.4%) 増

<農地の保全・地域の維持による担い手営農環境の下支え>

担い手への農地集積



営農を下支え

農地の保全管理



地域コミュニティの活性化

- ・ H25から農村文化の継承や農業の伝達として蕎麦の栽培や蕎麦打ちを地域の子供たちに提供。R5は約20人が参加。
- ・ 年間延べ1,000人(うち非農家180人)が参加して保全活動を実施。

(福良見・照井地区農地・水・環境保全会の事例)



<防災・減災の取組み>

農業用施設の保全管理

- ・ 10年間で保全管理に取り組み水路延長は635km、農道延長は324km増加。



- 効果
- ・ 洪水時の排水機能や水辺環境の維持等に寄与
- ・ 生活環境の改善や営農労力軽減等に寄与
- ・ 担い手への農地集積を後押し

防災重点農業用ため池の保全・管理

- ・ 2年間で新たに防災重点農業用ため池242箇所の保全管理に着手。

効果

- ・ 適切な保全管理により点検や災害等の異変に迅速に対応可能



流域治水の取組み

- ・ 3年間で40活動組織、448haで田んぼダムの取組みがスタート。

効果

- ・ 44.8万トン※が一時貯留され下流域の被害を軽減

※ 448ha × 水位10cmと想定

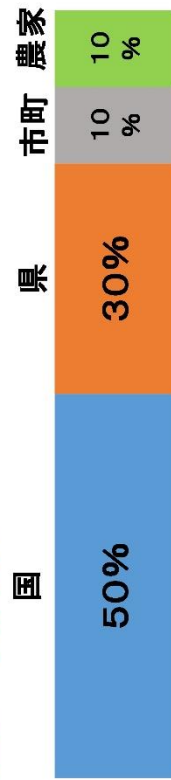


農業水利施設の老朽化対策における農家負担の軽減

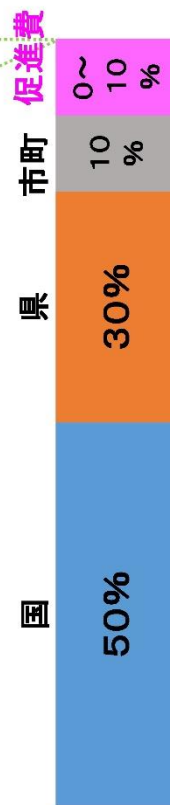
農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化の進行等により、受益農家数が減少し、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担が増加していることから、受益者負担の軽減を図るための新たな制度の創設が必要

【ほ場整備】

① 通常の負担割合



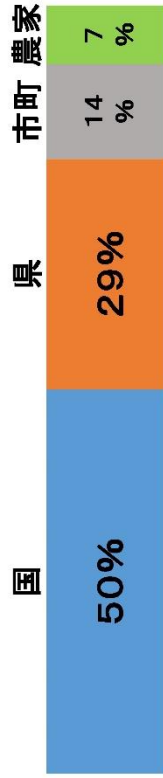
② 促進費の交付を受けた場合の負担割合



促進費：事業実施後の担い手への農地集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付
※促進費の負担割合：国50%、県25%、市町25%、農家0%

農家負担を軽減する制度が導入され
ほ場整備を契機とした農地集積が増加

【農業水利施設】



更新時期を迎えた水路

老朽化対策を計画的に進めるためには、
農家負担の軽減を図る新たな制度が必要

(2) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

【提案・要望事項】

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。

【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、1万2千か所余のため池が築造され、その数は全国第3位、ため池密度は全国1位となっています。しかしながら、その多くは築造後200～300年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 令和7年1月、政府の地震調査委員会により、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が、80%程度に引き上げられるなか、本県においても震度7が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が必要です。
- このようななか、昭和43年度から「老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、令和6年度までの半世紀余にわたり3,593か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成26年度から61か所のため池耐震化整備に取り組んできたところです。
- また、本県では、令和2年10月に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、劣化状況の評価や、管理状況の確認を行っており、ハード対策については、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、計画的かつ集中的なため池の整備を進めています。

- ソフト対策については、ため池管理者の高齢化や減少により保全管理が困難となりつつあることから、水位計や監視カメラを設置し監視体制の省力化により、管理者の負担軽減を図るとともに、「サポートセンター」での管理状況の確認結果をため池管理者等に周知して、補修・点検等に関する指導・助言などの技術的な支援や、劣化状況評価の結果、「定期的な監視が必要なため池」においては、「サポートセンター」による定期的かつ継続的なパトロールを行うこととしております。
- しかしながら、本県は県土面積に対するため池の密度では全国一であり、ハード面での対応には長い年月を要することから、ハードとソフトの総合的なため池の防災減災対策を図る必要があります。
- このことから、「香川県老朽ため池整備促進5か年計画（R5～R9）」に基づいた「防災重点農業用ため池」の全面改修150箇所と廃止90箇所の防災対策と併せ、水位計や監視カメラによる監視体制の省力化や「サポートセンター」による取組み等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策を計画的に実施するためには、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も考慮のうえ、令和7年度補正以降のため池関係予算について、要望に見合った十分な予算確保を要望します。
- さらに、ため池が多い本県においては、「サポートセンター」による「定期的な監視が必要なため池」におけるパトロールが本格化するなか、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、定額助成額の上限の撤廃と、『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』の対象である個人所有のため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されていないため池について、保全・管理体制の強化に対する支援が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

11 生産性を高める農業基盤の整備について

(2)ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

所管府省

農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

県関係課

土地改良課、農村整備課

提案・要望事項

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。**

現状と課題

【香川県のため池】

- ・本県は、県土の総面積に対するため池の密度では**全国一位**
- ・農村地域と都市部が隣接しており、ため池下流部の**混住化の進行**



ため池下流部の混住化



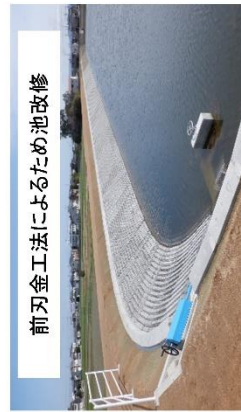
ため池ハザードマップ防災訓練

- ・「ため池管理保全法」に基づき、542か所の特定農業用ため池を指定
- ・「ため池工事特措法」に基づき、3,099か所の**防災重点農業用ため池**を指定
- ・ため池の適正管理のための技術的指導・助言や、計画的な防災工事等の推進のため、「香川県ため池保全管理協議会」を設置するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」を開設

- ・老朽ため池整備やため池耐震化整備はもとより、**管理者不在等で管理が行き届いていないため池の防災対策が喫緊の課題**
- ・ため池管理者による**定期的な日常管理や、豪雨・地震時における円滑な点検・連絡**を行うための体制づくりが必要

【ため池整備の取組】

- 昭和43年度に**老朽ため池整備促進計画**を策定して以来、順次5か年計画を策定し、**3,593か所の老朽ため池を整備**
- 令和5年度から第12次5か年計画に基づき、総合的な防災対策を推進
 - (1)防災重点農業用ため池の整備推進
 - ・ため池の老朽度や決壊した場合の影響度などを考慮し、優先度の高いため池150か所を整備する計画



前刃金工法によるため池改修



開削工法によるため池の廃止

- (2)受益地がないため池等の防災対策
 - ・受益地がないため池90か所の統廃合等による防災対策を行う計画

ため池の総合的な防災・減災対策として、計画的かつ集中的に防災工事を推進するには、国の財政支援が不可欠

【ため池管理・保全に関する取組】

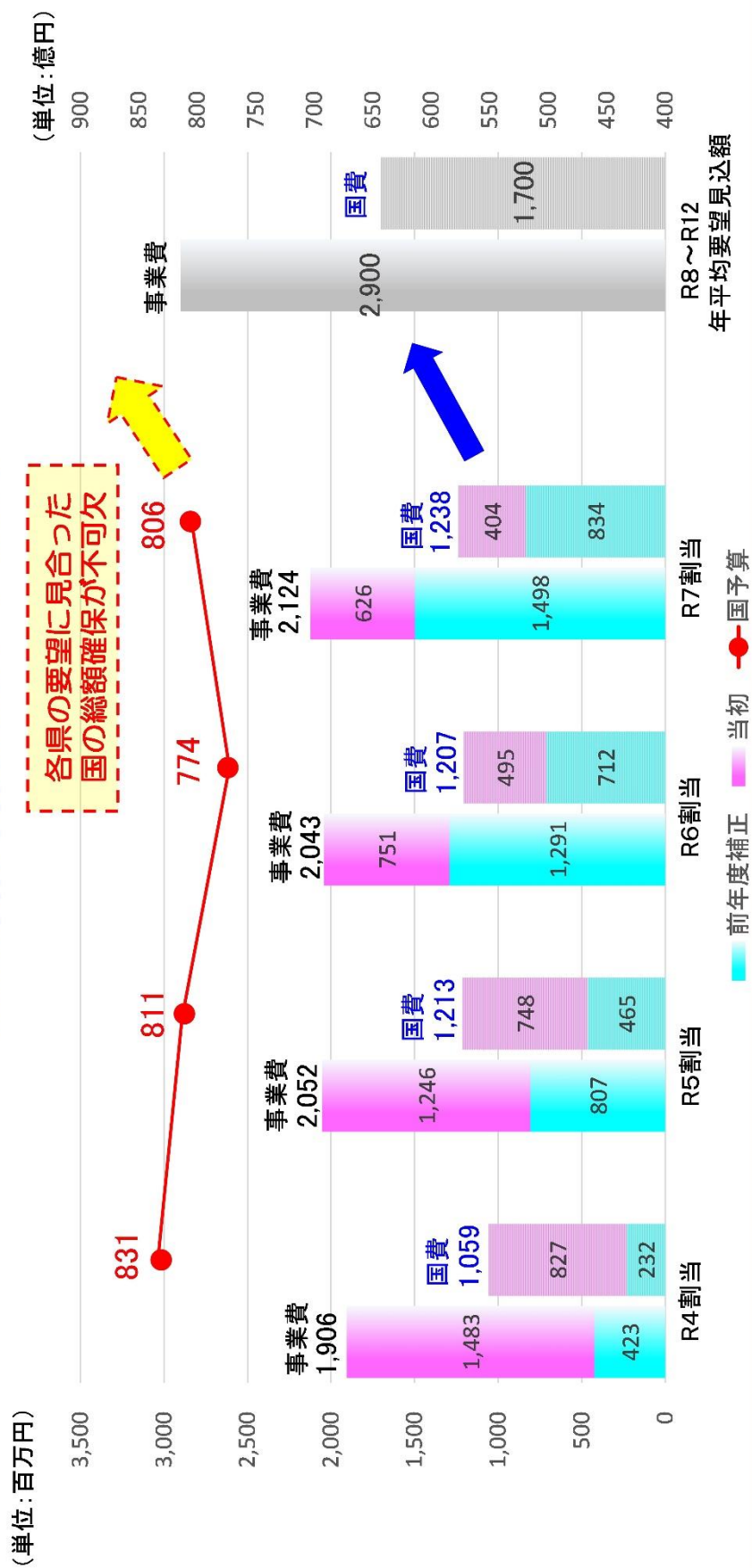
ため池の適正な管理を行うには、国のソフト対策の充実が必要

ため池関係予算の確保

要望

- 「ため池工事特措法」の有効期間内に老朽化した香川県の「防災重点農業用ため池」の集中的かつ計画的な整備と併せ、水位計や監視カメラによる監視体制の省力化や「サポートセンター」の取組等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策を実施していく必要があるため、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保すること。**

ため池関係予算状況(ハード・ソフト)



12 産業として成り立つ畜産業の振興について

(1) 食肉処理施設の再編整備

【提案・要望事項】

- ① 食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算を確保すること。
- ② 上記事業において、既存敷地内での建て替えを想定しており、業務を継続しながらの整備となることや工期中に建物の撤去が必要となることなどを踏まえ、補助上限事業費の引き上げや取組実施期間（５年間）の延長を認める柔軟な対応をすること。

【現状・課題】

- 県内には３つの食肉処理施設があり、そのうち、牛と豚を処理する株式会社香川県畜産公社（以下「公社」昭和 61 年 11 月整備）及び香川県農業協同組合が運営する豚専用の大川畜産センター（昭和 48 年 11 月整備）は著しく老朽化しています。
- 本県の牛の処理頭数は 18,659 頭/年で中国四国 2 位、豚の処理頭数は 165,429 頭/年で中国四国 3 位という状況であり、また公社は、中国四国地方では数少ない地方卸売市場の機能を有し、処理施設の再編整備は喫緊の課題となっています。
- 令和 7 年 2 月、公社などの県内食肉関係者から県に対して、上記 2 か所の食肉処理施設の再編成整備に係る要望があり、県は、施設整備の計画策定等に参加するなど支援を行うことを表明したところです。
- 最近の物価高騰のなか、牛肉の消費は低迷し、とりわけ高級品に位置付けられる和牛の消費は落ち込んでおり、全国でブランド和牛の輸出に取り組んでいます。このようななか、中国四国地方には、牛肉の欧米向けに認定された食肉処理施設はなく、現在、本県の米国向け輸出用の肉牛（オリーブ牛）は県外の食肉処理施設に輸送・処理し、輸出を行っており、家畜の輸送費や生体への負担が増しています。
- オリーブ牛等の輸出拡大や県内の食肉の安定供給のためには、食肉処理施設の整備が必要であり、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望いたします。
- 近年の資材価格や人件費の高騰のほか、施設周辺住民との関係性や水処理の問題等のため既存敷地内での建て替えを想定しており、業務を継続しながらの整備となることや工期中に建物の撤去が必要となることなどを踏まえ、補助上限事業費を引き上げるとともに、取組実施期間（５年間）の延長を認める柔軟な対応を要望いたします。

【所管府省】農林水産省（畜産局）

【県関係課】畜産課

12 産業として成り立つ畜産業の振興について

(1)食肉処理施設の再編整備

所管府省 農林水産省(畜産局)

県関係課

畜産課

提案・要望事項

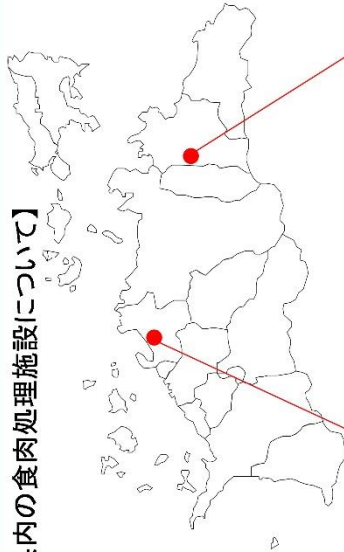
- ①食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算を確保すること。
- ②上記事業において、既存敷地内での建て替えを想定しており、業務を継続しながらの整備となることや工期中に建物の撤去が必要となることなどを踏まえ、補助上限事業費の引き上げや取組実施期間(5年間)の延長を認める柔軟な対応をすること。

現状と課題

- 県内には3つの食肉処理施設がある。そのうち、株式会社香川県畜産公社(以下「公社」)及び香川県農業協同組合が運営する食肉処理施設が著しく老朽化している。
- 本県の牛の処理頭数は18,659頭/年で中国四国2位、豚の処理頭数は165,429頭/年で中国四国3位という状況であり、また公社は、中国四国地方では数少ない地方卸売市場の機能を有し、処理施設の再編整備は喫緊の課題である。
- 令和7年2月、公社などの県内食肉関係者から県に対して、上記2か所の食肉処理施設の再編成整備に係る要望があり、県は、施設整備の計画策定等に参加するなど支援を行うことを表明した。
- 最近の物価高騰により和牛の消費は落ち込んでおり、全国でブランド和牛の輸出に取り組んでいる。このようななか、中国四国地方には、牛肉の欧米向けに認定された食肉処理施設はなく、本県のオリブ牛は県外の食肉処理施設に輸送・処理し、輸出を行っており、家畜の輸送費や生体への負担が増している。

- オリブ牛等の輸出拡大や県内の食肉の安定供給のためには、食肉処理施設の整備が必要であり、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望する。
- 近年の資材価格や人件費の高騰のほか、施設周辺住民との関係性や水処理の問題等のため既存敷地内での建て替えを想定しており、業務を継続しながらの整備となることや工期中に建物の撤去が必要となることなどを踏まえ、補助上限事業費を引き上げるとともに、取組実施期間(5年間)の延長を認める柔軟な対応を要望する。

【香川県内の食肉処理施設について】



所在地:坂出市
開設者:(株)香川県畜産公社
設置年:昭和61年11月
と畜能力:牛50頭/日、豚600頭/日
と畜実績:118,000頭/年(豚換算)
輸出対応:マカオ、タイ、ミャンマー(牛)、香港(豚)

所在地:さぬき市
開設者:香川県農業協同組合
大川畜産センター
設置年:昭和48年11月
と畜能力:豚600頭/日
と畜実績:71,000頭/年(豚換算)
輸出対応:—

(2) 畜産業における飼料価格高騰対策

【提案・要望事項】

近年類を見ない飼料価格の高騰が、長期にわたり現在も継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的状況にあるなか、配合飼料価格安定制度については、令和5年度は直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、第3四半期で終了し、同年度第4四半期以降、現在まで補填金が支払われていない。

今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

【現状・課題】

- 畜産農家の生産にかかる費用のうち飼料代の割合は非常に大きく、畜産農家にとって、飼料価格の高騰は大きな負担になっています。

一方、畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しい状況にあります。そのため、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫しています。

- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用されており、令和5年度は直前2.5年間の平均との比較とする特例が設けられましたが、残念ながら第3四半期で終了し、令和5年度第4四半期以降、令和7年1月時点の工場渡価格がトン当たり96,171円で推移するなか、補填金は全く支払われておりません。
- 近年類を見ない配合飼料価格の高騰が、長期間にわたり継続しているなか、現在の配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができていないため、今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、補填発動基準を直近7年中5年の平均値とするなど、配合飼料価格安定制度の見直しが必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

12 産業として成り立つ畜産業の振興について (2)畜産業における飼料価格高騰対策

所管府省 農林水産省(畜産局)

県関係課

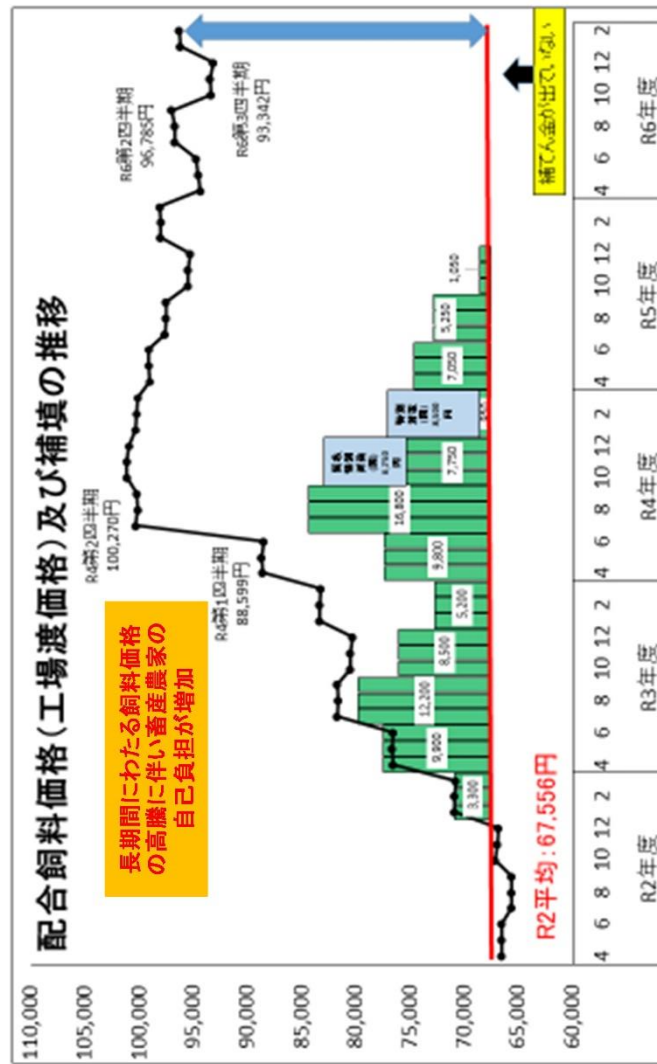
畜産課

提案・要望事項

- 近年類を見ない飼料価格の高騰が、長期にわたり現在も継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的状況にあるなか、配合飼料価格安定制度については、令和5年度は直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、第3四半期で終了し、同年度第4四半期以降、現在まで補填金が支払われていない。
- 今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

現状と課題

- 畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されるため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しく、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用(令和5年度第1四半期～第3四半期は、直前2.5年平均との比較とする特例設定)
- 長期間にわたり飼料価格高騰が継続すると、現在の配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができないため、長期間にわたる飼料価格高騰を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しが必要



(3) 畜産経営における生産基盤の強化

【提案・要望事項】

- ① 畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。
- ② 畜産クラスター事業において、酪農家の規模拡大に必要な搾乳牛舎等を施設整備事業の対象とすること。

【現状・課題】

- 本県では、飼料高騰等による経営悪化、後継者不足等により、畜産農家戸数が減少傾向にあり、国際化の進展や産地間競争等の影響も懸念されるなか、消費者ニーズに即した魅力ある畜産物の生産拡大や、新技術の導入による生産コストの低減・品質向上を図るために、畜産クラスター事業等を活用した生産基盤強化の推進に取り組んでいるところです。
- 県内には、畜産クラスター計画協議会が 16 協議会あり、このうち 7 協議会が畜舎等の施設整備事業を行い、12 協議会が自動給餌機や飼料収穫機等の機械装置を導入しています。
- 地域の収益力を向上させるとともに、畜産農家の一層の収益力向上を後押しする当事業については要望があり、また、本県の特産であるオリーブ畜産物の生産振興や、耕種農家との連携による自給飼料の生産及び堆肥の利用促進を推進するためにおいても、引き続き、事業の継続と予算の確保が必要です。
- 特に酪農においては、飼料高騰や牛乳・乳製品の消費減退による経営悪化から全国的に離農が加速しており、本県においては平成 26 年から令和6年の 10 年間で、103 戸から 55 戸まで半減するなか、規模拡大により飼養頭数や生乳生産量を維持している状況です。酪農の経営環境は厳しさを増すなかではありますが、規模拡大に取り組もうとする新規就農者以外のやる気のある酪農家から当事業を活用したい旨の要望が出ています。
- 当事業においては、令和 4 年度補正予算から一般枠の施設整備事業では、新規就農者以外の酪農家が対象外となっていました。こうしたなか、令和 6 年度補正予算からは、一般枠の対象施設が見直され、新規就農者以外の酪農家については、育成牛舎などが対象施設となりましたが、依然として、規模拡大に不可欠な搾乳牛舎等は対象外とされています。本県の持続的な酪農の維持のため、新規就農者以外の酪農家についても、規模拡大に必要な搾乳牛舎等を対象とする見直しが必要です。

【所管府省】農林水産省（畜産局）

【県関係課】畜産課

12 産業として成り立つ畜産業の振興について (3)畜産経営における生産基盤の強化

所管府省 農林水産省(畜産局)

県関係課

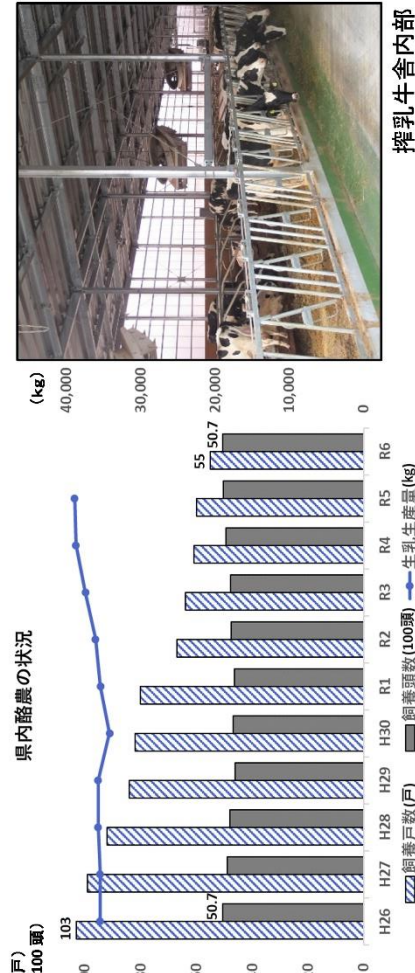
畜産課

提案・要望事項

- ① 畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。
- ② 畜産クラスター事業において、酪農家の規模拡大に必要な搾乳牛舎等を施設整備事業の対象とすること。

現状と課題

- 本県では、飼料高騰等による経営悪化、後継者不足等により、酪農を含め畜産農家戸数が減少傾向であり、国際化の進展や産地間競争等の影響も懸念。
- 消費者ニーズに即した魅力ある畜産物の生産拡大や、新技術の導入による生産コストの低減・品質向上が図られるよう、畜産クラスター事業等を活用した生産基盤強化の推進に取り組む。
- 本県の酪農は、戸数が減少するなか、規模拡大により、飼養頭数や生乳生産量を維持。
- 令和4年度補正予算から一般枠の対象外となっていた。こうしたなか、令和6年度補正から一般枠の対象施設が見直され、新規就農者以外の酪農家については、育成牛舎などが対象施設となったが、依然として、規模拡大に必要な搾乳牛舎等は対象外のため、施設整備事業の対象を見直す必要がある。



- 本県の特産であるオリーブ畜産物の生産振興や、耕種農家との連携による自給飼料の生産及び堆肥の利用促進を進めるために必要であることから、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望する。
- 規模拡大に取り組む組もうとしている新規就農者以外の酪農家から、当事業を活用したい旨の要望がある。

13 森林整備と森林資源の循環利用の推進について

【提案・要望事項】

① 森林整備の担い手の育成・確保

県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備と森林資源の循環利用を一層推進する必要がある、森林整備の担い手を育成・確保するため、緑の青年就業準備給付金の予算確保や高性能林業機械導入について補助要件（事業量 3,000 m³/年以上）の緩和を行うこと。

② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象にスギ人工林だけではなくヒノキ人工林を加えること。

③ 新たな木材加工施設の整備

令和6年度合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金で整備している大倉工業株式会社の木材加工施設に粗挽き製材を供給する施設が必要である。本県では国産材主体の製材施設が1か所しかなく、「かがわヒノキ」等県産木材の利用を進めるため、香川県森林組合連合会が新たな製材施設の整備を計画している。整備に当たって当該交付金の活用を予定しており、今年度、交付対象施設の拡大など要件の緩和も含め、施設整備に必要となる予算を確保・配分すること。

【現状・課題】

- 県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能がより一層発揮されるためには、適切な森林整備に取り組むとともに、利用期を迎えている人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を進め、木材利用を拡大することで、林業・木材産業の成長発展を図る必要があります。
- また、輸入木材の供給リスクが顕在化したことなどを踏まえた国産材への転換が求められていることから、川上から川下までの連携を強化し、造林事業の推進や製材工場等の供給力の向上等、より一層の国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組むことを通じて、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築する必要があります。
- このようななか、本県の森林組合等の作業班員数は、平成7年度から約3分の1に減少しており、担い手不足により間伐が必要な人工林が多いものの、間伐面積が漸減していること等により、県産木材の搬出量は、ここ数年横ばいとなっています。
- そこで、本県では今年度から「かがわヒノキ」を中心とした林業振興を図るため、「か

がわヒノキ」振興プロジェクトとして、川上から川下まで一貫した対策を講じることとしており、担い手対策としては、県立農業大学校に「林業・造園緑化コース」を新たに開設し、林業への就業希望者の裾野を広げるとともに、県と市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」が主体となって、森林環境譲与税を活用した新たな担い手対策に取り組んでいます。

- また、本県には国産材を主体とする木材加工施設が少ないことから、令和6年度には合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金を受け、国産材の加工を主体とする木材加工施設の整備を支援し、県産木材の需要拡大を図ることとしています。

① 森林整備の担い手の育成・確保

- 今後、一層の森林整備の担い手の確保・育成を図るためには、農業大学校の学生が利用できる緑の青年就業準備給付金の十分な予算を確保するとともに、労働安全性の確保などの労働環境の改善や生産性の向上につながる高性能林業機械の導入が重要であります。本県では、森林組合等の林業経営体が小規模で、事業量 3,000 m³/年以上の要件を満たすことが困難で補助事業を受けることができないことから、事業量の基準を 2,000 m³/年以上に緩和することが必要です。

② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

- また、国は花粉の少ない森林への樹種転換促進について、スギ人工林を支援対象に進めています。本県では、スギは小規模で分散し、人工林に占める割合は約1割しかなく、降水量が少ないといった特性からヒノキが中心として植栽され、人工林のうち約6割を占めています。ヒノキ人工林における植替えについては主伐（伐採、造材、集材）への支援がなく、事業者等が経費を負担しているところであり、花粉発生源対策のためには、人工林の多くを占めるヒノキについても、花粉の少ない森林への転換等を進めることが重要であり、スギと同様な支援が必要です。

③ 新たな木材加工施設の整備

- 本県では、国産材主体の製材施設が1か所しかなく、令和6年度の交付金を受けて整備を進めている大倉工業株式会社の木材加工施設への「かがわヒノキ」等県産木材の供給量を確保するため、県森林組合連合会による、新たな製材施設の整備が必要です。この施設整備では合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金の活用を計画しており、交付対象施設の拡大など要件の緩和も含め、施設整備に必要となる予算の確保・配分が必要です。

【所管府省】 林野庁（林政部、森林整備部）

【県関係課】 森林・林業政策課

13 森林整備と森林資源の循環利用の推進について

所管府省

林野庁(林政部、森林整備部)

県関係課

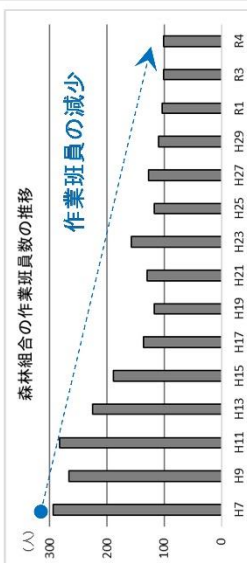
森林・林業政策課

提案・要望事項

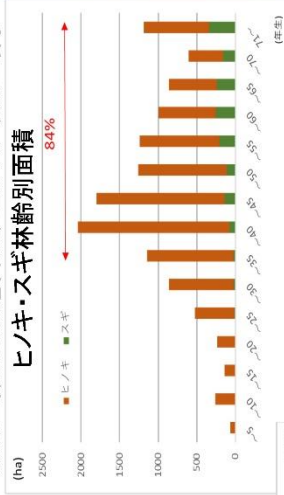
- 森林整備の担い手確保・育成のため、緑の青年就業準備給付金の予算確保とともに、高性能林業機械導入の補助要件を緩和すること。
- 花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象について、スギ人工林だけではなくヒノキ人工林を加えること。
- 新たな木材加工施設の整備に当たり、交付対象施設の拡大など要件を緩和し、交付金を確保、配分すること。

現状と課題

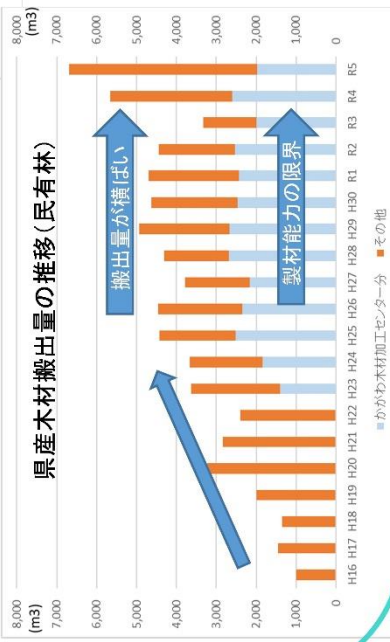
(作業班員の減少)
令和4年度末時点では、平成7年度末時点に比べ、1/3に減少。



(利用期を迎えたヒノキ人工林)
柱材に利用できる太さに育った31年生以上の人工林が84%を占め、主がヒノキ人工林。



県産木材搬出量の推移(民有林)



(製材能力が限界に)
県内主要製材所での取扱量が2,500m³となつて以降、県全体の搬出量はおおむね横ばいで推移。

(国産材需要の高まり)
輸入材製品の価格急騰と供給不足に伴い、国産材製品の代替需要が高まっている。

(国産材加工施設の増強)
県産木材の搬出量を拡大するため、新たな製材等施設の整備が求められている。

県内の取組に対する国の支援が必要

- 森林整備の担い手の育成・確保
 - 財政的支援
 - ・ 緑の青年就業準備給付金の予算確保
 - 小規模な林業経営体にも支援が届くよう採択基準見直し
 - ・ 高性能林業機械の導入に当たり「林業・木材産業循環成長対策交付金」の採択基準(3,000m³/年以上)の緩和を求める
- 花粉の少ない森林への樹種転換促進
 - 支援対象樹種拡大
 - ・ ヒノキ人工林も 花粉発生源対策樹種に追加
- 新たな木材加工施設の整備
 - 財政的支援
 - ・ 新たな木材加工施設にかかる予算確保 (交付対象施設等の拡大、交付要件の緩和)



14 四国の新幹線導入について

【提案・要望事項】

四国の新幹線の早期実現のため、これまでに実施した具体的な調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

【現状・課題】

- 新幹線は都道府県の約2／3において整備されており、もはや当たり前のインフラと言えます。また、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の実現、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すためには、現在整備中の整備新幹線だけでなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠です。
- 一方、四国においては、新幹線が1973年に基本計画路線に位置付けられて以降、約50年間、同計画にとどまっており、四国だけが新幹線空白地域となっています。四国の新幹線沿線の人口集積（1km当たり人口11,050人）は、北陸新幹線（1km当たり人口6,370人）や北海道新幹線（1km当たり人口5,970人）の沿線の人口集積と比較しても何ら遜色ありません。全国的に、地方創生の取組が本格的に進められるなか、このままでは整備された地域と、そうでない地域との格差はますます広がり、交流圏や交流人口の拡大による経済発展や観光振興などの足かせになるものと強い危機感を抱いています。
- 四国の新幹線は、観光や産業面での広域的な人流を四国に呼び込むために不可欠な基本インフラです。平成26年4月、四国4県や経済界等で設置した「四国の鉄道高速化検討準備会」が行った基礎調査の結果、瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートにおいて、B／C（費用便益比）が「1」を上回る結果が得られており、現在整備中の新幹線と比べ、投資効率性の面からも遜色がないものとなっています。
- さらに、大規模災害発生時に都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぎ、代替輸送ルートとしての機能を確保するためには、新幹線の基本計画路線の整備推進を進めることが必要となります。
- 平成29年7月には、四国の新幹線の実現に向け、「四国新幹線整備促進期成会」を新たに設立し、これまで、東京での決起大会、シンポジウムの開催やSNS等を活用した広報啓発活動、国等への要望活動など、地元の機運醸成に積極的に取り組んできました。

令和元年8月には、3回目となる同期成会の東京での決起大会を開催し、「リニア中央新幹線が新大阪まで延伸されスーパー・メガリージョンが誕生する2037年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指す。」との中長期目標が決議されたところです。

- 国においては、平成29年度から実施している新幹線基本計画路線を含む「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」において、これまでに、瀬戸大橋等の既存インフラの活用、単線での新幹線整備の効果やコスト縮減策、新幹線整備による需要予測への誘発需要の取り込み等が検討され、今年度も、効果的・効率的な整備・運行手法等に係る具体的な調査を行うこととされています。

本調査を通じて、現行の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」による事業評価では加味されていない新幹線の整備効果の推計手法を確立し、現在検討を進められている同マニュアルの改訂に盛り込んでいただきたいと考えています。

- また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われてきたところですが、具体的な整備方策の検討に当たっては、四国の新幹線の整備も考慮していただきたいと考えています。

- 令和3年3月には、衆議院と参議院の国土交通委員会において、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が全会一致で採択され、同月、JR四国が策定した長期経営ビジョンにおいても、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されたところであり、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めていただくことをお願いします。

- 2037年のリニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせて四国の新幹線が実現できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、基本計画路線の調査検討を行うとする旨の記載が初めてなされ、さらに昨年度の骨太方針においても引き続き同様の記載がされていることを踏まえ、令和8年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じていただくことを強く要望いたします。

【所管府省】国土交通省（鉄道局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

14 四国の新幹線導入について

所管府省

国土交通省(鉄道局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

四国の新幹線の早期実現のため、これまでに実施した調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

現状と課題

四国の新幹線整備のイメージ(ルートの一本化)



整備延長 302km 費用便益比(B/C) 1.03
概算事業費(車両除き) 1.57兆円 経済波及効果 169億円/年

※図の赤色実線ルートの場合
瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートでは、B/C(費用便益比)が「1」を上回る調査結果が得られている。

国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針2024)」抜粋
「基本計画路線及び幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う。」

基本計画路線を初めて取り上げた2023に続き、新幹線の基本計画路線に対する国の姿勢が記載された。

四国における機運の高まり

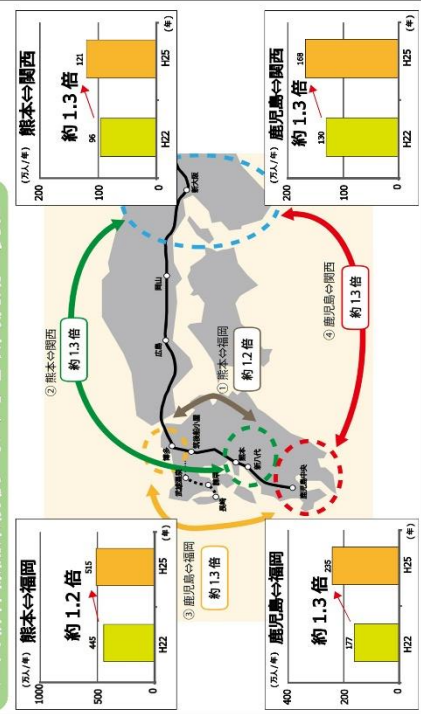


昨年8月には、各界各層の関係者ら600人超が一堂に会し、「四国新幹線整備促進期成会」の第6回東京大会が、盛大に開催されるなど、地元の機運は大きく高まっている。

新幹線開業による広域的な人流の拡大

(出典:鉄道・運輸機構HP)

九州新幹線開業前後における地域間流動の変化



在来線と新幹線の復旧速度の違い

新幹線は、過去の災害時に早期に復旧しており、大規模災害発生時の重要なライフライン

大規模地震発生後の完全復旧日および所要期間

	東日本大震災 (2011年3月11日発生)		熊本地震 (2016年4月14日・16日発生)	
	完全復旧日	所要期間	完全復旧日	所要期間
在来線	2014年4月6日 (三陸鉄道北・南リアス線)	約3年 1ヶ月	2020年8月8日 (JR豊肥本線)	約4年 4ヶ月
新幹線	2011年 4月29日	49日	2016年 4月27日	13日

全国新幹線鉄道網の整備状況



15 公共交通への支援について

【提案・要望事項】

① ことでんへの支援

- 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。
- 2) 新駅・複線化事業への支援に必要な予算の確保を図ること。
- 3) 地域鉄道の事業規模や施設の老朽化を踏まえ、事業継続が著しく困難になる前の段階において、維持・活性化に向けた抜本的な施策が実施できるよう支援制度の創設、拡充を図ること。
- 4) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。

② JR四国への支援等

- 1) JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。
- 2) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。
あわせて、JR四国に対し、駅トイレの整備等を強く働きかけること。

③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援

- 1) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること。
- 2) バス・タクシーの担い手確保のための継続的な財政支援を図ること。

④ 地域公共交通への支援

市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。

【現状・課題】

本県では、面積当たりの延長が0.123km/k㎡（全国平均の2倍）と重要な社会基盤である鉄道網が、地域公共交通の骨格として大きな役割を担っています。このため、鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスや自動車等との乗り継ぎ機能を高め、「利便性と結節性」に優れた県全体のネットワークづくりを進めています。

① ことでんへの支援

- 1) 本県の公共交通ネットワークの基幹的な役割を果たしている「ことでん」では、安全輸送設備や車両の老朽化が進み、今後、更新費用等の増大も見込まれることから、必要な更新が行えずに安全で安定的な運行に支障を来すことがないように、これら安全輸送設備や車両の更新を確実に実施する必要があります。そのため、本県では沿線市町や四国運輸局と将来にわたる持続的な全路線の維持に向けて議論を深め、県と沿線市町で安全輸送設備や車両の更新に対して必要な行政支援を行うこととしました。地

域で鉄道の維持・活性化に向けた施策が計画的かつ着実に実施できるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の十分な財源の確保や補助対象設備の拡充が必要です。

- 2) また、同社では地域戦略と連動しながら地域交通ネットワークの持続可能性や利便性の向上を図るため、ことでん太田駅・仏生山駅間の新駅整備やそれに併せて複線化を進めておりますが、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新しい生活様式の定着による需要の減少等により、厳しい経営状況が続いています。今後も引き続き、事業を円滑に推進するためには、支援にかかる十分な財源の確保が必要です。
- 3) 社会資本整備総合交付金を活用した鉄道事業再構築事業について、輸送密度 4,000 人未満の線区か否かを目安とすることや、上下分離等を伴う「事業構造の変更」など、事業活用のための要件が示されていますが、鉄道は社会経済活動を支える基幹的なインフラであることから、鉄道事業者の「事業継続が著しく困難になる前の段階」においても、事業構造を維持しながら、持続可能性や利便性の高い鉄道ネットワークの再構築に向けた取組（新駅整備、複線化、車両更新等）が図れるよう、支援制度の一層の拡充や十分な財源の確保が必要です。
- 4) また、既存の鉄道ネットワークの維持・活性化を図り、将来にわたって役割を発揮させるためには、利用の促進を図ることが重要であり、特に、老朽化した駅トイレの整備等の利便性向上に資する投資が不可欠です。そのため、鉄道事業者が駅トイレのみの整備等を実施する場合にも活用しやすい支援制度の創設が必要です。

② JR四国への支援等

- 1) 四国の公共交通の基幹的役割を担う JR 四国は、国の経営支援を受けながら、経営自立に向け、利用者利便の向上や経費削減に取り組んでいます。また、地域においても同社と連携・協議を行いながら、県内各地で様々な利用促進策を実施しています。しかし、人口減少やマイカーへの転移等による長期的な需要減少に加え、乗務員不足などにより、厳しい経営環境に置かれ、令和 6 年度は 2 度のダイヤ改正が実施され、県内でも朝夕の通勤通学時間帯を含む減便が発生し、利用者の利便性が低下しています。JR 四国は、産業や観光の振興など、四国の活性化に欠かせないインフラであり、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的に維持していくことが必要です。四国における鉄道ネットワークを維持するため、JR 四国の様々な経営課題に対する継続的な支援が必要です。
- 2) また、既存の鉄道ネットワークの維持・活性化を図り、将来にわたって役割を発揮させるためには、利用の促進を図ることが重要であり、特に、老朽化した駅トイレの

整備等の利便性向上に資する投資が不可欠です。そのため、鉄道事業者が駅トイレのみの整備等を実施する場合にも活用しやすい支援制度の創設が必要です。あわせて、国において、ＪＲ四国に対して、駅トイレの整備等を実施するよう強く働きかけることをお願いします。

③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援

- 1) 幹線バス等についても、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復には至っておらず、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件を満たすことが困難になってきている路線があることから、補助要件の緩和、補助上限額の引き上げ等の既存制度の拡充が必要です。
- 2) 加えて、バスやタクシー等の自動車運送事業においては、運転士をはじめとした運行の担い手不足が顕在化しており、担い手を確保し、地域公共交通を維持・確保していくために、二種免許取得費用、採用活動経費等について、現下の担い手不足の状況を鑑み、財政支援の更なる拡充が必要です。

④ 地域公共交通への支援

- 市町では、デマンド交通や乗用タクシーの活用、自動運転バスの実証実験など様々な検討や取組が進められており、これらの地域の実情に応じた取組が円滑に行えるよう、効果的な支援制度の創設や既存制度の拡充が必要です。
- 特に、自動運転は、運転士不足などの課題解決が期待されるものであり、自動運転バス本体や運行に関するインフラの導入・維持管理に係る経費への助成など、本格実施に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- また、人口減少等により利用者数の長期的な減少が見込まれる中、将来にわたって地域公共交通を維持するためには、利用の促進を図ることが重要であり、特に、老朽化した駅トイレの整備等の利便性向上に資する投資が不可欠です。そのため、市町が鉄道駅のトイレのみの整備等を実施する場合にも活用しやすい支援制度の創設が必要です。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、鉄道局、物流・自動車局）、
財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

15 公共交通への支援について

所管府省

国土交通省(総合政策局、鉄道局、物流・自動車局)、財務省(主計局)

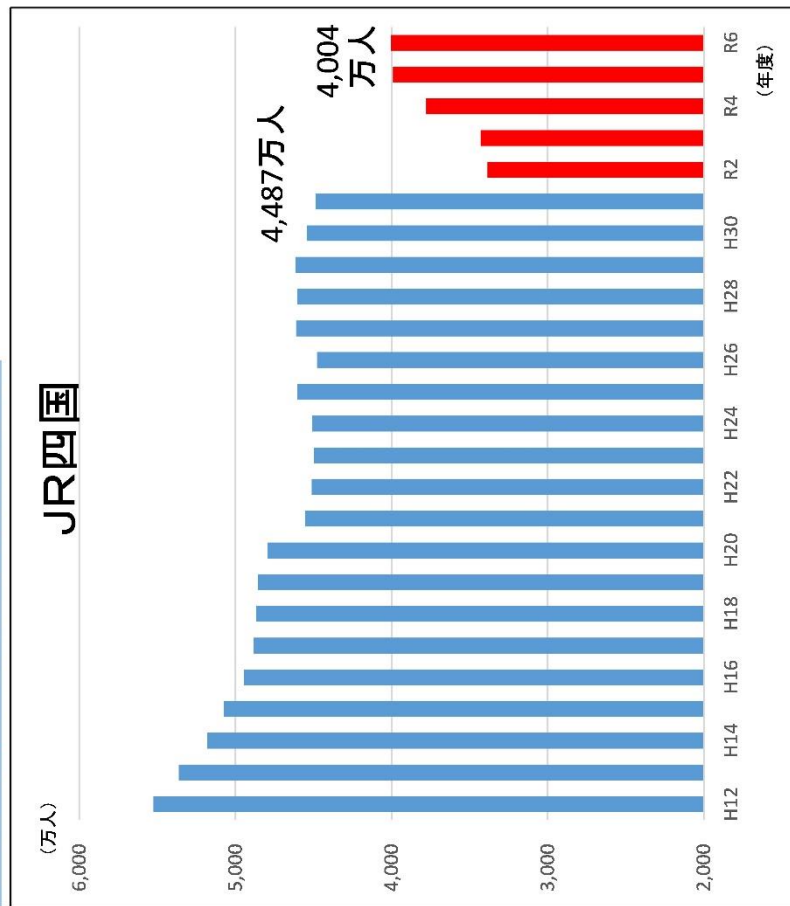
県関係課

交通政策課

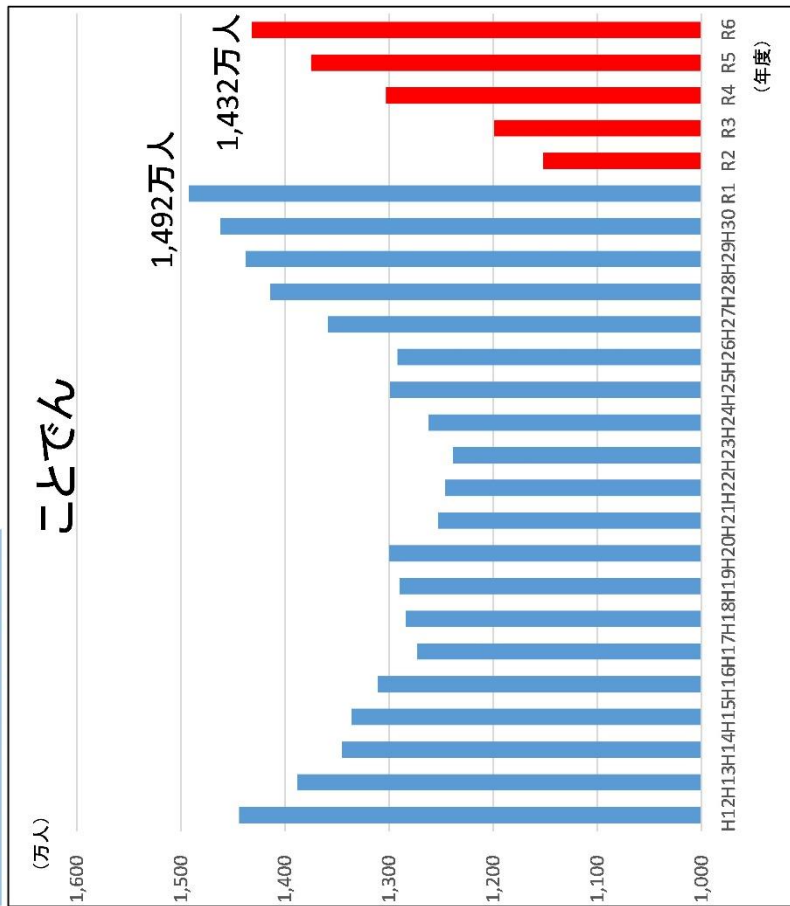
現状と課題

JR四国とことでのんの輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響によって大幅に減少しており、徐々に回復しているが、コロナ前の水準には至っていない。

JR四国の輸送人員(四国四県)の推移



ことでのんの輸送人員の推移



① ことでんへの支援

- 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること
- 2) 新駅・複線化事業への支援に必要な予算の確保を図ること
- 3) 地域鉄道の維持・活性化に向けた抜本的な施策が実施できるような支援制度の創設、拡充を図ること
- 4) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること

現状と課題

① ことでんへの支援

● 安全輸送設備の更新 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

安全輸送設備の老朽化が進み、踏切トラブルが頻発。



ことでんで対策を検討し、今後40年間の更新計画を策定。

安全輸送設備の更新を前倒して実施。

・R6年度は6.9億円の安全輸送設備更新を実施。

・R7年度以降も、同規模の設備更新を計画的に実施していく予定。(R7年度 6.5億円)



安全輸送設備更新が計画的かつ着実にできるような十分な財源の確保が必要

● 車両の更新 (社会資本整備総合交付金等)

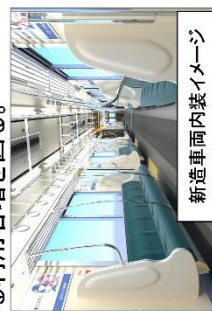
車両の老朽化が進み、車両故障による輸送障害が頻発。

車齢	車両数
60年以上	14両
50年以上	62両
40年以上	4両
計	80両
平均車齢	55.6年

・新造車両を導入し、安全安定した運行の維持。
・利便性・快適性の向上による利用者増を図る。

・R6年度は新造車両の設計を実施。

・R7年度以降、設計した車両の更新を開始。
(毎年2編成4両(10億円))



新造車両内装イメージ



車両更新が計画的かつ着実にできるような十分な財源の確保が必要

● 新駅・複線化事業 (社会資本整備総合交付金)

利便性向上と新たな需要の創出を図るために必要な事業。



・R6年度は新駅の駅舎整備と栗林公園～三条駅間の複線化工事を実施。

・R7年度は、6年度の工事を引き続き実施するとともに太田～仏生山駅間の複線化工事を実施。(6.2億円)



新駅・複線化事業が円滑に推進できるよう十分な財源の確保が必要

② JR四国への支援等

- 1) JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること
- 2) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること
あわせて、JR四国に対し、駅トイレの整備等を強く働きかけること

現状と課題

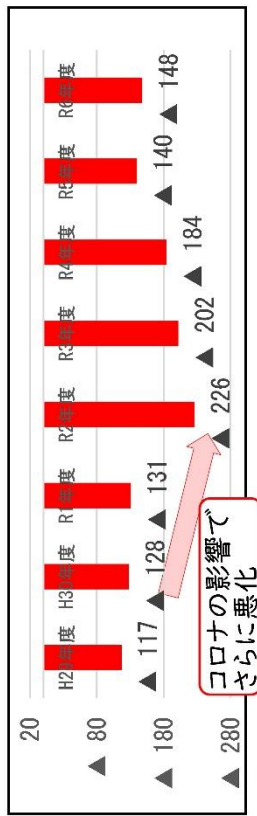
②JR四国への支援等

- ・四国の活性化に欠かせないインフラであるとともに、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的な運行維持が必要。

1) JR四国の現状

JR四国の営業利益

- ・人口減少やマイカーへの転移等による長期的な需要減少や資源価格の高騰などにより厳しい経営環境。



減便等の状況

- ・採用環境の悪化や離職者の増加により、R5年度後半から働き手確保が一層困難に。
- ・香川県内でも減便が発生。
R6. 9. 29 ダイヤ改正 朝夕の通勤通学時間帯を中心に、普通列車11本の減便
最終列車1本の繰上げ
- R7. 3. 15 ダイヤ改正 特急列車5本、普通列車3本の減便、
最終列車4本の繰上げ

JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援が必要

2) 駅トイレの整備等

県内のJR四国のトイレの状況

- ・トイレが設置されている県内28駅のうち、依然として汲取式となっているトイレが11駅あり、水洗化、洋式化などの整備が必要。



駅トイレ(汲取式)の状況

県による駅トイレ整備の取組事例(鬼無駅のトイレ整備)



現在の鬼無駅トイレ

県内の市町による駅トイレ整備の取組事例(引田駅のトイレ整備)



引田駅(新駅舎)

- ・駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度の創設が必要
- ・国において、JR四国に対して、駅トイレの整備等を実施するよう強く働きかけることが必要

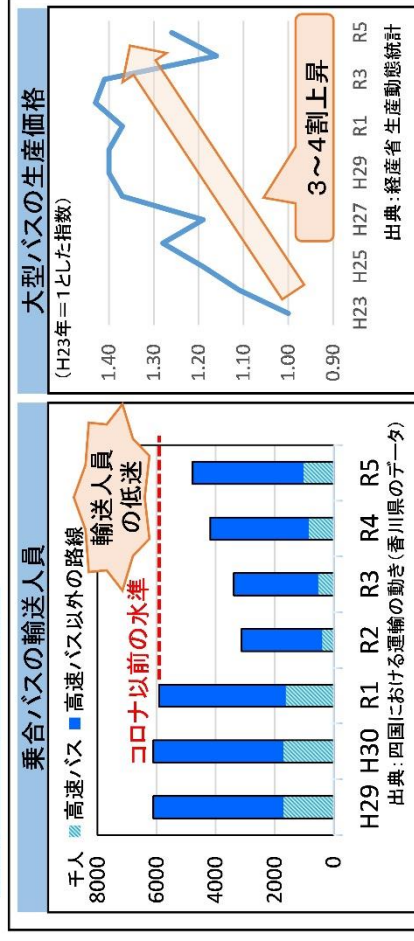
③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援

- 1) 幹線バス等について、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件の緩和、補助限度額の引き上げを図ること
- 2) バス・タクシーの担い手確保のための継続的な財政支援を図ること

現状と課題

③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援

1) 幹線バス等への支援



【運行経費】・現在は特例措置により対応されているものの、輸送人員の低迷により、本来の幹線バスの補助要件（1日当たり輸送量15人以上など）を満たすことが困難。

【車両】・車両価格高騰の一方で、減価償却費補助の限度額（1,500万円）は**20年以上増額無し**。

輸送量等の補助要件緩和（特例措置の継続）、車両の補助限度額の引き上げが必要

2) 担い手確保のための支援

- ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が令和6年4月1日から適用されたことに伴い、運転士の不足が顕在化。
- ・県内の路線バスでは、大幅な減便（約10～36%）実施。



事業者は、運転士等の担い手確保のため、二種免許取得費用支援や採用活動を積極的にやっているが、その費用が大きな負担



国・県による支援

- 【補助制度（国）】・二種免許取得に関する費用の1/2を補助
- 【補助制度（県）】・二種免許取得に関する費用を定額補助
(大型二種:10万円 普通二種:5万円)



運転士就職イベントでの相談風景

県の補助事業実績（R6年度確定金額）

	件数	補助金額
バス事業者	11社24人分	240万円
タクシー事業者	19社53人分	265万円
計	30社77人分	505万円

二種免許取得費用や採用活動経費等について、事業者ニーズが高いことや、現下の担い手不足の状況を鑑み、さらなる拡充に向けた財政措置が必要

④ 地域公共交通への支援

市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること

現状と課題

- ・県内の各市町において、デマンド交通や乗合タクシーの活用、自動運転バスの実証実験、利用環境改善等の利便性向上に資する投資など、様々な検討や取組が進められている。

1) 自動運転への支援

- ・運転士不足などの課題解決が期待されるものであり、県内でも実証実験等の取組が行われている。

県内の自動運転の取組事例
(R6年度 自動運転社会実装推進事業の採択事業)

高松市

屋島山上へのアクセスルートにおいて、自動運転車両の安全性等を検証して段階的にルートを拡大。レベル4運行を見据えた遠隔監視システム等を確立。

三豊市

大浜地域の住民、香川高専の学生の交通手段確保のため、詫間駅～大浜地域(約9km)において、複数年に分けて実証を行い、経営面・技術面・社会受容性面を検証。

土庄町

住民や観光客の利用が多い区間(土庄港～エンジェルロード間2.6km)で実証を行い、観光客の増加による交通課題の解決等を検討。

自動運転バス本体や運行に関するインフラの導入・維持管理に係る経費への助成など、本格実施に向けた支援の充実を図ることが必要

2) 鉄道駅のトイレ整備等への支援

- ・地域公共交通を維持するため、利用の促進を図るものがあり、市町が駅のトイレ整備を行っている。

県内の市町による駅トイレ整備の取組事例(JR引田駅のトイレ整備)

- ・高徳線引田駅について、東かがわ市とJR四国で連携して、新駅舎・トイレの整備を実施(令和7年3月 供用開始)

(役割分担)

東かがわ市:

公衆トイレ、

屋根等の整備

JR四国:

現駅舎・トイレの撤去

駅待合所等の整備



JR引田駅(新駅舎)

市町が鉄道駅のトイレのみの整備等を実施する場合にも活用しやすい支援制度の創設が必要

16 離島への航路の存続に向けた支援について

【提案・要望事項】

- ① 離島への航路に対し、燃油や資材等の価格高騰に対応した助成制度の創設や、他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実を図ること。
- ② 船員の確保に対する支援制度の充実を図ること。
- ③ 年度途中に発生した予期しない事由による欠損額の拡大など、補助対象航路の実態に即した補助金額を支出できるよう十分な財源を確保すること。

【現状・課題】

- ① 人口減少・少子高齢化の進行により、離島への航路の利用者数は減少し、航路事業者の経営は非常に厳しい状況に置かれています。

離島を有する県内の市町等からは、離島住民の負担軽減や、離島の交流人口の拡大を進めるうえで、航路の維持や運賃の低廉化が不可欠であるとして、離島住民の航路運賃負担を鉄道並みとするための支援を求める意見があります。

さらに、フェリー等の海上交通は、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高く、燃油高騰は経営への影響が大きいことから、昨今の燃油価格高騰は、航路事業者の経営を圧迫しています。また、資材等の価格高騰により新造船の成約価格や船舶修繕費も上昇傾向となっており、補助対象外の小豆島航路や直島航路では、令和7年6月1日に、燃油価格高騰を理由とした料金改定に踏み込むなどの経営努力を行ったところです。今後も、費用増加に対する価格転嫁が進んでいけば、料金改定が行われていない補助対象航路の地域住民と比して小豆島や直島の住民の負担感が増すことが懸念されます。

こうした現状や意見等を踏まえ、燃油や資材等の価格高騰に対応した助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感を軽減する制度の一層の充実が必要です。

- ② 離島航路の船員数が不足すると、現状の運航に支障が出ることになり、便数の削減や航路の廃止など離島住民の日常生活に多大な影響が生じます。四国管内船員職業紹介実績では、令和5年度の船員の有効求人倍率は7.47倍と高い水準を維持しており、航路事業者にとって船員確保が課題となっています。

補助対象航路以外も含め県内の航路事業者は、県内での船員の採用活動には限界があるため、静岡県や鹿児島県など遠方の船員教育機関等への広報活動や船員職業安定窓口への求人だけでなく有料の求人サイトを活用するなど、全国から船員を確保でき

るよう採用活動に尽力しています。

新規船員の確保・育成を支援する制度として、船員を雇用し育成が完了した時に助成金が支給される「船員計画雇用促進助成金」がありますが、船員を安定的に確保していけるよう、航路事業者の採用活動に関する経費等についても財政支援が必要です。

- ③ 県内の補助対象航路の収支欠損額に対しては、国、県、地元自治体の3者で補助をしています。国は「事前算定方式による内定制度」により、算定した欠損見込額全体に対し1/2を補助することとなっており、年度途中で発生した予期しない事由により欠損額が増大した場合は、国は予算の範囲内で補助金の額を増額しています。例えば、県内の航路（宇野～土庄航路）では、所有する船舶の運航に必要な船員が退職した後に、船員を確保することができずその船舶での運航が難しくなり、他社から長期間傭船をしたことにより欠損額が大幅に拡大する事案があり、国からの追加支援がなければ、県と地元自治体の2者のみで多額の支援を行うこととなります。年度途中で発生した予期しない事由による欠損額の拡大など補助対象航路の実態に即した補助金額を支出できるよう十分な財源を確保することが必要です。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、海事局）、財務省

【県関係課】交通政策課

16 離島への航路の存続に向けた支援について

所管府省

国土交通省(総合政策局、海事局)、財務省(主計局)

県関係課

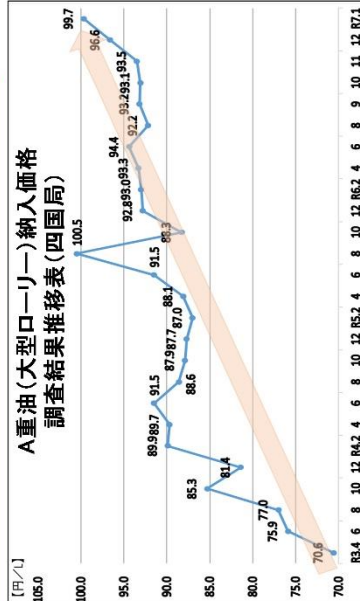
交通政策課

提案
要望事項

- ① 離島への航路に対し、燃油や資材等の価格高騰に対応した助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実を図ること
- ② 船員確保に対する支援制度の充実
- ③ 年度途中に発生した予期しない事由による欠損額の拡大など補助対象航路の実態に即した補助金額を支出できるよう十分な財源を確保すること

現状と課題

① 物価高騰への支援、運賃の割高感軽減



- 旅客船業では、総コストに占める燃料費の割合が約3割を占めていることから、**燃料油価格の高騰は経営に与える影響が大きい**
- 費用増加に対する運賃への価格転嫁により住民の負担感が増加



鋼材価格高騰や人件費の上昇に伴い、船価も上昇

価格高騰に対応した助成制度の創設や運賃の割高感軽減のための制度の充実が必要

② 船員確保への支援

○ 採用活動の現状

- ▶ 静岡県や鹿児島など遠方の船員教育機関等への広報活動など採用活動に尽力している事業者もいる。

航路事業者の船員確保の取組に対する支援制度の充実が必要

③ 補助対象航路への十分な支援

【国の補助制度概要】

国は事前算定方式による内定制度により、欠損見込額全体に対し1/2を補助。

※予期しない事由による欠損額の拡大については、予算の範囲内で補助金額を変更

【県の補助制度概要】

確定した欠損額から国の補助金額を差し引いた額に対し1/2を補助。

(※残りの1/2は地元自治体が補助)

▶ 県内の航路事業者(宇野-土庄航路)においては、予期しない事由により当初の欠損見込額から約3,000万円拡大(R7.4時点)

▶ 他の航路事業者も価格高騰などにより、欠損額が拡大する可能性がある。



国土交通省 地図・空中写真サービス課作成

補助対象航路の予期せぬ欠損額の拡大にも対応できるよう、十分な財源の確保が必要

17 高松空港の機能強化について

【提案・要望事項】

- ① コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰といったコンセSSION応募時に予測し得なかった事象により、経営状況が悪化している高松空港株式会社に対し、一部の事業を国が分担し、又は事業費の一部を国が負担するスキームを導入すること。
- ② 国際線のグランドハンドリング等の運航経費の支援を行うこと。
- ③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリーⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）を早期に整備すること。

【現状・課題】

高松空港の運営を受託している高松空港株式会社においては、コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰の影響を受け、経営状況が悪化しております。本県としては、県内市町及び同社と連携協力し、航空旅客の増加に向け、既存路線の増便や新規路線誘致等航空ネットワークの充実強化に取り組んできているところですが、しかしながら、高松空港の活性化に向けては、旅客ターミナルの増改修をはじめ様々な投資を着実に進めていかねばなりません。そのためには、国において高松空港株式会社の経営立て直しのための支援を行う必要があります。

- ① 令和元年から令和4年までのコロナ禍の影響により、約38億円の収入減となっています。コロナ禍において、国では、コロナの影響で厳しい経営状況にある航空・空港関連企業を支援していくための施策について「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」において、コンセSSION空港に対しても支援が行われましたが、その支援内容のうち、高松空港で活用できた事項は、空港施設の更新に対する無利子貸付約6億円と、契約上の履行義務（ターミナルビルのリニューアル工事の履行時期）の緩和にとどまっており、結果昨年度末時点の同社の負債額約39億円のうち、コロナ禍起因の負債は約15億円を占めています。このため、同社は、依然としてコロナの影響で生じた負担により経営が圧迫されている状況であり、国の特別な支援が必要です。

一方で、同社の収益力は、EBITDAで1億円から2億円までの間であるところ、90億円超の負債を抱えることにより、国内線エリアの改修工事については、資金不足等により計画の縮小・見直しが必要となっており、実施の目途が立っていないのが現状

です。同社の現在の経営状況のままでは、今後必要な施設整備や更新投資が進まず、空港の安全性の確保や利便性の向上が遅れるとともに、事業期間の15年が経過して、同社に撤退されてしまうおそれがあります。高松空港の活性化においては、同社の経営安定化に向けた国の早急な支援が必要です。

高松空港株式会社は、予期せぬ事由（コロナ）による負債（15億円）を抱えており、旅客数や売上などの経営規模が小さいため、経営上カバーすることが困難です。ついては、「民間委託空港状況フォローアップ会議」において提言された「独立採算が見込めない空港を対象とした、一部の事業を国が分担し、又は事業費の一部を国が負担するスキーム」を延長オプションの行使期限となる2028年までに導入することを求めます。

また、コンセッションの応募時には、見込まれていなかった、国における「脱炭素社会に向けた空港分野の取組み」の一環として、滑走路の航空灯火のLED化の工事のため、12億円の負担が発生したほか、物価高騰の影響で、化学消防車の調達には、コロナ前は1台1.2億円であったところ、1台2億円の費用が必要となっています。

加えて、現在、高松空港の国際線は、本県及び地元自治体が空港会社と協力し、ネットワークの強化に努めてきたところ、コロナ前の4路線20往復便／週に比較し、5路線37往復便／週となり、その利便性は、中四国でトップクラスとなっています。この利便性の維持・向上に加えて、県民や県内経済界からの要望が強い、東南アジアへの新規路線の誘致を進めていくためには、旅客ターミナルビルの増改築による受入れ容量の拡大や利便性向上が必要です。旅客ターミナルビルの増改築について、約50億円の資金調達を行うこととしています。前掲のとおり、昨年度末時点の同社の負債額は約39億円であり、今後、負債額が90億円超になることが見込まれています。

ついては、幅広く高松空港の空港施設等の整備に対して無利子貸付制度等による支援を求めます。

② 外国航空会社から、グランドハンドリング経費が高騰しており、収支悪化のため、既存路線の維持や増便等が難しいとの報告が相次いでおり、国際線のグランドハンドリング等の運航経費の支援を実施することを要望します。

③ 高松空港は、標高185mの高台に位置するため、降雨や濃霧など天候の影響を受けやすく、欠航に加え、他空港への着陸や出発空港への引き返しの可能性があるという条件付き運航となることも多く発生しています。

高松空港が機能を十分に発揮するためには、濃霧を要因とする欠航や条件付き運航を

減らし、運航の定時性や安定性、信頼性を確保する必要があり、カテゴリーⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）の早期整備が求められています。

高松空港は、国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられており、ILS-CATⅢが整備されていれば、大規模災害の発災後の応急対策活動や、近隣空港及び地上交通機関の代替として、利用が増加した場合でも、確実な輸送が期待できます。

また、ILS-CATⅢの整備により、航空ネットワークの信頼性が高まり、高速で確実な移動手段が確立することで、広域交通インフラとしての空港の拠点性が向上し、都市から地域への誘客や地域間の交流人口の拡大、企業立地の促進、地域経済の活性化を図ることができます。

しかし、高松空港は、周辺に急峻な谷があるという地形的な特性から、ILS-CATⅢを整備するための用地の確保が必要となっており、費用便益比の向上を図るための工夫が必要となっています。

このため、本県では、令和元年度に費用便益比の向上について検討し、便益の追加や工事費の削減策をとりまとめて提案し、また、令和4年度以降にも新たな費用便益比の向上策を提案してきたところです。

これらの提案を費用便益比の算定に反映するなど、国において費用便益比の向上につながるよう引き続き検証を進められており、令和7年度の空港整備関係予算において、高松空港の高カテゴリー化に向けた検討調査費を含めた予算が配分されたところです。

できるだけ早期に事業評価に向けた調査に着手していただき、高松空港の運営の民間委託の成果をあげるためにも、現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、早急に ILS-CATⅢの整備を進め、就航率改善に向けて取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

5月24日（土）、8時45分上海空港発、12時高松空港着の春秋航空の航空便が、高松空港の天候不良の影響で、関西国際空港にダイバートとなり、その後、高松空港へ22時20分に到着しましたが、同日中の折り返し便については、乗務員の勤務時間の関係から欠航となる事案がありました。

同便に搭乗予定の約170名は、12時頃から22時過ぎまで搭乗待合室での待機し、欠航決定後、春秋航空が市内へのバス6台を手配しましたが、当該バスを利用しなかった70名がターミナルビル内に滞留することになりました。

CATⅢの整備があれば、このような事態を避けることも可能となると考えますので、早期の整備を要望します。

【所管府省】国土交通省（航空局）

【県関係課】空港振興課

17 高松空港の機能強化について

所管府省 国土交通省(航空局)

県関係課

空港振興課

提案・要望事項

- ① コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰といった事象により経営状況が悪化している高松空港株式会社に対し、一部の事業を国が分担し、又は事業費の一部を国が負担するスキームを導入すること。

現 状

高松空港株式会社の経営状況が悪化

- ▶ **コロナ禍により約38億円の収入減**(令和元年から令和4年まで)
- ▶ 国から受けることのできた支援は、
 - ①6億円の無利子貸付、②リニューアル工事の履行期限の緩和のみ
- ▶ **令和6年度末時点の負債額39億円、うちコロナ禍起因の負債15億円**
- ▶ 今後、さらに国際線ターミナルビルの増改修工事(50億円)や物価上昇等により、負債が90億円超まで膨れ上がる見込み

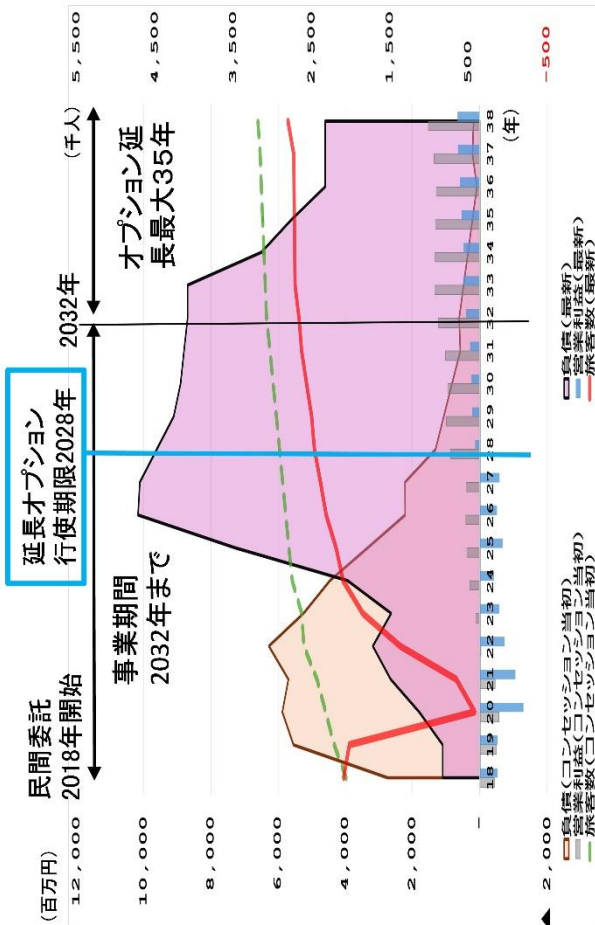
課 題

高松空港への支援の実施

- 高松空港株式会社は、コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰等により、経営状況が悪化
- 地元が協力して、特に国際航空ネットワークの拡充に努めているところ
- 現在の経営状況のままでは、今後必要な施設整備や更新投資が進まず、空港の安全性の確保や利便性の向上が遅れるとともに、15年で撤退となる恐れがある。

要 望

- 高松空港株式会社は、予期せぬ事由(コロナ)による負債(15億円)を、旅客数や売上などの経営規模が小さいため、経営上カバーすることが困難
- ①「民間委託空港状況フォローアップ会議」において提言された「独立採算が見込めない空港を対象とした、一部の事業を国が分担し、又は事業費の一部を国が負担するスキーム」を2028年までに高松空港に導入すること。
- ②今後行う増改修工事等に対して、無利子貸付等による支援を行うこと。



提案・要望事項

- ② 国際線のグランドハンドリング等の運航経費の支援を行うこと。
- ③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリーⅢの計器着陸装置(Ⅲ-CATⅢ)を早期に整備すること。

現状と課題

② 国際線のグランドハンドリング等の

運航経費の支援を行うこと。

グランドハンドリング経費の高騰
(航空会社の支援要請)

▶ 外国航空会社から、グランドハンドリング経費が高騰しており、収支悪化のため、既存路線の維持や増便等が難しいとの報告が相次いでいる。

B/C向上のための本県の提案内容

新たな便益の追加

▶ 就航率改善、条件付き運航の減少による航空利用転換便益の追加

▶ 大規模災害発生時における運航便増加の便益の追加

▶ 国際線便益の計上

▶ 新規路線・既存路線の増便による便益の追加



高松空港

整備コストの削減

▶ 建設残土の流用

③ 計器着陸装置(Ⅲ-CATⅢ)の早期整備

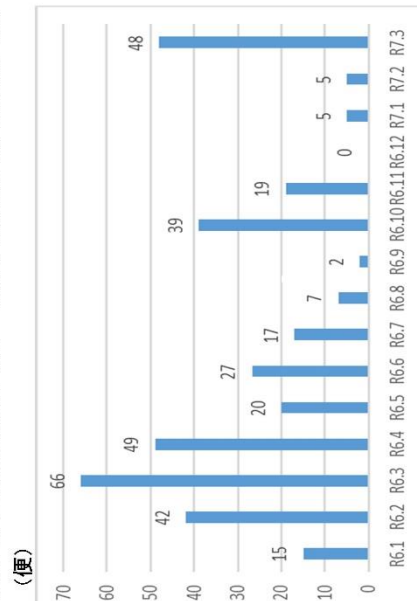
▶ 濃霧を要因とする欠航、条件付き運航の発生 ▶ 拠点性の低下、地域経済への影響



高松空港の基本機能を維持しつつ、

▶ 本県の提案内容を考慮し、費用便益比(B/C)の向上を図り、カテゴリーⅢの計器着陸装置(Ⅲ-CATⅢ)を整備することが必要

高松空港到着便における視界不良を理由とした条件付き運航便数(R6.1～R7.3月の15か月で計361便)



視界不良による国際線の欠航

▶ 令和7年5月24日、8時45分上海空港発12時高松空港着の春秋航空の航空便が視界不良のため、関西空港にダイバート

▶ 22時20分に高松空港に到着したが、同日中の折り返し便は欠航となった。

▶ 当該折り返し便搭乗予定の約170名は、12時から22時頃まで搭乗待合室で待機。春秋航空が市内へのバス6台を手配したが、当該バスを利用しなかった70名が、ターミナルビル内に滞留。翌日出国

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について

(1) 国土強靱化の推進

【提案・要望事項】

- 激甚化・頻発化する自然災害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない「強靱な県土づくり」に向けた更なる加速化・深化のため、地方創生に資する国土強靱化をより一層推進すること。
- 令和8年度予算に向けては、国土強靱化関連の予算・財源をこれまでの大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保するとともに、生産性向上に寄与するインフラ整備予算も確保することにより、物価高や賃金水準の上昇に対応した社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

【現状・課題】

- 現在、本県は、急激に進む人口減少と少子高齢化、激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ地震の発生確率の高まり、公共土木施設の老朽化などに加え、物価高や賃金水準の上昇など、内外の難局に直面しています。
- また、本県は、南海トラフ地震が発生した際に「四国の防災拠点」としての機能を果たす役割があり、四国唯一の内陸空港である高松空港や重要港湾・防災機能強化港である高松港、緊急輸送道路である高松空港連絡道路などを活用した緊急物資の輸送など、四国の復旧・復興の先頭に立つためにも、県土の強靱化が必要となっています。
- このため、本県の総合計画である『人生 100 年時代のフロンティア県・香川』実現計画」の着実な実行に向けて、激甚化・頻発化する自然災害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない「強靱な県土づくり」をより強力に推進する必要があります。
- 国土強靱化を推進することは、持続的な経済成長の実現やシームレスな拠点連結型国土形成につながり、ひいては地方創生に不可欠な基幹的インフラ整備による「強靱な県土づくり」につながることから、令和8年度予算に向けては、通常予算とは別枠で、国土強靱化関連予算及び生産性向上に寄与するインフラ整備予算を確保することにより、社会資本整備関係予算の総枠を拡大することを要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局）、
財務省（主計局）、内閣官房（国土強靱化推進室）

【県関係課】技術企画課、土木監理課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について

(1)国土強靱化の推進

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局)、財務省(主計局)、内閣官房(国土強靱化推進室)

県関係課

技術企画課、土木監理課

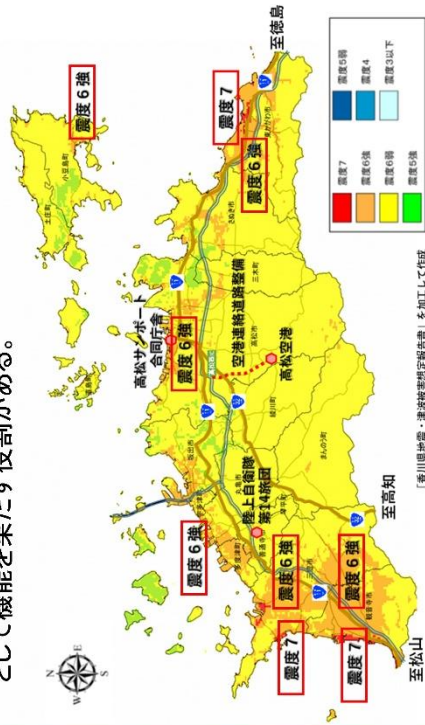
提案・要望事項

- 激甚化・頻発化する自然災害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない「強靱な県土づくり」に向けた更なる加速化・深化のため、地方創生に資する国土強靱化をより一層推進すること。
- 令和8年度予算に向けては、国土強靱化関連の予算・財源をこれまでを大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保するとともに、生産性向上に寄与するインフラ整備予算も確保することにより、物価高や賃金水準の上昇に対応した社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

現状と課題

切迫する南海トラフ地震

- ・南海トラフ地震は全県で震度6弱から震度7を想定。
- ・香川県は南海トラフ地震が発生した際に「四国の防災拠点」として機能を果たす役割がある。



香川県の震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震(L2))

産業と観光の回復

- ・大都市に集中するデータセンターの地方分散に伴い、先進的かつ戦略的な企業誘致を推進。



- ・アリーナ開館・瀬戸内国際芸術祭開催を契機に、インバウンドにとっても魅力的な環境整備を推進。



新幹線の整備

- ・四国は全国の中でも唯一新幹線の空白地帯。
- ・南海トラフ地震時の在来線は長期間の運休が想定。



全国新幹線鉄道路網の整備状況

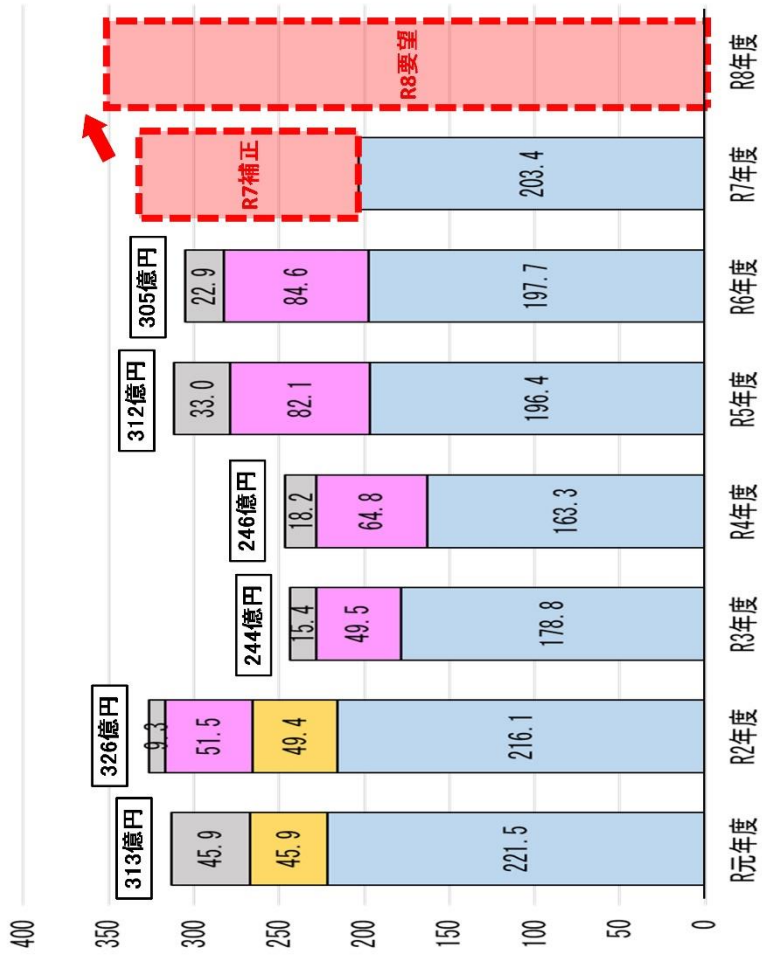
要望事項

- 国土強靱化を計画的に推進するため、令和7年度補正予算はこれまでを大きく上回る規模で確保すること。
- 令和8年度予算に向けては、予算要望の増額を考えていることから、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

交付金・個別補助事業費の推移

(億円)

□ 他 補正 □ 5か年対策 □ 3か年対策 □ 当初 (直轄除き、事業費ベース)



○公共土木施設の老朽化対策の推進

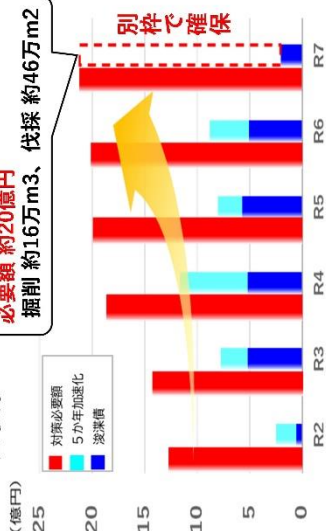
- ・国土強靱化の予算を活用し、橋梁やトンネルなどの道路施設や規模の大きい河川管理施設などの老朽化対策等を推進。
- ・これまでの老朽化対策の安定的な継続や予防保全への計画的な移行だけでなく、施設数が多い小規模施設(標識等)の老朽化対策に向けた予算確保が必要。



鉄筋が露出している橋梁の補修が必要 腐食が進行している標識柱等の更新が必要 小規模水門の老朽化対策等が必要

○河川の河道掘削・樹木伐採の推進

- ・国土強靱化の予算により、これまで実施できていなかった河道掘削や樹木伐採を推進。
- ・未だ対策が必要な箇所が多く、継続的に河道掘削等を実施するための予算確保が必要。



河道埋塞により流下能力が低下

(2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

【提案・要望事項】

- 人流・物流の円滑化による生産性向上、地域活性化等を図るため、次の項目について強力に推進すること。
 - ①香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョンの実現
 - ②シームレスな高規格道路ネットワークの構築（高松環状道路、高松空港連絡道路等）
 - ③直轄国道の整備
 - ④孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援
 - ⑤道路施設の老朽化対策の推進
 - ⑥通学路における交通安全対策の推進
 - ⑦緊急輸送道路等における無電柱化の推進
- 安全・安心の確保のための対策を継続的・安定的に進めるため、国土強靱化関連について、能登半島地震等を踏まえた更なる対策の拡充や新たな施策の位置づけ、資材価格などの高騰も踏まえ、5か年加速化対策を大幅に上回る事業規模・予算とし、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で満額確保すること。

【現状・課題】

①香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョンの実現（令和7年2月策定）

- 四国の玄関口として、さらなる人流・物流の円滑化による生産性の向上や地域活性化等を図るとともに、令和6年能登半島地震の課題を踏まえた広域道路ネットワークの構築を計画的に進めるため、「香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョン」を令和7年2月に策定しました。
- 4つの整備目標である「地域間連携の強化」「交通物流拠点へのアクセス向上」「高速道路インターチェンジからの圏域拡大」及び「平常時・災害時でのネットワークの強化」を達成するため、道路事業に対する必要な予算の確保を要望します。

②シームレスな高規格道路ネットワークの構築（高松環状道路、高松空港連絡道路等）

- 高松環状道路は、高松中心市街地の慢性的な渋滞の抜本的改善、高松自動車道とサンポート高松地区など臨海部との連結強化、高松空港連絡道路と併せた高松空港へのアクセスの向上、さらには、大規模災害時における復旧や地域支援の活動を支える広

域支援ルートの確保など、高松都市圏が抱える交通課題を解決するために非常に重要な事業です。

- 機能強化を進める高松港朝日地区の交通アクセス強化等のため、ボトルネックとなっている本町踏切の対策も重要であることから、早期事業化に向け、環境影響評価・都市計画決定に必要な手続きを速やかに進めることを要望します。
- 高松環状道路の政策目標である「産業振興の支援」や「交流・人流の促進」の達成のため、高松環状道路及び高松空港連絡道路と高松自動車道が円滑に接続されるよう要望します。
- 高松自動車道と高松空港を結ぶ高規格道路である高松空港連絡道路等は、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点性を最大限に生かし、地域経済の活性化を図るために重要な道路であり、現在、県道円座香南線（香南工区）6 kmの整備に取り組んでいます。
- また、「災害に強い国土幹線道路ネットワーク」に位置付けられており、高規格道路のミッシングリンク解消に向けて進めている高松空港連絡道路等の整備をより一層推進するための補助予算の確保を要望します。

③直轄国道の整備

- 大規模災害時に、概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保する必要がありますが、高規格道路と代替機能を発揮する国道11号とのダブルネットワーク化が不十分であり、速やかな復旧・復興において課題を抱えています。
- 現在整備中の大内白鳥バイパスや豊中観音寺拡幅の早期完成を図るとともに、大内白鳥バイパスに引き続き、次の4車線化・バイパス化が着手されるよう要望します。
- 近年、直轄国道で多くの交通死傷事故が発生している状況にあり、日本損害保険協会による令和5年の「全国交通事故多発交差点マップ」では、県内のワースト3全てが国道11号の交差点であり、直轄国道における交通安全対策が急務となっています。
- 国道11号、国道32号などの直轄国道において、誰もが安全に利用できるよう、より一層の交通安全対策を推進されるよう要望します。

④孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援

- 令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、半島や山間部など、大規模災害時に孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセスルートについて、着実かつ迅速な整備を図るため、社会資本整備総合交付金にくわえ、個別補助事業の創設などの重点支援を要望します。

⑤道路施設の老朽化対策の推進

- 本県では、橋梁など法定点検の対象となった県管理施設1,632施設のうち、1巡目点検では、208施設(13%)が早期に措置を講ずべき状態(Ⅲ判定)、2巡目点検では、新たに144施設(9%)がⅢ判定となり、予防的な保全による維持管理に早期に移行するため、道路メンテナンス事業を活用し、計画的な老朽化対策を実施しています。
- 一方で、法定点検の対象になっていない標識や照明灯などの小規模附属物のほか、舗装、法面などの道路施設については、施設数が非常に多く、点検や対策が十分に行き届かない状況にあります。
- 以上のことから、道路施設全体の老朽化対策を着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に位置づけ、安定的・継続的に取り組むための予算を確保するとともに、橋梁や門型標識だけでなく、小規模附属物についても継続して必要な機能を発揮できるよう、個別事業の創設などの重点支援を要望します。

⑥通学路における交通安全対策の推進

- 本県では、交通死傷事故件数は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの交通事故死者数は恒常的にワースト上位(令和2年:1位、令和6年:11位)という危機的な状況となっており、近年では、交通事故死者数の6割が高齢者であるほか、歩行者や自転車乗車中の交通事故死者数も全体の半数以上を占めています。
- 令和3年6月に千葉県八街市^{やちまた}で発生した通学路での交通死傷事故を受け、関係機関と連携した通学路の合同点検を実施し、歩道整備などの交通安全対策に取り組んでおり、令和6年度末までに189か所(約7割)の対策が完了し、残る70箇所についても暫定的な対策を講じているものの、利用者の安全な通行を確保するためには、歩道整備等の本対策を早急に実施する必要があります。
- 以上のことから、交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)や交通安全対策補助制度(地区内連携)、防災・安全交付金事業など、通学路における交通安全対策などを加速させるための補助予算の確保を要望します。

⑦緊急輸送道路等における無電柱化の推進

- 令和6年能登半島地震では、電柱倒壊等による緊急輸送路道路等の閉塞が応急復旧活動に支障をきたしており、無電柱化は防災機能の向上の喫緊の課題であることから、着実に進めていく必要があります。
- また、緊急輸送道路である県道中徳三谷高松線等で進めている無電柱化推進計画事業の令和7年度予算は厳しい配分となっており、防災機能の向上に遅れが生じる懸念があります。
- 以上のことから、無電柱化推進計画事業を加速させるための補助予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について

(2)高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

所管府省 国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

県関係課 県関係課

道路課

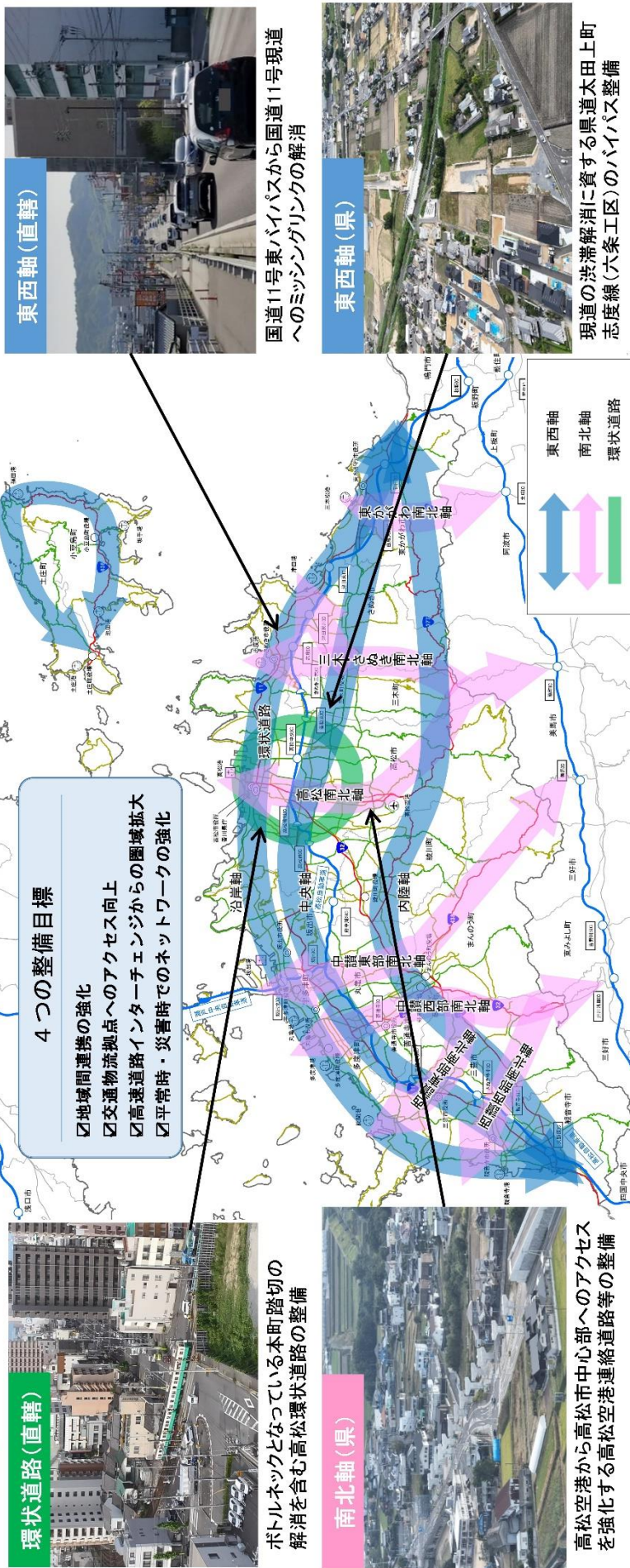
提案・要望事項

① 香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョンの実現

本県が抱える交通課題を解決するため、県土を東西に貫く3つの「東西軸」と、それらを沿岸部から内陸部へつなぐ7つの「南北軸」および「環状道路」からなるネットワークの形成実現に必要な予算を確保すること。

現状と課題

香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョン



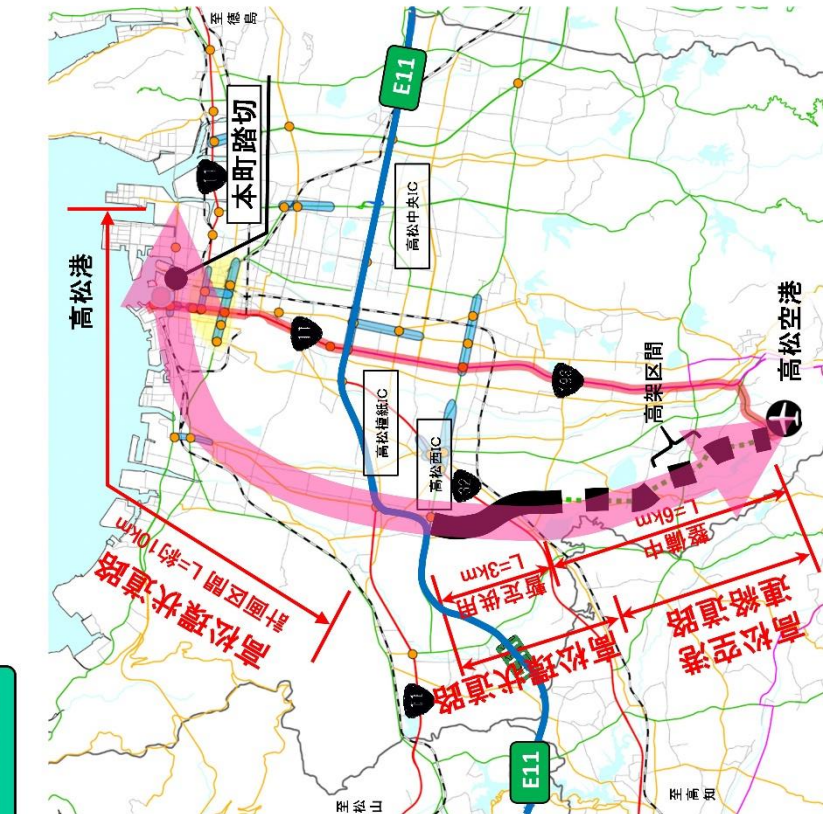
提案・要望事項

② シームレスな高規格道路ネットワークの構築(高松環状道路、高松空港連絡道路等)

- ・地方都市環状道路となる高松環状道路の早期事業化に向け、環境影響評価・都市計画決定に必要な手続きを速やかに進めること。
- ・空港・港湾アクセスとなる高松空港連絡道路等の整備のための予算を確保すること。

【事業費進捗率(R7.3月末時点):31%、高架区間:令和10年度供用開始予定】

現状と課題



この地図は、国土地理院 数値地図情報をもとに作成したものである。

【要望】

- ・高松環状道路の環境影響評価・都市計画決定に向け、速やかな方法書等の作成及び対応方針の決定
- ・高松環状道路及び高松空港連絡道路と高松自動車道の円滑な接続

■ 高松環状道路

～現状～

- R7.2 第4回四国地方小委員会
・対応方針(案)の承認
- R7.5 計画段階環境配慮書の公表

～今後の予定～

- 方法書の作成
- 対応方針の決定

- 事業者から都決権者(県)への引継ぎ
- 都市計画決定の手続き開始

■ 高松空港連絡道路等

高松空港から高松自動車道及び高松環状道路を経由し、高松市中心部へのアクセス強化を図る。



高松環状道路 (本町路切)



整備が進む高松空港連絡道路等

提案・要望事項

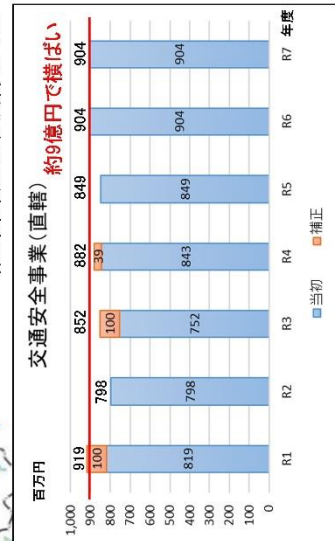
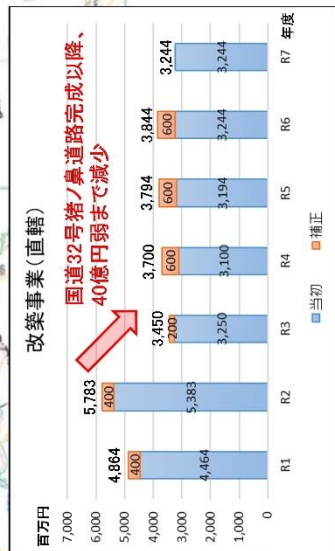
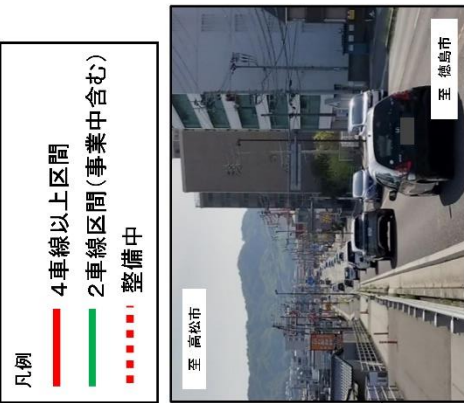
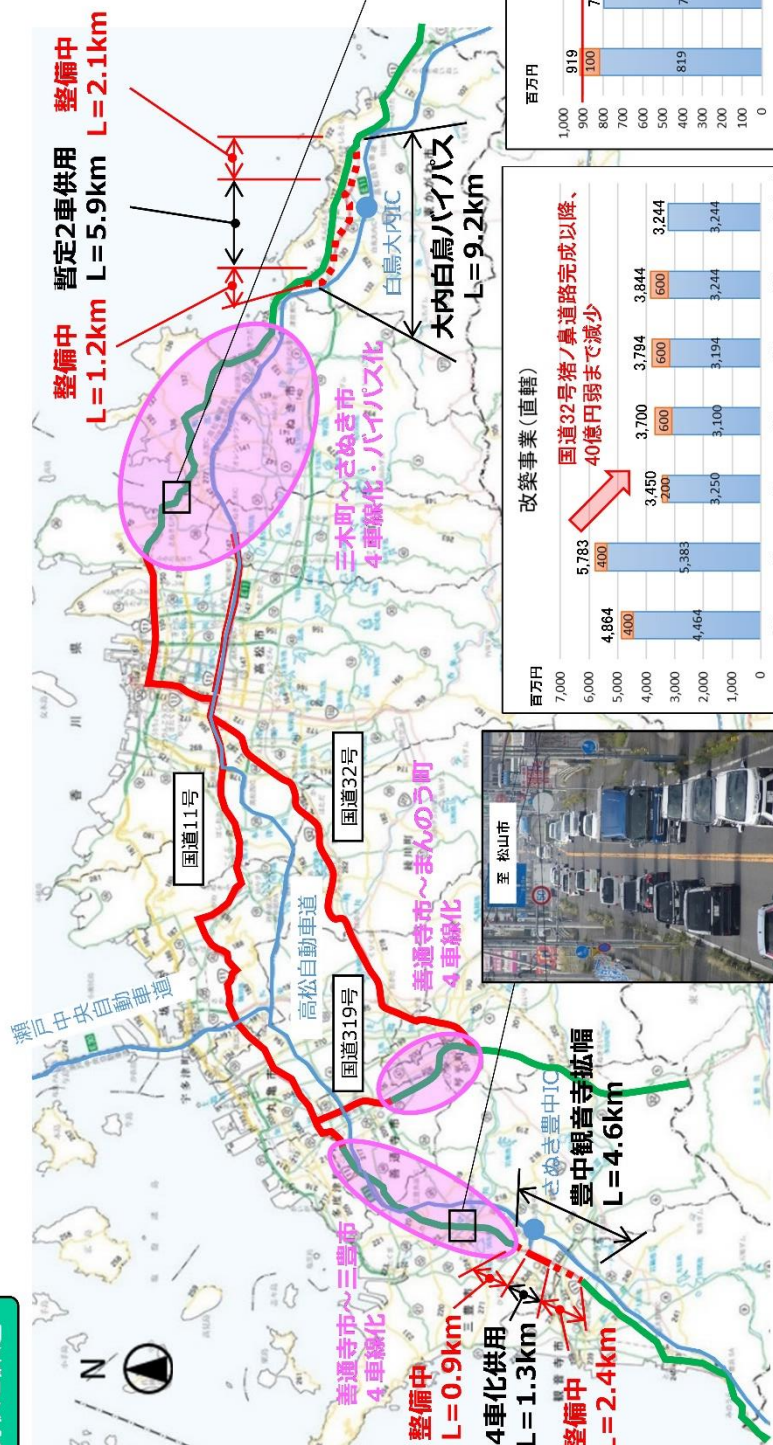
③ 直轄国道の整備

- ・高規格道路と並行する国道11号の4車線化によるダブルネットワークの機能強化のため、大内白鳥バイパス及び豊中観音寺拡幅の早期完成を図ること。

【大内白鳥バイパス 事業費進捗率(R7.3月末時点):約85%、豊中観音寺拡幅 事業費進捗率(R7.3月末時点):約66%】

- ・大内白鳥バイパスの整備に引き続き、次の4車線化・バイパス化に着手すること。
- ・直轄国道の交通安全対策を推進すること。

現状と課題



この地図は、国土地理院の承認(平成29年度、第1号)を得て、同院発行の5万分の1地形図を一部加工したものである。

香川県西部(三豊市)渋滞状況 R6.4

提案・要望事項

- ④ 孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援
令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、半島や山間部など、大規模災害時に孤立化が生じる可能性が高い地域への
アクセスルートについて、着実かつ迅速な整備を図るため、個別補助事業の創設など重点支援すること。

現状と課題

【現状】 重要物流道路及び避難路等において、砂防事業と連携し土砂災害対策を個別補助事業として実施
防災対策としての道路新設及び改良については、交付金事業として実施

【要望】 大規模災害時に孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路や避難路等についての道路新設及び改良を対象とした
個別補助事業を創設

複数の土砂崩れにより町全体が孤立化



坂出市王越町 (H30. 7)

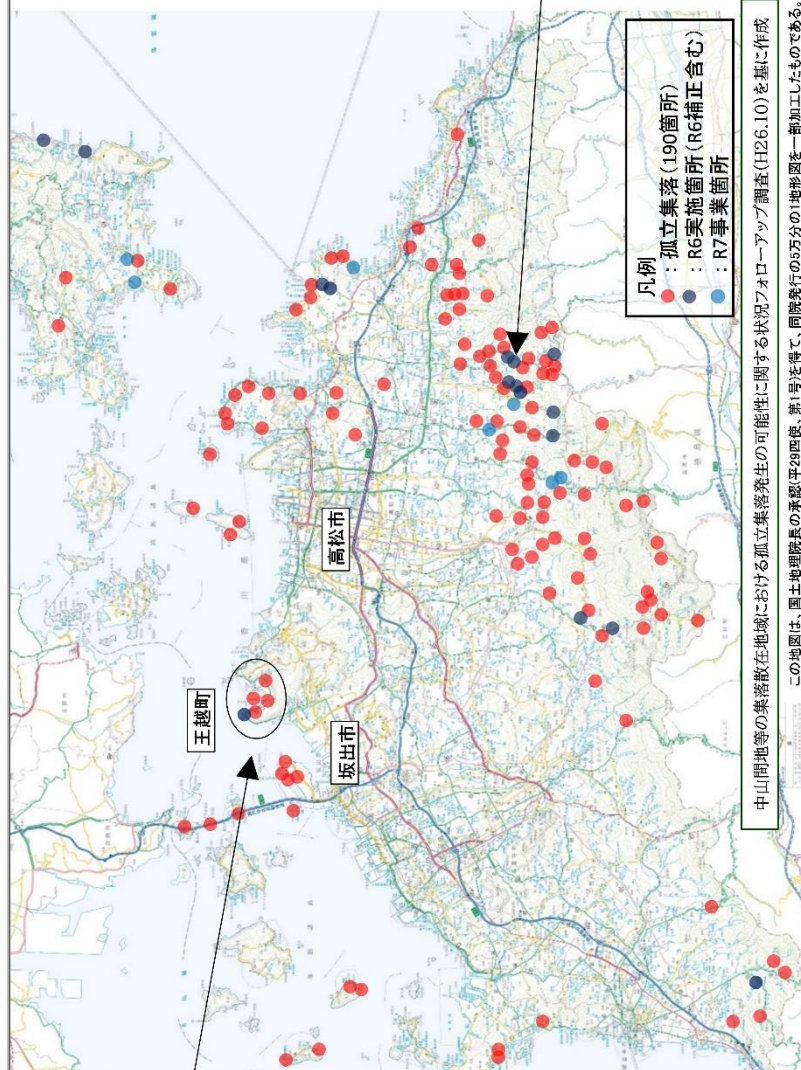
王越町から高松市、坂出市それぞれに通じる唯一の道路がH30年7月豪雨により被災し、王越町全域（479世帯958人）が孤立化し、住民の生活に大きな影響を及ぼした。

整備中



坂出市王越町 (R6. 4)

アクセスルートの整備を推進



当該事業規模 (交付金事業)

■R6実施箇所 [内示]

・事業数：17箇所

■R6補正箇所 [内示]

・事業数：3箇所

■R7事業箇所 [内示]

・事業数：23箇所

落石による通行止めで
住民生活に影響



木田郡三本町 (R5. 8)

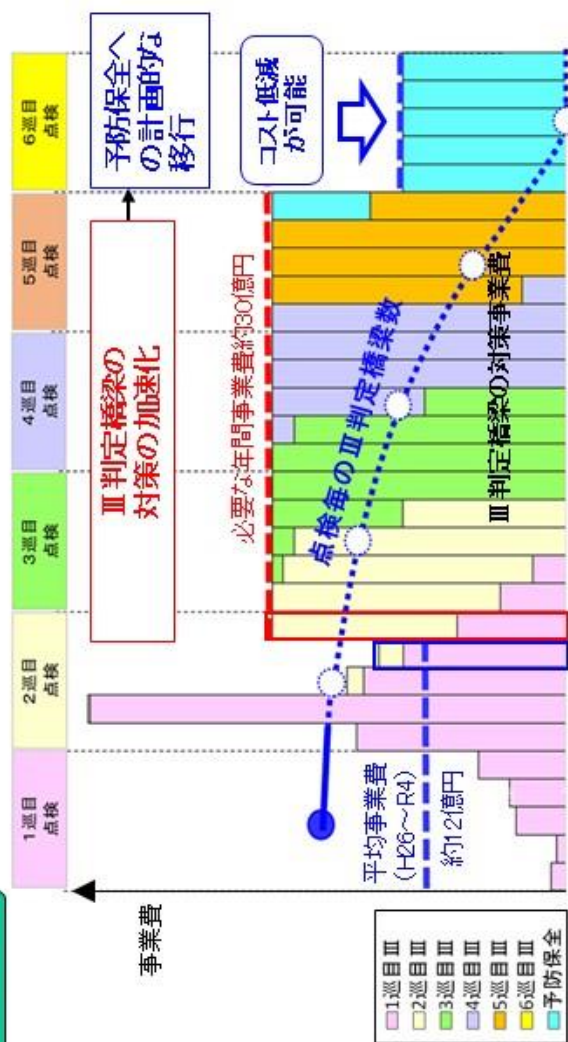
巨大な落石の撤去から仮設防護柵の設置までの約3週間にわたり通行止めとなり、利用する住民の生活に大きな影響を及ぼした。

⑤ 道路施設の老朽化対策の推進

- ・予防保全への早期移行に向けて、今後も安定的・継続的に取り組むため国土強靱化中期計画に位置付け、必要な予算を確保すること。
- ・標識等の小規模附属物を含む道路施設全体の老朽化対策を着実に推進するため、橋梁や門型標識だけでなく、小規模附属物についても個別事業を創設するなど重点支援すること。

現状と課題

＜橋梁＞ 老朽化対策の予防保全への計画的な移行



- 予防保全への早期移行に向け、令和5年度からⅢ判定橋梁の対策を加速化。
- 令和6年度の年間事業費は国土強靱化予算を活用し、約30億円を確保。
着手率、完了率ともに全国平均を上回る結果となっている。
- 令和8年度以降も約30億円を確保することにより、予防保全へ計画的に移行。

＜橋梁＞ 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目)

官公営工事の着手率及び完了率【1巡目(2014～2018)のⅢ・Ⅳ】					
	Ⅲ・Ⅳ検査数	検査数	着手率	完了率	着手率
国土交通省(全国)	3,340	3,340	2,724	100%	82%
香川県内	17	17	17	100%	100%
船越村県・政令市等(全国)	19,814	18,238	14,298	92%	72%
香川県	184	184	162	100%	88%
市町村(全国)	40,668	31,891	25,390	78%	62%
香川県内	337	287	237	85%	70%

(2024年3月末時点)



橋梁の損傷状況



標識の損傷状況

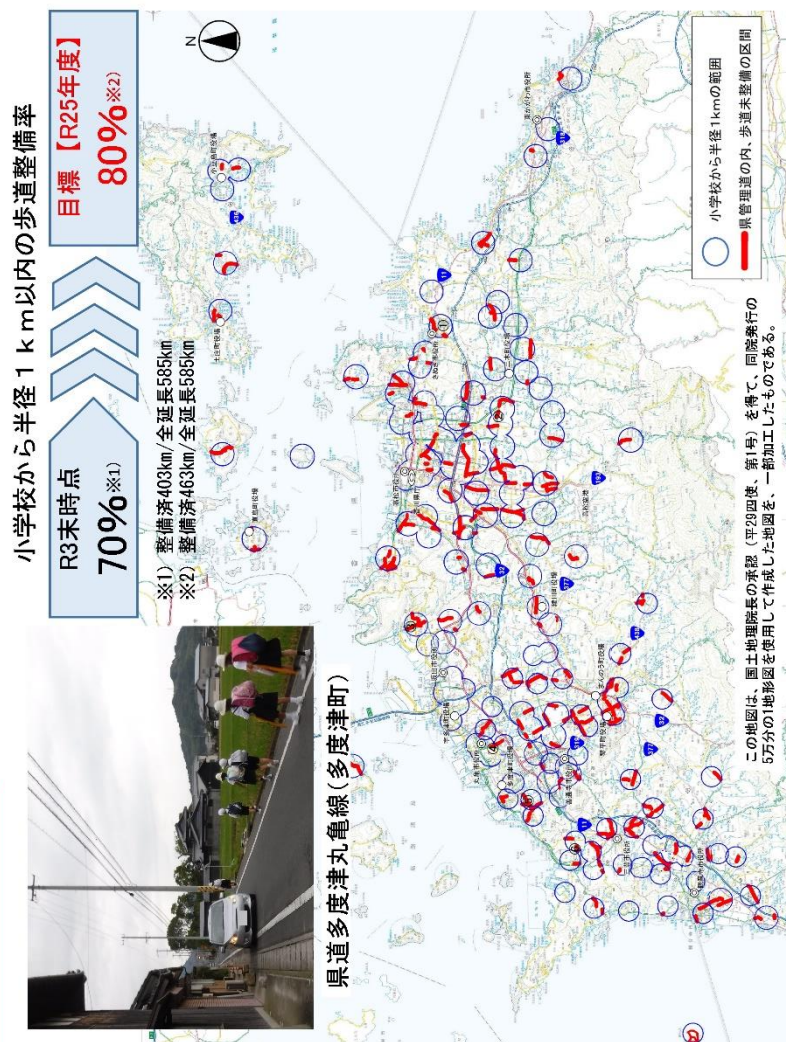
- 施設数が多い標識等(法定点検対象外:約2万件)の老朽化対策に向けた予算も必要。

提案・要望事項

⑥ 通学路における交通安全対策の推進

通学路の合同点検を踏まえた交通安全対策において、残る歩道整備の本対策等を早急に実施するための予算を確保すること。

長期的な整備目標



小学校から半径1km以内の県管理道**585km**の内**182km**が歩道未設置となっており、子供の安全な通行を確保するため、歩道の設置等を早急に進めていく必要がある。

当面の整備目標(5か年)



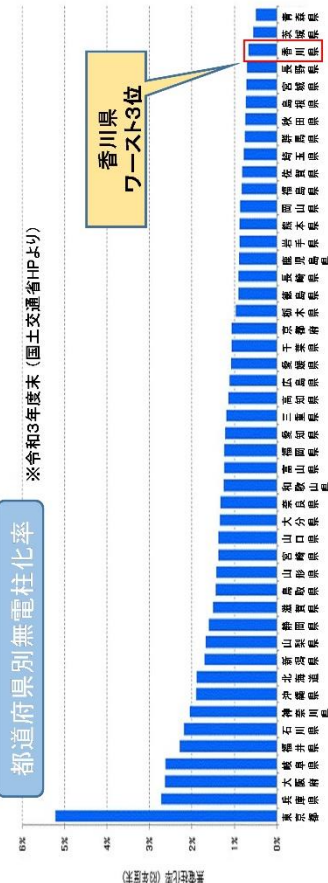
提案・要望事項

⑦ 緊急輸送道路等における無電柱化の推進

道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成を図るため、市街地区間の緊急輸送道路における無電柱化を推進するための予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 都道府県別の無電柱化率は0.6%と低く、全国ワースト3位。
- ・ 緊急輸送道路における無電柱化率は県道が3%、市町道が4%と、直轄国道と比較して大幅に遅れている。
- ・ 現在、事業中・計画中の延長14kmの整備に向けて、無電柱化を加速。

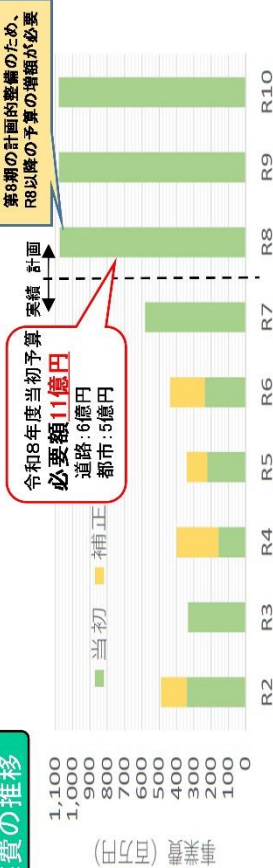


緊急輸送道路における無電柱化

緊急輸送道路	道路延長	無電柱化延長	無電柱化率	【参考】 事業中・計画延長
道路延長	815km	176km	11%	42km
直轄国道	180km	134km	37%	22km
内県管理道	586km	38km	3%	14km
市町村道	49km	4km	4%	6km

※令和5年度末（無電柱化DBより）
※無電柱化延長には橋梁やトンネル等の整備不要箇所を含む
※事業中・計画延長には緊急輸送道路以外を含む

事業費の推移

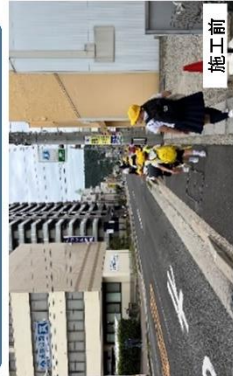


無電柱化の整備事例

【防災】(都) 中新町詰田川線



【交通安全】高松港栗林公園線



【景観形成】琴平停車場琴平公園線



(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

【提案・要望事項】

南海トラフ地震への対策として海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、個別補助事業の採択要件や防災・安全交付金事業の重点配分要件を拡充・緩和し、重点的に予算配分・支援すること。

【現状・課題】

- 本県は、全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、他県から重点的に警察や消防などの応援を受ける重点受援県ですが、国の現地対策本部が設置される高松サンポート合同庁舎をはじめ、防災拠点空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在することから、「四国の防災拠点」としての機能が求められており、その機能を果たすには、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進め、緊急輸送体制等の確保を図る必要があります。
- そのため、本県では、平成27年3月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定し、平成27年度から令和6年度までの10年間にⅠ期計画区間約48kmを整備してきたところであり、令和7年度からは、Ⅱ期・Ⅲ期計画区間として約59kmの整備を計画的かつ着実に進めていくこととしています。
- また、令和7年1月に政府の地震調査委員会は、南海トラフを震源とする地震の今後30年以内の発生確率を「80%程度」に引き上げ、さらに、令和7年3月に新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、香川県内の浸水範囲が大幅に増加していることから、地震・津波対策を加速化し、より一層計画的に取組みを進める必要があります。
- 以上のことから、海岸堤防の個別補助事業における津波災害（特別）警戒区域指定の採択要件や、河川堤防の防災・安全交付金事業における津波到達時間120分以内・氾濫区域内人口5,000人以上等の重点配分要件を緩和するとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に重点的に配分し、安定的・継続的に国土強靱化を推進できるような支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について (3)海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

所管府省 国土交通省(港湾局、水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

県関係課

港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

提案・要望事項

○ 南海トラフ地震への対策として海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策について、令和7年度からのⅡ期計画を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、個別補助事業の採択要件や防災・安全交付金事業の重点配分要件を拡充・緩和し、重点的に予算配分・支援すること。

事業の整備効果と実施状況(事例)

令和7年1月に政府の地震調査委員会は、南海トラフを震源とする地震の今後30年以内の発生確率を「80%程度」に引き上げ、さらに、令和7年3月に新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、香川県内の浸水範囲が大幅に増加していることから、地震・津波対策を加速化し、より一層計画的に取り組むを進める必要がある。

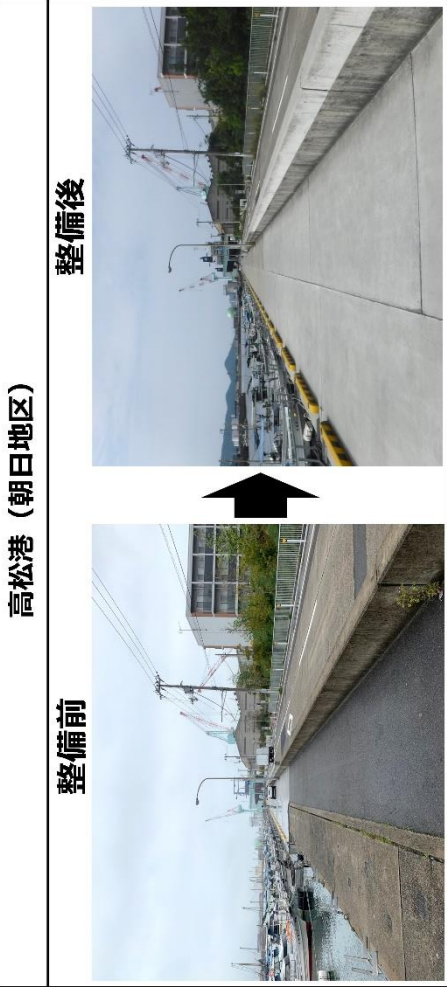


高松市内の整備効果(県及び市Ⅰ期～Ⅲ期)

地震津波対策による整備効果
約3,050億円
(整備前浸水被害想定額)



事業費
約175億円



香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画

事業区分	全体計画		Ⅰ期計画 (H27～R6)		Ⅱ期計画 (R7～R16)		Ⅲ期計画 (R17～R26)	
	整備 延 (km)	概算 事業費 (億円)	整備 延 (km)	概算 事業費 (億円)	整備 延 (km)	概算 事業費 (億円)	整備 延 (km)	概算 事業費 (億円)
県管理海岸堤防	72	288	29	132	30	111	13	45
市町管理海岸堤防	40	236	7	27	16	99	17	110
県管理河川堤防	36	210	20	87	9	66	7	57
合 計	148	734	55	247	55	276	37	212

(4)「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

【提案・要望事項】

これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、「流域治水」を加速化・深化し、県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進めていくため、「激甚化する風水害への対策」や「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を推進できるよう「国土強靱化実施中期計画」に位置付け、令和8年度予算について、これまでを大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保するなど重点的に支援すること。

- ・ダム建設事業を計画的・集中的に推進するための予算を確保すること。
- ・河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。
- ・河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進できるよう必要な予算を別枠で確保するとともに、小規模河川や普通河川等の整備推進のため「緊急自然災害防止事業債」の事業期間を延長すること。
- ・土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所対策を今後10年間で集中整備するための予算を優先的に確保すること。
- ・流域治水プロジェクト内の小規模施設等の老朽化対策や、水門の遠隔化・自動化等の高度化を一体的に進めるとともに、効果的な施設管理を行うため、氾濫域が重なる複数水系を圏域単位でパッケージ化して採択するなど、メンテナンス事業の制度を見直すこと。

【現状・課題】

- 近年、全国各地で水害等による甚大な被害が発生しているなか、本県では「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、「大規模特定河川事業」、「事業間連携事業」、「防災・安全交付金事業」を活用した河川改修や砂防堰堤の整備、「メンテナンス事業」を活用した老朽化対策のほか、ダムの整備を計画的・集中的に取り組むこととしています。
- 特にダム事業は、綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）、湊川総合開発事業（五名ダム再開発）とともに、用地買収及び付替道路工事を推進することとしています。
- また、県内には、未整備の河川や土砂災害警戒区域が多く存在していることから、これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害の頻発化に対し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、河川改修や砂防堰堤の整備、河道掘削などを推進しています。

- しかし、河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するためには、令和8年度は約27億円が必要ですが、令和7年度の当初予算と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算をあわせた15か月予算の配分は、約20億円と、計画的に整備を進めるために必要な予算を確保できていない状況にあります。

さらに、砂防堰堤の整備については、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある未着手箇所を令和16年度までに集中的に整備するためには、総額370億円が必要となるため、継続的かつ安定的な予算確保が必要であります。

- 以上のことから、改正国土強靱化基本法を踏まえ、今後も県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進める「流域治水」を加速化・深化するため、「大規模特定河川事業」、「メンテナンス事業」、「事業間連携事業」、「防災・安全交付金事業」予算をこれまでの大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保することを要望します。また、国土強靱化実施中期計画の計画期間においても国土強靱化に必要な予算を通常予算とは別枠で確保するなど、令和8年度予算に向けて重点的に支援するよう要望します。

- また、河道掘削や樹木伐採についても、未だ対策が必要な箇所が多いことから、引き続き抜本的な流下能力対策を強力に推進できるよう、別枠で予算を確保するよう要望します。

- さらに、近年の気候変動の影響に伴う局所的な集中豪雨により、市町が所管する普通河川や用悪水路周辺の住宅地等においても浸水被害が頻発していることから、下水道事業等に位置付けられない普通河川や用悪水路の整備についても河川等の整備と一体的に流域治水対策に取り組めるよう、「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を要望します。

- 加えて、老朽化した小規模施設等の計画的な維持管理・更新や、水門の遠隔化・自動化による省人化・高度化などの防災・減災DXを推進する必要がありますが、現在のメンテナンス事業の採択要件は「事業費が個別施設毎に4億円以上」など、主に大規模施設が対象となっていることから、効果的な管理施設を行うため、氾濫域が重なる複数水系を圏域単位でパッケージ化して採択するなど、メンテナンス事業の制度を見直すことを要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）、総務省（自治財務局）
内閣官房（国土強靱化推進室）

【県関係課】河川砂防課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について

(4)「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局)、総務省(自治財政局)、内閣官房(国土強靱化推進室)

県関係課

河川砂防課

提案・要望事項

①ダム再開発の推進(長柄ダム・五名ダム)

ダム建設事業を計画的・集中的に推進するための予算を確保すること。

綾川治水ダム建設事業(長柄ダム再開発)

○綾川水系綾川(綾歌郡綾川町)の既設ダムを嵩上げ

- ・令和4年3月に全体計画を策定
- ・令和5年2月に用地買収、同年8月に付替道路工事に着手
- ・令和14年度事業完了に向け、令和8年度は引き続き用地買収及び付替道路工事を推進

長柄ダム建設箇所



湊川総合開発事業(五名ダム再開発)

○湊川水系湊川(東かがわ市)の既設ダム下流に新たなダムを建設

- ・令和5年6月に全体計画を策定
- ・令和20年度事業完了に向け、令和7年3月に用地買収に着手し、令和7年度は付替道路工事に着手予定
- ・令和8年度は引き続き用地買収及び付替道路工事を推進

五名ダム建設箇所



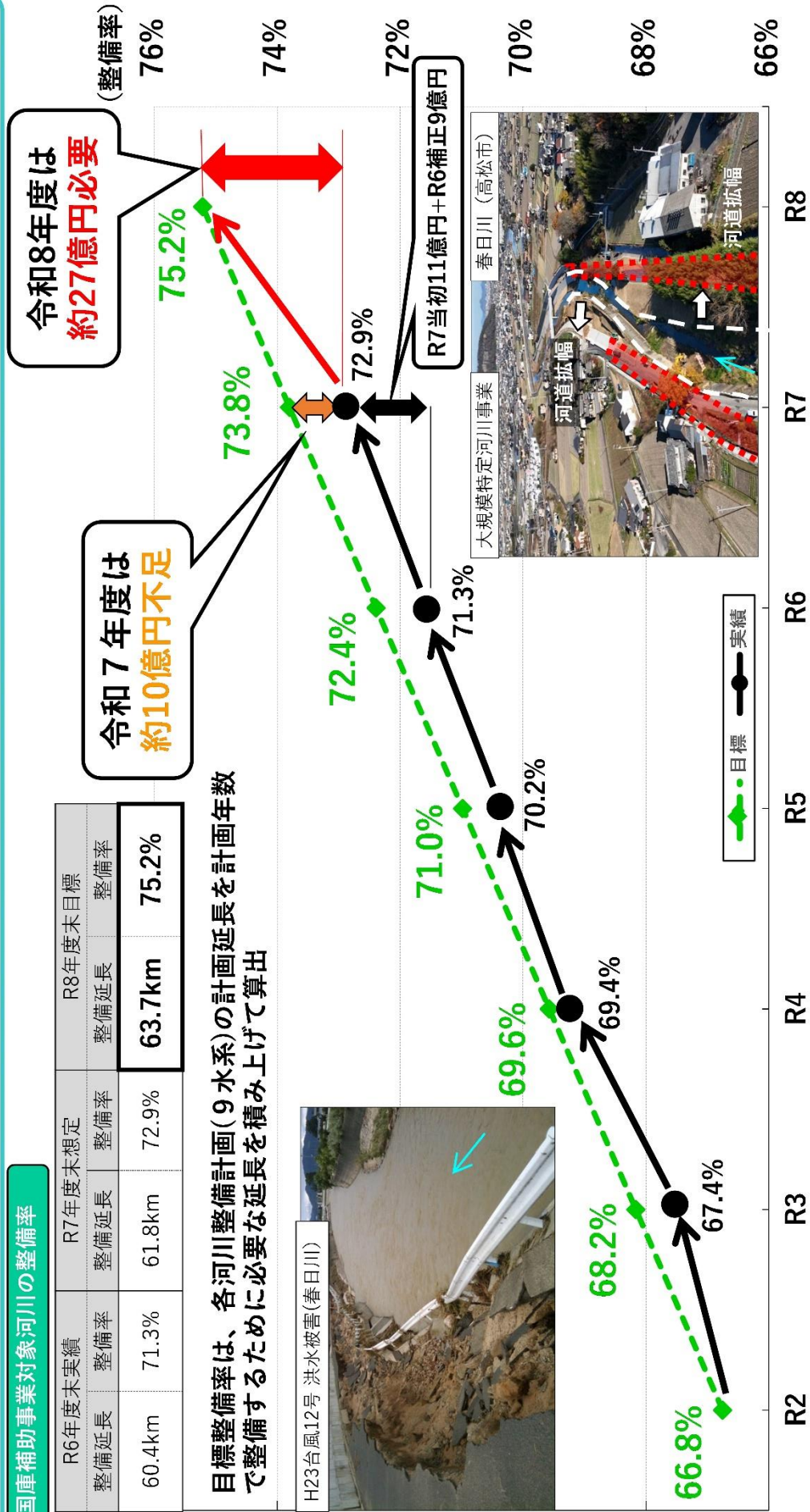
②河川事業の推進

河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。

国庫補助事業対象河川の整備率

R6年度末実績		R7年度末想定		R8年度末目標	
整備延長	整備率	整備延長	整備率	整備延長	整備率
60.4km	71.3%	61.8km	72.9%	63.7km	75.2%

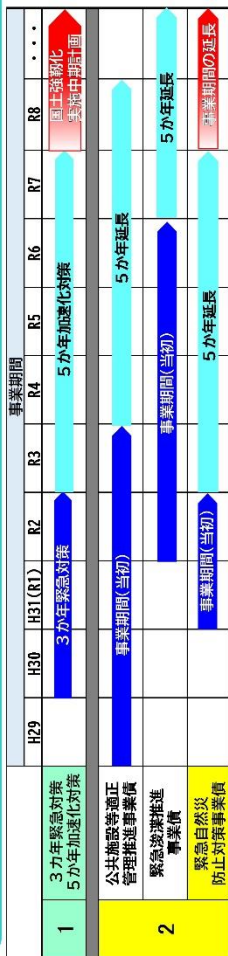
目標整備率は、各河川整備計画(9水系)の計画延長を計画年数で整備するために必要な延長を積み上げて算出



提案・要望事項

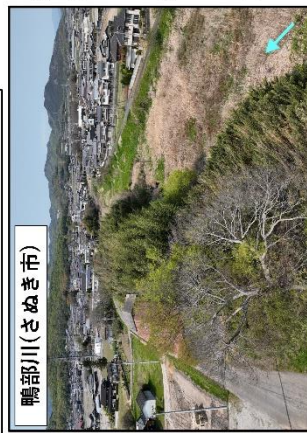
③河道掘削・樹木伐採や小規模河川等の整備の推進

- 1 河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進できるよう必要な予算を別枠で確保すること。
- 2 小規模河川や普通河川等の整備推進のため「緊急自然災害防止事業債」の事業期間を延長すること。

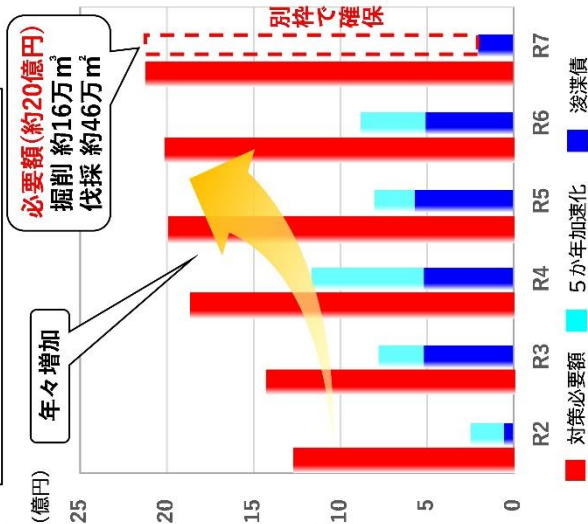


1 河川等の浚渫・樹木伐採の継続的な推進

河川の樹木繁茂・土砂堆積状況

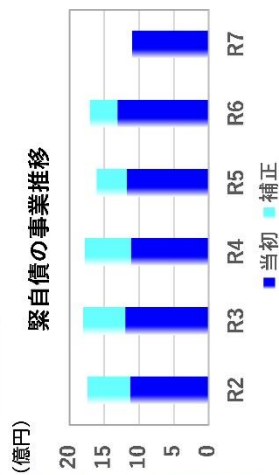


河道掘削・樹木伐採の事業推移



2 緊急自然災害防止事業債の事業期間の延長

緊急自然災害防止事業債を活用した小規模河川の整備



○補助事業の採択要件を満たさない小規模河川の整備に活用
R7当初は73箇所に充当

普通河川・用悪水路整備の課題



平常時

- 近年の局所的な集中豪雨により、住宅地等を通る普通河川・用悪水路からの溢水等による浸水被害が頻発
- 市町の厳しい財政状況の中、必要な予算の確保が課題

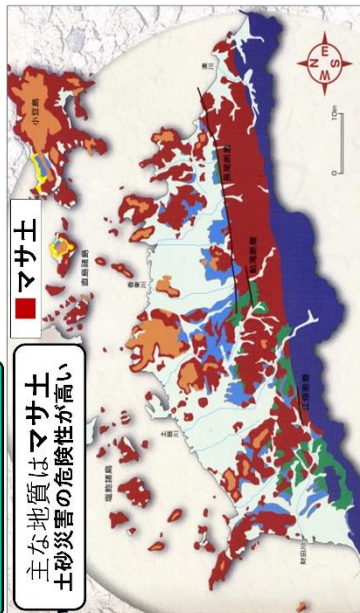
○本県の河川の特性として、平常時は河道にほとんど流水が見られない河川が多く、河道内全面に樹木等が繁茂し、土砂堆積が生じやすい

④砂防事業の推進

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所の対策を集中整備するための予算を優先的に確保すること。

県土の特徴

主な地質はマサ土
土砂災害の危険性が高い



被災状況

H30年度土砂災害発生件数：57件

過去10年間で
最大件数



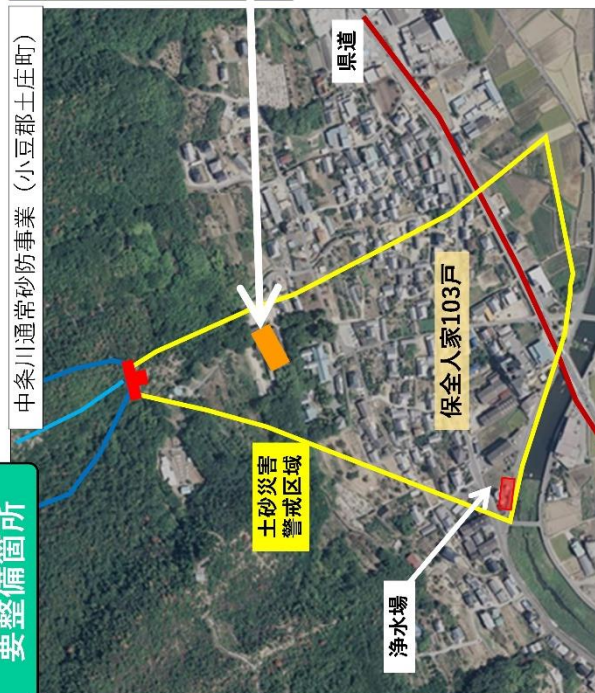
法面崩壊（高松市屋島西町）

土砂災害警戒区域内の施設整備状況(R7.3末)

発生原因となる 自然現象	警戒区域		うち、人家5戸以上	
	公表数	区域数	整備済 箇所数	整備率
土石流	3,272	1,713	417	24.3%
地滑り	123	73	8	11.0%
急傾斜地の崩壊	4,653	612	182	29.7%
合 計	8,048	2,398	607	25.3%

要整備箇所

中条川通常砂防事業（小豆郡土庄町）



土砂災害
警戒区域

保全人家103戸

浄水場

県道



ひまわりの家
(要配慮者利用施設)

土砂災害警戒区域内に保全人家100戸以上
または要配慮者利用施設等がある箇所

該当 箇所数	整備済 箇所数	整備率	事業 実施中		未着手
			箇所数	箇所数	箇所数
164	55	33.5%	18	18	91

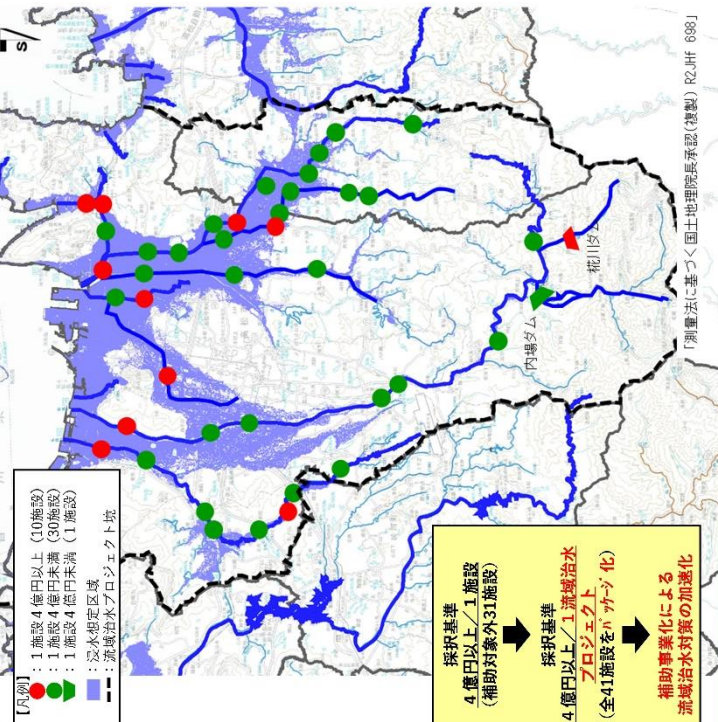
○土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある
未着手箇所を令和16年度までに集中的に整備するためには総額約370
億円が必要

○現在の事業ベースを加速化するために必要な予算を確保すること

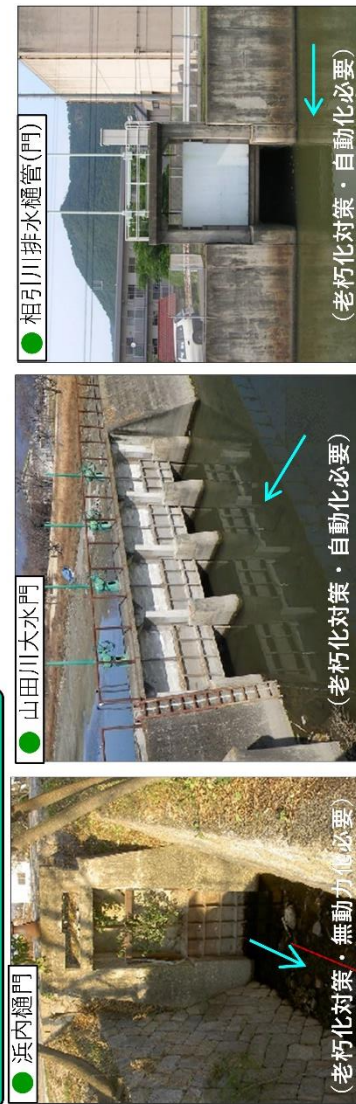
⑤メンテナンス事業（河川・ダム）の推進

流域治水プロジェクト内の小規模施設（1施設4億円未満）等の老朽化対策や、水門の遠隔化・自動化等の高度化を一体的に進めるとともに、効果的な施設管理を行うため、氾濫域が重なる複数水系を圏域単位でパッケージ化して採択するなど、メンテナンス事業の制度を見直すこと。

氾濫域が重なる複数水系の施設をパッケージ化 （例：香川県流域治水プロジェクト（高松ブロック））



河川メンテナンス事業の課題



施設（R6.3米）	水門	樋門	排水機場	堰	計
県内全管理施設	33	92	1	9	135
うち対策費4億円未満	19	92	0	3	114（全施設の85%）

ダムメンテナンス事業の課題

主なダム管理設備の寿命と更新費用	平均寿命 （年）	更新費用 （百万円）
ダム管理用制御処理設備（ダムコン）	8	150
CCTV設備	11	70
多重無線設備	12	100
テレメータ設備	13	80



期待される効果

氾濫域内の老朽化対策と、水門の遠隔化・自動化による省人化・高度化などの防災・減災DXを一体的に推進し、**効果的に地域の安全度の向上を図る。**

(5) 港湾事業の推進

【提案・要望事項】

① 高松港の港湾機能強化の推進

効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や大規模災害時の緊急輸送機能を確保するため、国において整備中の「複合一貫輸送ターミナル整備事業」をより一層推進するとともに、朝日地区における船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備や、玉藻地区において多くの離島定期航路が利用する岸壁の耐震化の検討に着手する等、港湾計画の早期実現に向けて重点的に支援すること。

② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援

クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への全国的な取組が進められているなか、本県では、官・民による大規模開発が進められており、交通機能が集約され市街地にも近接していること等から、クルーズ客船の乗客からも好評を得ている高松港玉藻地区（サンポート高松地区）のクルーズ客船専用岸壁において、大型クルーズ客船（11万GT級）に対応した岸壁の整備を進めているところである。

クルーズの再興・拠点形成に向けて、特定利用港湾でもある高松港における受入環境整備について、早期整備に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。

③ 海辺の賑わいの創出に向けた支援

港湾・海岸空間の利用ニーズが多様化しているなか、都市機能が集積した交流拠点である高松港玉藻地区（サンポート高松地区）においては、賑わい空間として高度利用が可能な緑地等が数多く存在し、賑わい創出に資する施設整備が求められている一方、国有港湾施設である玉藻防波堤ボードウォークをはじめとする既存施設の老朽化が著しく、利用者の安全確保のためには早急な改修が必要である。

以上のことから、港湾・海岸空間を活用した更なる賑わい創出に資する施設整備を推進するため、多様なニーズに対応した緑地等の整備や国有港湾施設の改修に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。

【現状・課題】

① 高松港の港湾機能強化の推進

- 高松港の効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や、大規模災害時における緊急輸送機能を確保するため、国において県内唯一のコンテナ船定期航路を有する朝日地区における船舶の大型化に対応した耐震強化岸壁（-14.0m）や、離島定期航路を多く有する玉藻地区における耐震強化岸壁等の整備の検討に着手することを要望します。

○ 現在、国において整備が進められている「高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナル整備事業」については、貨物需要の増大に伴う船舶の増加や大型化に対応し、近年のトラックドライバー不足等による陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトの受け皿となるとともに、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 80%程度と高まるなか、大規模地震発生時の緊急物資等の輸送拠点を確保するためにも、耐震強化岸壁の整備が重要であることから、より一層の整備の推進を要望します。

○ 高松港が国家安全保障戦略等に基づく総合的な防衛体制の強化等に資する取組の一つ（公共インフラ整備）である特定利用港湾とされている観点からも、港湾計画の早期実現が可能となるよう、早急かつ重点的な予算の配分・支援を要望します。

② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援

○ サンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接し、商業、官公庁、文化、交流、情報などが集積する四国の中核拠点であり、本年 2 月に香川県立アリーナが開館したほか、周辺では、昨年 3 月に J R 高松駅の新駅ビルが開業、本年 4 月には私立大学が開学し、さらには、令和 9 年夏に外資系最高級ホテルの開業も予定されています。

○ 鉄道・バス・離島定期航路等の交通機能が集約するサンポート高松地区に位置する高松港の客船専用岸壁は、市街地にも近接していること等から、クルーズ客船の乗客からも好評を得ており、令和 7 年の訪日クルーズ客船の寄港予定が 28 回と最も多かった令和元年を上回る水準となっていることから、近年の大型化されたクルーズ客船（11 万 GT 級）の寄港ニーズに対応した施設改修が必要です。

○ 高松港玉藻地区における、大型クルーズ客船（11 万 GT 級）に対応した港湾整備については、訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けた取組であるとともに、特定利用港湾として自衛隊等によるニーズも想定されることから、早期整備に必要な予算を確保する等、重点的な支援を要望します。

③ 海辺の賑わい創出に向けた支援

○ 港湾や海岸の緑地等は、地域の交流拠点としての役割を担い、多様なニーズに対応できる賑わい空間です。

○ なかでも、サンポート高松地区は多くの緑地が存在する等、優れた景観を有しており、世界的に人気が高い瀬戸内国際芸術祭では島々をめぐる際の拠点となるため、

水際線を生かした質の高い賑わい空間として高度利用するなどして、インバウンド等の需要に対応していく必要があります。

- 今後、クルーズ船の寄港や新たなシンボルである県立アリーナでのイベント開催等により歩行者が増えることも予想される一方で、国有港湾施設（防波堤附帯施設）である玉藻防波堤ボードウォークをはじめとする既存施設の老朽化が著しく、大規模改修等による利用者の安全性確保が急務となっています。
- 以上のことから、港湾・海岸空間を活用した更なる賑わい創出に資する施設整備を推進するため、多様なニーズに対応した緑地等の整備や、国有港湾施設の改修に必要な予算を確保する等による重点的な支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について (5)港湾事業の推進

所管府省 国土交通省(港湾局)、財務省(主計局)

県関係課 港湾課

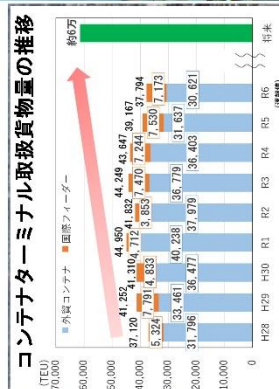
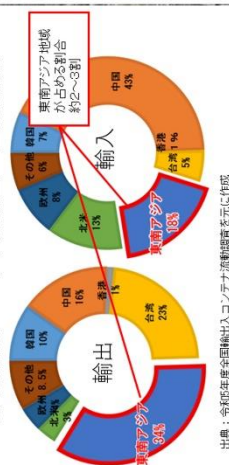
提案・要望事項

- ① 高松港の港湾機能強化の推進
地域産業の競争力強化や大規模災害時の緊急輸送機能を確保するため、複合一貫輸送ターミナル整備を推進するとともに、大水深岸壁の整備の検討に着手する等、港湾計画の早期実現に向けて重点的に支援すること。

高松港朝日地区

フェリー岸壁 新設
(-7.5m, L=200m)

香川県発着コンテナ貨物量の地域別割合



高松港玉藻地区

【将来施工】検討に着手
大規模災害時の航路維持
離島定期航路用岸壁の耐震化

【継続事業】必要な予算を確保
大規模災害時の緊急物資輸送体制等の構築
複合一貫輸送ターミナル整備

【将来施工】検討に着手
地域産業の競争力強化
大水深岸壁整備

耐震強化岸壁 延伸
(-12.0m, L=30m)

コンテナヤード
拡張区域

大水深岸壁整備
(-14.0m, L=330m)

民間物流
センター

凡 例

継続事業

将来施工

R6. 8撮影

提案・要望事項

- ② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援
クルーズの再興・拠点形成に向けた受入環境整備の推進について重点的に支援すること。

香川県立アリーナ



令和7年2月24日 開館

外資系最高級ホテル



出典：香川県・四国まちづくり振興財団によるプレス発表資料
令和9年夏 開業予定

高松港玉藻地区



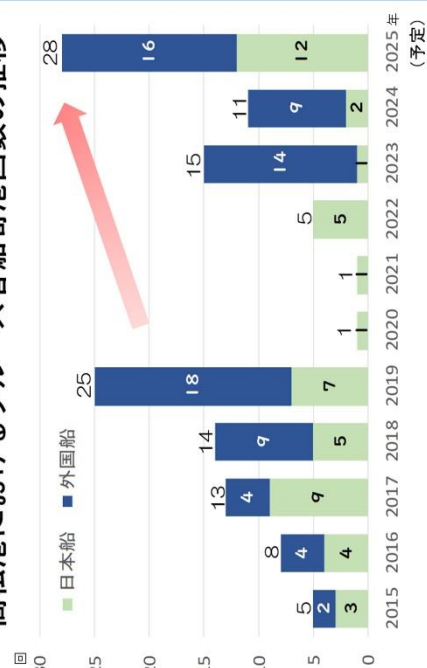
大型クルーズ客船受入施設

[整備内容] 11万GT級対応



事業期間：令和6年度～
令和8年度整備内容：桟橋工

高松港におけるクルーズ客船寄港回数の推移



③ 海辺の賑わい創出に向けた支援

港湾・海岸空間を活用した更なる賑わい創出に資する施設整備の推進について重点的に支援すること。

賑わい創出に資する施設整備が求められる緑地等

水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出が求められるサンプポート高松地区（高松港玉藻地区）周辺の緑地

周辺の大規模開発にあわせた緑地等港湾空間の整備・利活用が必要



賑わい空間として緑地等の機能を高度利用する

新たなシンボルの周辺空間として多様なニーズへの対応が必要な緑地等（高松港）



交流拠点として安全性を向上させる

老朽化が進む国有港湾施設（高松港ボードウォーク）



(6) 安全・安心な水道水供給に向けた水道事業の推進

【提案・要望事項】

1 耐震対策の推進

能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設（導水管、送水管）や重要施設に接続する水道管路（配水本管、配水支管）の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

（１）急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率（１／３）を下水道事業と同程度（１／２）まで引き上げること。

（２）急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。

（３）① 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準（通常の耐震化事業に上積みして実施するものの１／４）について、水道広域化に対する基準（水道広域化施設に係る建設改良費の１／３）と同等程度まで拡充すること。

② 繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の１／２を普通交付税措置）について、水道広域化事業（元利償還金の６０％を普通交付税措置）と同等程度まで拡充すること。

2 広域水道施設整備等の推進

（１）広域化による経営基盤の強化を確実に図るため、広域化事業・運営基盤強化等事業への必要な予算を確保すること。

（２）広域化事業の時限措置（１０年間）を延長し、運営基盤強化等事業の事業費については、広域化事業費の総額を上限とする要件を緩和すること。

【現状・課題】

○ 水道事業については、全国的に、人口減少等に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の大量更新や耐震化への対応、熟練技術者の大量退職に伴う次世代への技術の継承など様々な課題を抱えています。

○ こうした課題に対応していくため、本県では、平成 29 年 11 月、全国に先駆け、「県内一水道」（岡山県から受水している直島町は除く）となる「香川県広域水道企業団」を設立し、平成 30 年 4 月から事業を行っているところです。

○ 安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に供給していくため、課題の解決に向けた対策に積極的に取り組んでおりますが、料金収入だけで対応していくことは困難な状況であり、国における継続的な支援が必要です。

○ 令和 6 年能登半島地震では、水道施設が甚大な被害を受けましたが、今後 30 年以内の

発生確率が 80%程度とされている南海トラフ地震では、本県においても甚大な被害が想定されており、水道事業者には、こうした大規模地震発生時でも水道機能を維持し、生活に不可欠な水道水を供給することが求められています。

1 耐震対策の推進

○ 今後、高い確率で発生が見込まれている南海トラフ地震等に備えるため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震対策が喫緊の課題ですが、本県の重要施設に接続する水道管路の耐震適合率は、令和 5 年度末で 30%であり、全国平均の 39%と比べて低い状況にあります。

こうしたなか、企業団では、今般策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、緊急度や優先度の高いものから順次、耐震化を図っていくこととしております。

生活に不可欠な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、今後も必要な予算を確保していただくとともに、防災・安全交付金の交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げるなど、耐震対策に係る支援の拡充を要望します。

○ さらに、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業を活用し、耐震対策を加速化できるよう、耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に、元利償還金に対しての普通交付税措置の創設を要望します。

○ また、水道事業については、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、その経営基盤を強化するため、地方財政計画において、公営企業繰出金を計上することとしており、その考え方については、地方公営企業繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

今年度、繰出基準が見直されていることは承知していますが、現在の繰出基準では、迅速かつ適切に対応することは困難であり、耐震化を加速化するには、国、地方公共団体及び水道事業者がより連携して取り組むことが必要です。

そこで、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する繰出基準及びそれに伴う地方財政措置について、水道広域化に対する基準と同等程度までに拡充することを要望します。

2 広域水道施設整備等の推進

○ 本県では、「香川県水道広域化基本計画」に基づき、「香川県広域水道企業団」を設立し、県内一水道を実現しています。

この計画では、経営基盤の強化を図るため、平成 30 年度の事業開始から令和 9 年度までの 10 年間に、円滑な水融通のための連絡管の布設や統合浄水場の整備などの広

域水道施設整備に加え、経年施設の更新や耐震化など、総額 1,300 億円余の整備事業を実施することとしており、事業の実施に当たっては、国の交付金事業を最大限活用しています。

しかし、当初見込みを上回る人口減少による給水収益の減少に加え、昨今の資材、燃料費の高騰等により、企業団の経営は急速に悪化しており、施設整備を後年度に遅らざるを得ない状況となっております。

効率化・集約化を目的とした水道施設の広域施設整備については、多額の費用と長い年月を要するものであることから、企業団が広域化を着実に推し進め、リーディングケースとしての役割をしっかりと果たしていけるよう、今後も必要な予算を確保していただくとともに、広域化関連の交付金交付が終了する令和 10 年度以降についても、引き続き、広域化事業について国費による支援を継続するとともに、運営基盤強化等事業の事業費について、広域化事業費の総額を上限とする要件の緩和を要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）、総務省（自治財政局）

【県関係課】 予算課、水資源対策課

18 地方創生を支える社会資本整備の推進について

(6)安全・安心な水道水供給にむけた水道事業の推進

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局)、総務省(自治財政局)

県関係課

予算課、水資源対策課

提案・要望事項

1 耐震対策の推進…急所施設(導水管、送水管)や重要施設に接続する水道管路(配水本管、配水支管)の耐震化を加速化するため

- (1)防災・安全交付金の交付率(1/3)を下水道と同程度(1/2)まで引き上げること。
- (2)水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。
- (3)①線出基準(上積事業費の1/4)について、水道広域化事業に対する基準(水道広域化施設に係る建設改良費の1/3)と同程度まで拡充すること。
②一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置(元利償還金の1/2)を水道広域化事業(元利償還金の60%)と同程度まで拡充すること。

2 広域水道施設整備等の推進…広域化による経営基盤の強化を確実に図るため

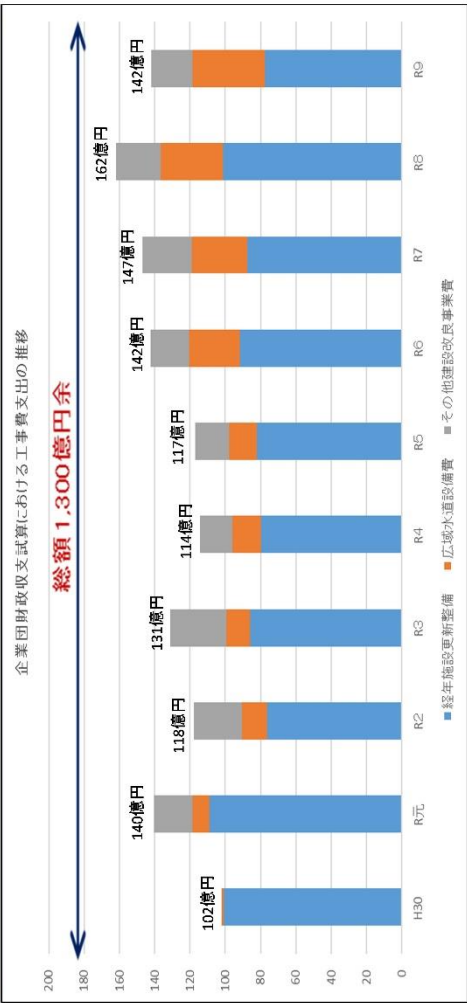
- (1)広域化事業・運営基盤強化等事業への必要な予算を確保すること。
- (2)広域化関連予算の期限措置(10年間)を延長し、運営基盤強化等事業の事業費について、広域化事業費の総額を上限とする要件を緩和すること。

現状と課題

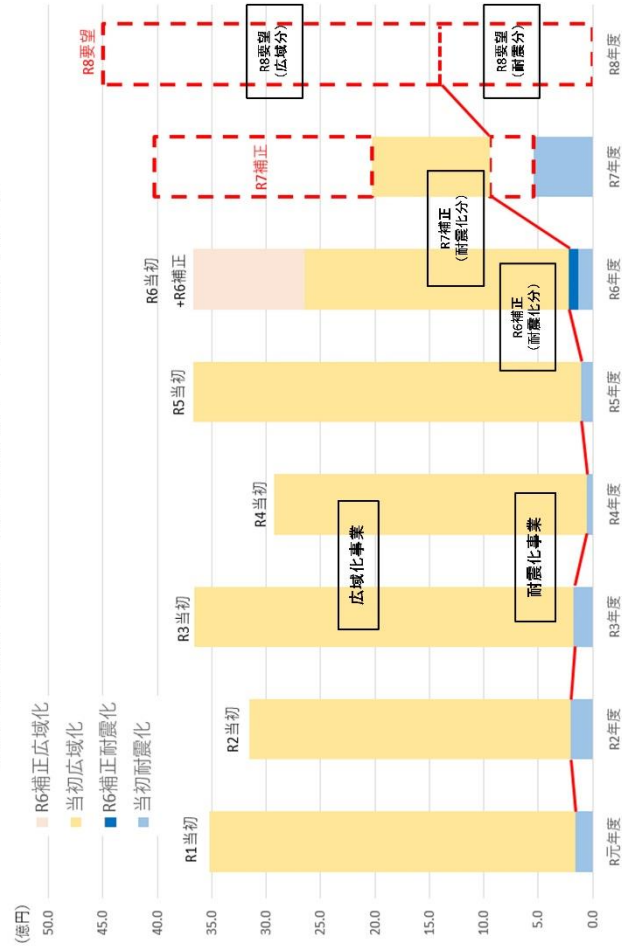
「県内一水道」香川県広域水道企業団

- ・スケールメリットを生かした経費削減や業務の効率化
- ・計画的な施設整備や官民連携による技術の継承
- ・水源の一元化による円滑な水融通

→広域化による運営基盤強化→将来にわたる安全・安心な水の安定的供給



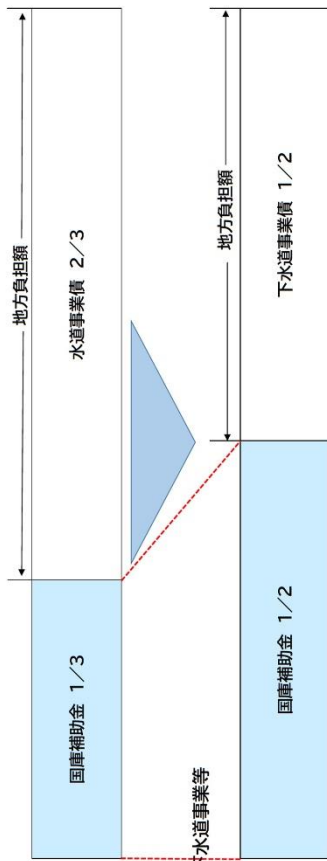
水道施設整備に係る交付金事業費の推移



○急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化を加速化するために！

(1) 防災・安全交付金の国庫補助の交付率の引き上げ

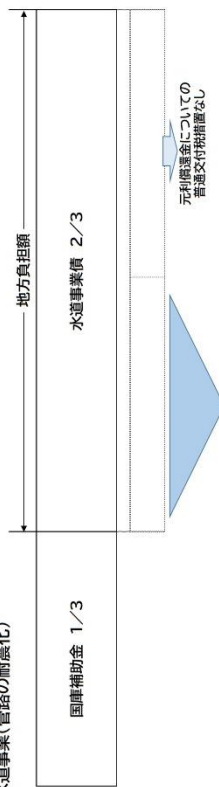
●水道事業(管路の耐震化)



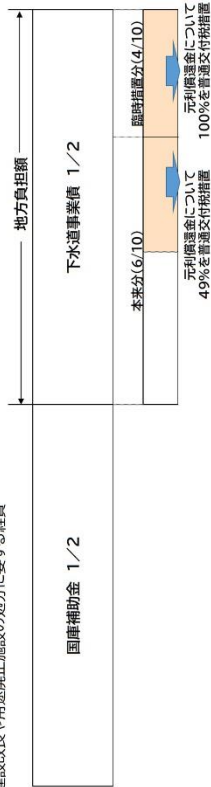
●下水道事業等

(2) 水道事業費の元利償還金に対する普通交付税措置の創設

●水道事業(管路の耐震化)

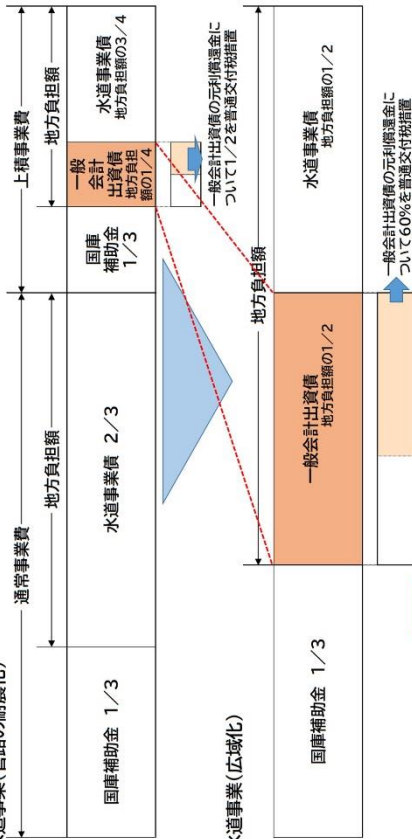


●下水道事業(流域下水道事業) 建設改良や用途禁止施設の処分に要する経費



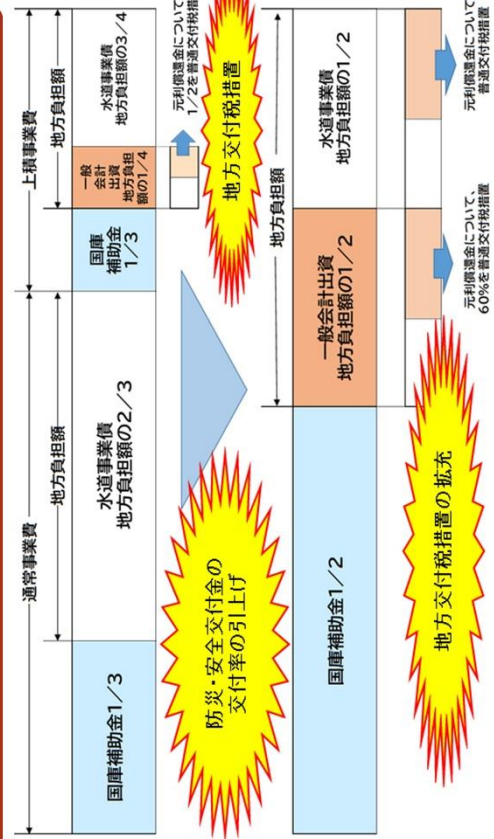
(3) ①繰出基準の見直しと②地方財政措置の拡充

●水道事業(管路の耐震化)



●水道事業(広域化)

★国庫補助の交付率及び地方財政措置の拡充



19 脱炭素・地球温暖化対策の推進について

【提案・要望事項】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を中心に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

② 地域における脱炭素化の促進

地域脱炭素は、地球環境の保全はもとより、地方創生や地域経済の活性化にも資することから、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充し、地域脱炭素を加速化すること。特に、採択していただいている「重点対策加速化事業」については、昨年度、認められていた事業者の省エネ設備更新の優先度やニーズに合わせた給湯機器から空調機器等への事業間流用を復活させるなど、自治体が利用しやすいものとする。

また、「脱炭素化推進事業債」について、国庫補助事業の地方負担分や県単独で実施している ZEH 導入促進補助等に活用できるよう、適用に当たっての要件緩和や対象事業の拡充など見直しを行うとともに、令和 7 年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

地域の企業が事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での脱炭素・省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

家庭の脱炭素化においては住宅の断熱化が重要であり、ZEH の新築や既存住宅の断熱改修に対して、国の補助金と併用できる方式で、本県独自の補助を行っている。昨年度は、ZEH についての予算額を大幅に増やし、ほぼ全額を執行している。また、断熱改修についても昨年度から支援しているところである。家計にとって負担の大きい住宅の建築や改修において、国と県から補助が得られることで効果的な導入促進施策となっていることから、国の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」や「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業」など住宅脱炭素の支援策を継続・拡充すること。

EV、FCV などの導入促進や充電・充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

④ 再生可能エネルギーの最大限導入

日照時間は長いものの、県土が狭隘な本県において、再生可能エネルギーの導入

をより一層進めるためには、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の活用が期待されており、新技術の早期社会実装を実現し、広く社会に普及していくよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。また、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象に、ペロブスカイト太陽電池を追加すること。

再生可能エネルギーの最大限活用に向けては、出力変動に対応できる調整力等の供出や余剰電力の吸収が重要であり、再生可能エネルギーから製造した水素の利活用や系統用蓄電池の導入を推進すること。

【現状・課題】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の進行に伴い、近年、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されているなか、平均気温の上昇や局地的な豪雨の増加がみられるなど、地球温暖化防止に向けた取組は喫緊の課題となっています。
- 脱炭素につながるライフスタイル、ワークスタイルの定着に向けては、県民、事業者一人ひとりの意識を改革し、行動変容につなげる必要があります。既に展開されている「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」をはじめ、国を挙げてのあらゆる機会を捉えた広報・啓発の実施などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けた取組を進められるよう機運を醸成することが必要です。

② 地域における脱炭素化の促進

- 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素施策を実施するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充するとともに、本県が令和6年度に採択をいただいた「重点対策加速化事業」については、昨年度、認められていた事業者の省エネ設備更新の優先度やニーズに合わせた給湯機器から空調機器等への事業間流用を復活させるなど、自治体を利用しやすい交付金とすることが必要です。
- 「脱炭素化推進事業債」は、対象事業が公共施設等の脱炭素化のための単独事業に限定されていることから、国庫補助事業の地方負担分や、県単独で実施しているZEH導入促進補助等に活用できるようにすることが必要です。さらには、事業年度が令和7年度までとなっている事業期間を延長し、自治体が計画的に事業を行えるよう見直すことが必要です。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

- 本県における企業の大半は中小企業であり、そうした地域の企業が、事業活動での脱炭素化などにより、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入が行えるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策が必要です。
- 国においては、2030年までに新築建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされていますが、本県における令和5年度の新築住宅におけるZEH導入割合は3割強、またZEBの累計導入件数は13件となっています。家庭の脱炭素化においては住宅の断熱化が重要であり、ZEHの新築や既存住宅の断熱改修に対して国の補助金と併用できる方式で、本県独自の補助を行っています。昨年度は、ZEHについての予算額を大幅に増やし、ほぼ全額を執行しています。また、断熱改修についても昨年度から支援しているところです。家計にとって負担の大きい住宅の建築や改修において、国と県の両方の支援が得られることで、効果的な導入促進施策となっていることから、国においても「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」や「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」など住宅脱炭素の支援策を継続・拡充することが必要です。
- 国の「グリーン成長戦略」において2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させることを目標としていますが、本県における令和5年度末の自動車保有台数におけるEV（PHEVを含む。）やFCVの割合は0.5%程度にとどまっており、目標達成に向けて、EVやFCVの購入などに対する補助や税制の優遇措置を拡充するとともに、充電、充填インフラなどの必要十分な整備に向けて整備費用や運営経費の支援の充実を図るなど、利用者や設置者にとってメリットがある環境を整備することが必要です。

④ 再生可能エネルギーの最大限導入

- 日照時間は長いものの、県土が狭隘な本県において、再生可能エネルギーの導入をより一層進めるためには、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の活用が期待されており、新技術の早期社会実装を実現し、広く社会に普及していくよう、十分な技術支援や財政措置を講じる必要があります。また、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象に、ペロブスカイト太陽電池を追加することが必要です。
- 太陽光発電は、発電量が天候や時間帯により変動することから、発電量が安定しないという課題があります。再生可能エネルギーの最大限活用に向けては、出力変動に対応できる調整力等の供出や余剰電力の吸収が重要であり、再生可能エネルギーから

製造した水素の利活用や系統用蓄電池の導入を推進することが必要です。

- 【所管府省】環境省（大臣官房、地球環境局、水・大気環境局）、
資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部）、中小企業庁（経営支援部）、
国土交通省（住宅局）、総務省（自治財政局）
- 【県関係課】環境政策課、産業政策課

19 脱炭素・地球温暖化対策の推進について

所管府省

環境省(大臣官房、地球環境局、水・大気環境局)、
資源エネルギー庁(省エネルギー部、新エネルギー部)、中小企業庁(経営支援部)、
国土交通省(住宅局)、総務省(自治財政局)

県関係課

環境政策課、産業政策課

提案・要望事項

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

- 脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むこと
- デコ活を中心に、脱炭素に向けて取り組み機運を醸成すること

② 地域における脱炭素化の促進

- 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充すること
- 特に、採択していただいている「重点対策加速化事業」については、昨年度、認められていた事業者の省エネ設備更新の優先度やニーズに合わせた給湯機器から空調機器等への事業間流用を復活させるなど、自治体が利用しやすいものとする
- 「脱炭素化推進事業債」は、要件緩和や対象事業の拡充など、制度を見直すとともに、事業期間の延長を図ること



重点対策加速化事業の補助金を活用した、県有施設への再エネ導入

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

○ZEH等の支援として、「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」や「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」を継続・拡充すること

○EV、FCVなどの導入促進や充電・充電インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること



移動式水素ステーション

④ 再生可能エネルギーの最大限導入

○次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の活用が期待されており、新技術の早期社会実装を実現し、広く社会に普及していくよう、十分な技術支援や財政措置を講じること



フィルム型ペロブスカイト太陽電池
(出典：積水化学工業㈱)

○再生可能エネルギーの最大限活用に向けては、出力変動に対応できる調整力等の供出や余剰電力の吸収が重要であり、再生可能エネルギーから製造した水素の利活用や系統用蓄電池の導入を推進すること

現状と課題

- 脱炭素化に向けた取組を進めるためには、財源の確保が必要である。
- 国の支援制度の変更に伴い、ZEH等への補助事業が停滞するおそれがある。
- 再生可能エネルギーの更なる導入を図るための次世代技術の普及には、一定の時間を要する。



「地域の脱炭素化の加速」

脱炭素社会の実現に向けて
地域とともに取り組み地球環境の保全

